

2025 (令和 7) 年度

政策・制度予算に対する要請回答

泉南地区

貝塚市	(要請)	2024 年	10 月	16 日	(回答)	2025 年	2 月	25 日
泉佐野市	(要請)	2024 年	10 月	16 日	(回答)	2025 年	3 月	12 日
泉南市	(要請)	2024 年	10 月	16 日	(回答)	2024 年	12 月	13 日
阪南市	(要請)	2024 年	10 月	16 日	(回答)	2024 年	12 月	24 日
田尻町	(要請)	2024 年	10 月	16 日	(回答)	2025 年	2 月	18 日
熊取町	(要請)	2024 年	10 月	16 日	(回答)	2025 年	2 月	20 日
岬町	(要請)	2024 年	10 月	16 日	(回答)	2025 年	1 月	31 日



【目次】

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策	- 1 -
2. 経済・産業・中小企業施策	- 11 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策	- 18 -
4. 教育・人権・行財政改革施策	- 41 -
5. 環境・食料・消費者施策	- 55 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策	- 64 -
7. 大阪南地域協議会統一要請	- 81 -
8. 泉南地区協議会独自要請	- 86 -
《政策予算要請 用語集》	- 93 -

※回答は、連合大阪大阪南地域協議会ホームページにも掲載しています。

トップページの「政策要請」タブよりご覧いただけます。

<http://www.osaka-minami.net/>



1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について

①地域就労支援事業の強化について <継続>

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援ニーズに即した事業展開がされるよう、大阪府との連携を強化すること。

就職氷河期世代や、子育てや介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援、社会とつながる仕組みを含む施策を講じること。加えて、女性が困難を抱えやすいひとり親家庭への支援事業の総合的な就業施策を強化し、支援の必要な人へ情報が届くようアウトリーチ型の取り組みも強化すること。

(回答)

貝塚市（福祉総務課、産業戦略課、子ども福祉課）	※下線部追加
<p>現在の労働に関わる課題や問題、就労への支援ニーズを共有できるよう、定期的に地域労働ネットワークの推進会議を開催しており、今後も引き続き国や大阪府などと連携し、事業展開を進めてまいります。また、大阪府立高等職業技術専門学校や近畿職業能力開発大学校などと連携し、生徒募集や職業訓練講座などの職業能力開発の情報を広く周知してまいります。さらに、貝塚市就労支援センターで実施しているフォークリフト講習やパソコン事務講座などを通じて、働く意欲がありながらも就職に結びつかない方が就労により社会参加できるよう、支援を進めてまいります。</p> <p>加えて、ひとり親家庭への支援として、個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定するなど、総合的な支援計画のもと、養成機関での修業期間中の生活費支援や、訓練経費の支援を実施してまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
<p>「地域労働ネットワーク」を活用し、ネットワーク間で様々な事例や取組を対面での会議で共有することで就職困難層の就労への支援ニーズに基づいた事業展開を大阪府と連携しつつ行ってまいります。加えて、女性のサポートやひとり親家庭については、大阪府や大阪府公共職業安定所等の関係機関の専門相談窓口や、職業能力訓練等の制度についての周知を図ってまいります。</p> <p>また、就職困難者や氷河期世代の方に対し、就職に有利となる資格取得に係る受講料を助成することで、新たな就労の実現につなげてまいります。</p>	
泉南市（産業観光課）	※従前と変わらず
<p>地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有を図るとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。また、市福祉部局と連携し、子育てや介護・治療やひとり親家庭への就労支援に努めます。</p>	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>大阪府労働環境課や高石市以南の市町及び関係機関で構成する「阪南地域労働ネットワーク」では、労働相談実務に関する研修会や意見・情報交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っています。また、就労困難層等への支援については、他市町の好事例を参考に、職業能力開発講座の実施など、効果的な支援制度となるよう努めるとともに、関係機関等と連携を強化し周知に取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町では、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」で紹介される好事例等を参考に、就労支援事業の強化を図るとともに、就労に繋がる資格取得講座等を開催しています。また、ひとり親家庭等の就職困難者については、「地域労働ネットワーク」を積極的に活用し近隣市町及び商工会等で開催される合同就職説明会等へ誘導するなどして、地域就労支援コーディネーター等が就労に至るまで支援を行ってまいります。また、ハローワークやサポステと連携して就労支援を行うとともに各種福祉サービスと連携するなど、今後も相談者のニーズに応じた就労支援に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>現在、就職困難層に対する支援については、本町に就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターによる相談を行うと同時に、就職困難者等支援策として資格取得に取り組む方への補助を実施しております。</p>	

<p>また、「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな、ていねいな支援とその活用に向けた周知啓発を引き続き行ってまいります。</p>	
<p>岬町（都市整備部）</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図るとともに、柔軟に対応できるよう、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。</p>	

②障がい者雇用の支援強化について <継続>

大阪府内企業の法定雇用率達成に向け、特に雇用ゼロの中小企業においてマッチングの支援や、事例やノウハウを共有化し準備段階から採用・定着まで一貫した総合的な支援策を強化すること。

障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解促進のための取り組みを推進すること。

(回答)

<p>貝塚市（産業戦略課、障害福祉課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>障害のある方の就労に関する相談につきましては、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・支援及び事業主への支援を実施する泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワーク岸和田などの専門的な相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところです。</p> <p>また、<u>障害のある方の雇用促進と働きやすい職場づくりを進めるため</u>、事業者の障害への理解、障害のある方が社会で就労することの意義や障害のある方を雇用する企業の社会的責任への理解を図り、大阪府や大阪障害者職業センターなどが実施する事業者向けの研修を周知しているところです。</p> <p>さらに、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、障害者雇用安定助成金などの制度の周知についても、ハローワーク岸和田など関係機関と連携し情報提供などに努めてまいります。</p>	
<p>泉佐野市（まちの活性課、地域共生推進課）</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>泉佐野市就労支援フェア・高齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。職場での理解促進や各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p> <p>障害者の就労支援については、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、自立支援協議会就労支援部会において作成した「就労支援事業所パンフレット」及び「授産製品リスト」を活用し、本市が契約によって調達する物品及び役務の障害者就労支援施設等からの優先的な調達や、障害者雇用を検討している企業と障害者就労支援施設とのマッチングを推進してまいります。</p> <p>加えて、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日より民間事業者による合理的配慮が義務化されることに伴い、障害者に対する差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供についてのさらなる周知啓発を図ります。</p>	
<p>泉南市（産業振興課、障害福祉課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報交換を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて行い、きめ細やかな支援を図ります。</p> <p>また、<u>大阪府雇用推進室発行の職業訓練ガイド等</u>を利用して啓発を行い、障害者就労への取組に努めます。障害者総合支援法に基づく障害者就労に関する支援を実施するとともに、障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、今後も大阪府、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、啓発の取組も含めて、職場環境の整備を働きかけます。</p>	

阪南市 （生活環境課、秘書人事課）	※下線部追加
<p>泉州南障がい者就業・生活支援センターやC－SＴＥＰ等の関係機関と連携した支援体制づくり、地域就労支援相談による継続支援に努めるとともに、市内事業者に対し、雇用の開拓、定着に向けた啓発に取り組んでまいります。</p> <p>また、本市においては障がい者職業生活相談員を選任し、相談体制を整えるとともに、障がい者活躍推進計画に基づき研修を実施し、引き続き障がい者への理解の促進に取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>企業の障がい者雇用については、国や大阪府、関係団体と連携しながら、障がい者雇用に関する企業向けセミナーを活用するなどし、事業所における課題解決の支援及び助成金の支援制度の活用方法等の情報発信に努めております。また、本町の相談支援事業では、地域就労支援コーディネーター等が就労支援を行うとともに福祉関係の部署とも連携し、障がいの有無に限らず相談者に寄り添った支援体制により実施しています。</p>	
熊取町 （障がい福祉課）	※従前と変わらず
<p>障がい者の雇用支援につきましては、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や、新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるように相談や助言を行う「就労定着支援」について、必要な方に支給しているところです。</p> <p>また、障がい者の就労支援と職場定着のため、障がい者の方からの就業に関する相談や、障がいの特性を踏まえた雇用環境の整備について事業所へ助言を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークと引き続き連携を行ってまいります。</p> <p>さらに、「障害者週間」などにおきまして、障がいに関する理解を深めるための啓発活動や情報提供を行っているところであり、今後も継続した取組みを進めてまいります。</p>	
岬町 （しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連絡を密にしてその取り組みを進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき<u>着実に</u>支援を継続してまいります。</p>	

③外国人労働者が安心して働くための環境整備 <新規>

地域で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築するとともに、関係機関や大阪府と連携を強化し、状況把握・共有を図ること。

また、生活・働くうえで必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供すること。

(回答)

貝塚市 （産業戦略課）
<p>地域で働き、暮らす外国人は、言葉や文化、習慣の違いから、日常生活で抱えるストレスや悩みは多くあると思われれます。市内の企業では、多くの外国人を雇用しており、日本語教育や生活相談など、外国人就労者に対するサポートに努めているとお聞きしています。</p> <p>貝塚市においては、市民課や市立貝塚病院など、外国人の方が多く来訪される窓口には携帯型翻訳機を設置し、多言語による対応を行っています。また、外国語版のごみの分別冊子を転入時に市民課で配付し、ホームページにも公開をしています。消防本部においては、電話通訳センターを通じた三者同時通訳や音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、多言語による救急現場での円滑なコミュニケーションに努めています。さらに、かいづか国際交流協会においては、貝塚市及び近隣に在住の外国人の方を対象とした日本語学習を支援するとともに、外国人の方が周囲との交流を深め、孤立を防ぐため、各種イベントへの参加呼びかけなどを行っています。</p>
泉佐野市 （まちの活性課）
<p>泉佐野市外国就労者サポートセンター（通称：iFOS）が相談できる窓口を設置しています。また、日本語サポートを必要とする外国人に対して、日本語教室も開催しています。雇用者側の日本語能力への要求が高まっていることもあり、入社面接前にiFOSスタッフが事前面接を行うと同時に、日本語能力のチェックもしています。</p>

泉南市 （産業振興課、生涯学習課）
<p>地域就労支援センターにて、外国語翻訳のタブレットを常備し、就労支援に努めます。また、外国人の受入れ、定着について、専門的にサポートする企業等との連携に努めます。</p> <p>令和2年度より日本語教育の推進に関する法律に基づき、鳴滝識字教室と泉南日本語教室の実施を支援しており、泉南市在住または在勤の方を対象に週に一度各教室を開催しています。引続き外国人労働者をはじめ様々な方に学習の場を提供できるよう支援に努めます。</p>
阪南市 （生活環境課、中央公民館）
<p>福祉、人権など庁内関係部署と連携するとともに、国、大阪府などの関係機関とも連携した支援体制の構築をめざしていきます。</p> <p>また、本市では、阪南市立東鳥取公民館内において「外国人のための日本語教室」を開設しています。日本語の学習を希望される市内在住の外国人に対する学習の場として、今後も引き続き教室の充実に努めます。</p>
田尻町
<p>本町においても外国人人口は急速に増加しており、多文化共生への対応が求められていることは認識しております。特に、学校教育等における学習保障としての日本語教育、労働者のための日本語の学習機会の提供は急務であると考えているところです。</p>
熊取町 （産業振興課）
<p>外国人労働者の受入については、国内の労働力不足を背景に大きな課題となっていると考えておりますので、環境整備については、国の適正な運用や大阪府、他の市町村の動向などを調査しながら検討してまいりたいと考えております。</p>
岬町 （まちづくり戦略室）
<p>本町では、「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」に参加し、課題の共有や意見交換を進めるとともに、在留・在日外国人向け生活支援を提供する民間企業と連携協定を締結し、課題解決に向け取り組んでいます。また、外国人労働者への支援については、地域の実情に即した意見交換会の場を設置するなど、多様な声を反映した共生支援策を推進します。さらに、日本語学習の支援として、学習機会の充実を図る方策を検討し、関係機関と協力して外国人労働者が安心して生活・就労できる環境整備に努めてまいります。</p>

（2）ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について <継続>

女性活躍推進法の周知・啓発を積極的に行うとともに、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を働きかけること。また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく要因分析・是正に取り組むこと。

改正育児・介護休業法についても趣旨・内容を広く市民へ周知し、男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信など啓発活動を行い、「誰もが育児休業を取得できる」職場環境の整備に取り組むこと。

（回答）

貝塚市 （産業戦略課、人事課、人権政策課）	※下線部追加
<p>少子高齢社会による労働力不足が懸念されるなか、就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現させることが重要であると考えます。貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモプランでは「あらゆる分野への女性参画の推進」及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を基本目標に掲げており、今後も女性活躍推進法の周知啓発を実施すると同時に、従業員数が100人以下の企業に対しては、事業主行動計画の主旨について説明するなどの計画策定に向けた働きかけを、また育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、改正育児・介護休業法の周知について、国や大阪府などと連携し啓発チラシやセミナーを活用しながら進めてまいります。</p> <p>さらに、貝塚市では今後も継続して貝塚市特定事業主行動計画の見直しを図るとともに、各役職段階における男女の給与の差異について公表し、要因分析を行ってまいります。</p>	

泉佐野市（人権推進課）	※下線部追加
<p>毎年9月は「女性活躍推進」月間であり、今年度も引き続きそれに関する啓発活動として講座を開催しました。</p> <p>また、行動計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知」や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座も実施し、多数参加がありました。</p> <p>本市におきましては、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」（人ひとプラン）の基本目標Ⅰに、あらゆる分野における共同参画 基本課題 2. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、施策の方向 (1) 仕事と家庭生活の両立支援 (2) 事業所における両立支援対策の促進 (3) 多様な働き方への支援を掲げ取り組んでいます。</p>	
泉南市（秘書人事課）	※下線部追加
<p>本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、本計画を通じて女性が職業生活においてその個性と能力が十分に発揮できるよう適材適所の配置に努めています。また、女性男性を問わずすべての職員が育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向け、休暇制度等の周知・啓発を行います。</p>	
阪南市（人権推進課、秘書人事課、生活環境課）	※下線部追加
<p>男女共同参画プランにおいて、男性が家事・育児・介護に参画することに対する周囲の理解を高めるための広報・啓発活動を行うとともに、様々なハラスメントに対しては女性総合相談などの活用について周知しているところです。</p> <p>また、本市では特定事業主行動計画及び行動計画に基づく取組の実施状況を公表しています。</p> <p>育児休業については、制度等を周知し男性の育児休業取得を促進するとともに、働きながら育児や介護がしやすい職場環境整備に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、阪南市事業所人権問題連絡会などの関係機関での周知を図るとともに、商工、人権など庁内関係部署との連携を図っていきます。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>2021年3月に策定した女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げる各種目標数値を達成できるよう引き続き女性参画を進めてまいります。今年度公表した「男女の賃金の差異」についても、毎年継続し公表するようにします。また、男性職員の育児休業取得の促進についても、該当職員への制度説明の機会を設けるとともに、会計年度任用職員の代替配置等、取得しやすい職場環境の整備に努めます。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課、人事課）	※下線部追加
<p>女性活躍推進法に関する周知につきましては、町ホームページをはじめ、町広報誌等において周知を行っております。引き続き、あらゆる機会を捉え、周知啓発に努めてまいります。</p> <p>職員の給与の男女の差異については適切に公表しており、今後も引き続き状況把握・分析を行い、女性職員の活躍の推進のために取り組んでまいります。</p> <p>また、職場での男性の育児休業取得の促進がされるよう、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会発行の連絡会ニュース等を活用し、周知に努めてまいります。</p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>今後も引き続き、男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、女性の職業生活における活躍を推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活気ある社会の実現に努めてまいります。</p>	

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について <継続>

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめるとともに、「性暴力救援センター・大阪SACHICO(松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係

機関に働きかけること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

貝塚市（人権政策課、子ども相談課、学校教育課）	※下線部追加
<p>貝塚市人権行政基本方針における個別の人権課題として「女性の人権」を掲げ、様々な教育・啓発を行うことによりジェンダー平等社会の実現をめざすとともに、貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプランでは「あらゆる暴力の根絶」を基本目標として掲げ、庁内での連携体制を確立し、DVなどの被害者救済に努めてまいります。</p> <p>また、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にもきめ細かい対応ができるよう職員研修を実施し、職員の資質向上を図りながら、相談・支援体制を充実させるとともに、セミナーの開催など、啓発活動に努めてまいります。</p> <p>さらに、令和6年4月に出産から子育てまで包括的で切れ目のない支援を提供することを目的として貝塚市こども相談センターを設置しており、特定妊婦に対し、妊娠届出時に個々の状況によるサポートプランを作成し、出産後も必要に応じた支援を行ってまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>本市におきましては、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」（人ひとプラン）の基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心な地域社会づくり、基本課題 1. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶、施策の方向（1）暴力を許さない社会意識の浸透（2）相談支援体制の充実（3）DV等被害者保護と自立支援の充実（4）性暴力の予防と被害者支援を掲げ取り組んでまいります。</p> <p>また、相談窓口の周知をはじめ、泉佐野警察、大阪府関係機関、庁内関係部署と連携しながら、取り組んでいきます。職員に対する研修については、今後、人権問題職場研修の機会を活用して取り組んでまいります。</p>	
泉南市（人権推進課、家庭支援課）	※下線部追加
<p>「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DV被害者への支援体制を整えます。</p> <p>DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的マイノリティなど、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、市内相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、研修や連絡会議を継続的に行います。</p> <p>また、被害者保護の対応から自立支援の取組を進めるため、個別支援調整会議を実施し、庁内の関係機関等との連携強化により一層の支援体制の充実に努めます。</p> <p>特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で管理が決定された妊婦については、母子保健と家庭児童相談室が連携し、必要に応じて産前訪問を共同で実施しています。</p> <p>また、出産後も共同で訪問し、育児手技や養育環境を確認し、母子に必要な支援や社会資源の情報提供を行なっています。</p>	
阪南市（人権推進課、健康増進課）	※下線部追加
<p>男女共同参画プランでは、女性へのあらゆる差別や偏見を排除し、性別に関わらずすべての人の人権を尊重する多用性の視点を大事にしています。そのために、毎年実施しているヒューマンライツセミナーをはじめとした講義・講演等で上記の視点についての啓発に努めています。</p> <p>さらに、被害にあわれた方が相談できる女性総合相談について、広報誌や市ウェブサイト等で周知しているところです。</p> <p>また、性暴力救援センター・大阪SACHICOについては、チラシ等を配架し、周知に協力しています。</p> <p>「特定妊婦」の方に対しては、市の保健師が定期的な架電や訪問等により、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供を行う等の支援を行ってまいります。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、切れ目のない養育支援に取り組んでいます。</p>	

田尻町	※下線部追加
<p>2023(令和5)年3月に策定した「田尻町人権行政推進基本方針・基本計画」及び現行の「第2次田尻町男女共同参画プラン」に基づき、女性の人権をはじめ、様々な人権課題に関し、人としての尊厳が大切にされるよう人権・男女共同参画施策の積極的な推進に努めているところです。<u>また、昨年度から第3次田尻町男女共同参画プランの策定を進めており、本年度末に新たなプランを策定することとしております。</u></p>	
<p>DV対策・女性支援策等に関しては、大阪府に対し、①町村へのきめ細かな支援②DV被害者へのより一層の支援③DV予防教育の実施による暴力根絶のために必要な支援④困難な課題を抱える女性への支援に係る法律に基づく大阪府基本計画に関し、関連施策や予算措置等についてのきめ細かな情報提供・町村が事業を円滑に実施するための財源確保と積極的支援などを大阪府町村長会及び大阪府町村議長会から要望しております。本町では、人権相談及び女性のための相談において、相談者の一人ひとりに応じたきめ細かな対応を心がけ、これまで相談を実施してまいりました。今後も相談対応を行う相談員等のスキルアップに努めるとともに、相談者が利用しやすい環境づくり、職員への研修について今後も、取り組みを進めてまいります。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※従前と変わらず
<p>「改正DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に関する周知につきましては、広報、ホームページ等において周知を行っております。</p> <p>本町では、男女共同参画条例に基づき策定した「熊取町第3次男女共同参画プラン」に暴力と人権侵害を許さない意識づくりや、若年層へのデートDV防止のための教育と啓発などを具体的施策として盛り込み、DV被害者支援への相談支援体制の充実につきましても、DV相談窓口の周知、相談員の育成、関係機関との連携や緊急時の被害者の安全確保に努めることなど、さまざまな施策の推進を目標としております。今後とも、このプランに沿って各種施策の実施を推進してまいります。</p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>メディア等において女性の人権を尊重した表現が行われるよう啓発活動等を、国、大阪府等関係機関と連携し、引き続き推進してまいります。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」の周知・啓発やデートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にむけ、国、大阪府等関係機関と連携して取り組んでまいります。</p> <p>医療・法的支援等を包括的に提供できるよう、近隣市町村と連携し、国、大阪府等関係機関に対し、先進的なワンストップセンターの設置を要望してまいります。</p> <p>DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施できるよう努めてまいります。</p>	

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて <継続>

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民が一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、条例制定をめざすこと。加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい公共施設(多目的トイレ等)の整備に取り組むこと。

(回答)

貝塚市（公共施設マネジメント室・人権政策課）	※下線部追加
<p>貝塚市人権行政基本方針における個別の人権課題として「性的マイノリティに関する人権」を揚げ、関係機関との連携を図りながら、相談者の立場に立った相談や支援に取り組んでおり、多様な性自認・性的指向への理解を促進するため、講演会や広報などを通じて啓発してまいります。</p> <p>また、令和2年9月から貝塚市パートナーシップ宣誓制度を導入しており、制度の周知及びLGBTなどの性的マイノリティの方への理解促進に取り組んでいるところであり、<u>引き続き、多様な価値観を認め合う社会の構築に努めてまいります。</u></p>	

泉佐野市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別を解消する目的で、人権啓発冊子“人として生きる”のテーマとして「LGBTって知っていますか？」を作成して啓発に努めています。</p> <p>また、講演等を通じ、当事者である講師からの貴重な体験談から市民の理解を広める機会を設けています。今後も様々な機会を通じ、広く市民への理解を図るため、啓発に努めてまいります。</p> <p>なお、令和6年1月1日より、泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しています。今後は本制度の趣旨を啓発し、市民、事業者等にご理解頂き「誰もが暮らしやすいまちづくり」を進めていきたいと考えています。</p>	
泉南市（人権推進課、総務課）	※下線部追加
<p>本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。</p> <p><u>本庁舎および別館庁舎において誰もが使用しやすい多目的トイレを設置しています。</u></p>	
阪南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>男女共同参画プランにおいて「多様な性を認める意識の醸成」に取り組んでおり、今後もLGBTQについての市民向け啓発講座等を開催し、理解啓発に務めてまいります。</p> <p>また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」については、大阪府作成のチラシ等で周知に行い、また、個別相談があった場合は、大阪府の制度の案内と大阪府の担当窓口を伝えるようにしています。なお、条例については今後の運用等を勘案し、調査検討に努めます。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>大阪府では、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が2019（令和元）年に制定されるとともに、パートナーシップ宣誓証明制度が導入されました。これらは性の多様性や性的マイノリティに関する理解促進をめざすうえで大変意義深いものであると認識しております。また、大阪府が、同様の取組を行う市町村との広域連携強化を図っていることについても承知しております。</p> <p>本町では、策年度から町営住宅の入居に関し、パートナーシップ宣誓証明書を受けた方の入居申込の受付を開始しました。今後も、先行して取り組む自治体の状況をふまえ、制度の導入や施策の実施について研究してまいります。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課）	※従前と変わらず
<p>本町では、人権啓発情報誌や町ホームページ等において性的マイノリティの人権問題について啓発を行うとともに、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会における事業所向けの研修や、町が主催する男女共同参画講演会においてもテーマとして取り上げるなど、様々な機会を通じ、性的マイノリティに対する理解啓発に努めており、引き続き、様々な機会を通じて理解啓発に努めて参りたいと考えております。</p> <p>また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」については、町広報誌等において広く周知を行うとともに、町営住宅入居者募集時において、入居を希望している同性カップルが大阪府または府内自治体によって互いにパートナー関係であると証明された場合、申し込みを可能としております。</p> <p>さらに、大阪府に対しては、当事者の抱える様々な課題等に対応するため、同制度がより有効に活用され、サービスの範囲等が明確になるよう要望しているところです。引き続き、大阪府と連携しながら、多様な性が尊重される社会の実現をめざし、理解促進への取り組みを行ってまいります。</p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>本町では、「第3次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革を提案し、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」を実現するため、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成29年度には、性的マイノリティに係る人権問題を、住民の皆様に認識していただくべく、「LGBT」をテーマにした啓発冊子を作成（令和4年度）し、町内に全戸配布を実施しました。</p>	

今後も、LGBT等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に基づいた条例については、当町の状況等を踏まえ、国・府・関係機関と調整を図り引き続き検討してまいります。

人権に配慮したLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい公共施設（多目的トイレ等）の整備については、国、府、近隣市町村等と連携し、実態把握、必要性の検証に努めてまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について <継続>

就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が多様な相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口が設置されるよう働きかけを行うこと。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
<p>労働に関する法制につきましては、国や大阪府、貝塚商工会議所などと連携し、<u>関係団体や市内の中小企業への周知を図っています。</u>また、貝塚市、岸和田市、泉佐野市とその市域に設置している労働基準監督署、公共職業安定所、近畿職業能力開発大学校及び大阪府で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会において、雇用労働問題に関する各種講座を開催しハラスメント防止を含む労働法制の周知に努めており、<u>今後も継続して進めてまいります。</u></p> <p>また、労働相談につきましては、労働に関する相談窓口をより分かりやすくお示しするとともに、<u>相談を受けた場合により早く確実に専門機関へ繋ぐことができるよう</u>、国や大阪府などとの連携を引き続き行ってまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>岸和田市、貝塚市及びハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施することに加え、ハラスメント防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p> <p>相談対応体制につきましては、大阪府や関係団体との連携を強化し相談の迅速な解決に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を実施することでその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。</p>	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>各種労働法制の改正による混乱等が生じないよう、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の様々な媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組むとともに、労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>職場におけるパワーハラスメント対策については、町広報等により労働者だけでなく雇用者についても相談を受ける旨周知しています。また、今後も労働基準監督署や大阪府と連携し周知するとともに、住民から相談があった場合も適切なアドバイスができるよう努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>各種の労働法制の周知については、国や大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報誌や町ホームページ等により啓発に努めてまいります。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら支援体制の充実と強化を図ってまいります。</p>	

(4) 治療と仕事の両立に向けて <継続>

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小企業に浸透するよう、関係団体と連携して周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みについて、産業保健総合支援センターが進める専門相談員派遣や長期療養者就職支援事業などについての周知、啓発を行うとともに、相談を受けた場合には、より早く確実に専門機関へ繋ぐことができるよう、国や大阪府などとの連携を引き続き行ってまいります。	
また、大阪府や貝塚商工会議所と連携し、企業と労働者がともに医療や介護に関する知識を学べるよう、セミナーなどを通じ周知に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
企業での「治療と仕事の両立支援」の取組の浸透に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者・労働者共に理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
病気の治療や介護を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。	
阪南市（健康増進課、生活環境課）	※従前と変わらず
病気の早期発見・早期治療を行い治療と仕事の両立につなげられるよう、各種検診や健康相談を行い、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止に取り組んでまいります。	
また、病気の治療と仕事の両立を図り、病を患った人が生きがいを感じながら働けるよう、国や大阪府など関係機関と連携を図るとともに、ニーズを踏まえた両立支援体制について検討してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
病気の治療と仕事の両立について、労働基準監督署や大阪府、商工会議所、医療機関等と連携し、事業主に対して周知啓発を行うとともに、様々な情報を収集し、その支援に繋げてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策について、周知に努めます。	
新たな働き方にも対応した両立支援についても、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めてまいります。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
「治療と仕事の両立支援」について、労働者が「がん」などの病気になっても、治療に対する配慮や適切な措置により働きつづけられるよう大阪府及び本町商工会等関係団体と連携し、相談窓口の周知・啓発を行ってまいります。	
本町では共済組合や商工会と連携し特定健診及びがん検診を実施しており、労働者の健康管理に寄与していくとともに、疾病の早期発見早期治療につなげていくことで治療と仕事の両立を支援していきます。	
あわせて、がん患者のアピアランスケアとして医療用ウィッグの購入費助成を行い、患者のQOLの向上、社会復帰の促進を支援します。	
また、働きながら介護を行う労働者が増加する中、介護離職の防止に向けて、自らの親が介護状態になる可能性のある現役世代に対して、早期に介護保険制度や介護休業制度等について周知を行うことが重要となっております。厚生労働省が作成しました勤労世代の介護離職防止に資する介護保険制度の公報資料等を活用し、関係団体と連携しながら、介護等の総合相談窓口である地域包括支援センターや介護休業制度の周知に努めてまいります。	

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について <継続>

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、中小企業振興策において、中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

条例制定済み市（制定順 18 市）：2024 年 10 月現在）

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、守口市

（条例制定済自治体へは【「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について】として、後半部分のみを要請。）

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
<p>貝塚市商工業振興条例は平成 24 年 4 月に施行され、以降貝塚市の役割として定められている、商工業の経営基盤の安定化、商店街の活性化、工業の活性化、雇用の促進などに関する施策を実施しています。</p> <p>具体的な施策としまして、主要展示会などへの出展による販路・需要開拓事業や、生産性向上を目的とした設備投資・ITツール導入のための国・大阪府などが所管する支援（補助金）を活用した事業を展開する企業などに対する中小企業積極的事業展開促進補助金制度のほか、各種産業財産権の取得に対する奨励金を支給する中小企業産業財産権取得促進補助金制度による支援を実施しています。</p> <p>また、<u>市内企業への就職を促進し人材確保に寄与するとともに、若い世代の定住促進に資することを目的とし、令和 5 年度に奨学金の代理返還制度により従業員の奨学金返還を支援する企業に対する返還支援補助制度を、令和 6 年度に新規就職者への就職一時金の支給を実施する企業に対する支援補助制度を創設しています。</u></p> <p>今後も、これら施策の利用を促進しながら、さらなる商工業の振興が図られるよう制度周知と新たな制度創設に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
<p>本市では「泉佐野市中小企業振興基本条例」を施行しており、<u>中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など含めた中小企業者等の発展に努めてまいります。</u></p>	
泉南市（産業振興課）	※下線部追加
<p>本市では、<u>中小企業振興基本条例は制定していませんが</u>、中小企業における新規設備導入、更新に伴う支援策について、効果的な施策を検討します。</p>	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
<p>本市の中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、労働組合・労働団体の参画と役割や責任等を含めて調査・研究してまいります。</p> <p>また、中小企業の振興策等においても、大阪府や近隣自治体等の動向を注視しながら、調査・研究してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、商工会議所とも連携し、地域にあった支援に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>条例の制定にあたっては、熊取町商工会等の関係機関との意思の統一を図るとともに、本町の産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視し研究してまいります。</p>	

岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進し、本町としての基本理念や必要な役割等の整理に努めてまいります。</p>	

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について <継続>

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府と連携して図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
<p>貝塚市においては、中小企業積極的事業展開促進補助金制度や中小企業産業財産権取得促進補助金制度により販路開拓や知的財産の活用を促進し、ものづくり産業の維持・強化を図っており、今後もこれら支援策の周知に努めるとともに、さらなる商工業の振興が図られるよう新たな制度創設に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>大阪府と協議を図りながら検討します。</p>	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
<p>本市では、ものづくり企業を「阪南ブランド十四匠」として認証を行う阪南市商工会と連携し、種々の事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなど、ものづくり産業の維持及び強化に努めています。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>ものづくり支援については、国や大阪府等から情報を収集し、多くの情報を発信できるよう努めてまいります。また、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）と連携し、引き続き、支援施策の充実について検討してまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えていますが、このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、熊取町商工会を含む各種の関係機関との連携を図ってまいりたいと考えます。</p> <p>また、産業活性化基金を活用し、中小企業者に対して継続した支援を行うことで、ものづくり産業の維持・強化に努めます。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>ものづくりに取り組む中小企業支援に積極的に取り組むとともに、関係機関の積極的な活用や生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の優遇制度の継続実施等、ものづくり産業の育成強化に努めてまいります。</p>	

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について <継続>

工業高校や工業高等専門学校の専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
技術水準の向上や技能習得におけるモチベーションの向上、企業イメージの向上につながる支援策について、 <u>大阪府立高等職業技術専門学校や近畿職業能力開発大学校などとの連携も含め研究してまいります。</u> また、技能五輪への参加について、貝塚商工会議所とも連携し周知に努めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
中高生への周知とともに、本市にある工科高校と連携してものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう周知の強化に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
本市には工業高校や工業高等専門学校が存在せず、協力体制の構築は難しいものの、商工会等と連携し、広く情報収集および情報発信を行います。	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会へ挑戦する機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知を行ってまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
若者の技能五輪等への挑戦や各種大会参加等への支援については、国や大阪府、関係機関などから情報収集を行うとともに、広報や町ホームページを活用して情報発信に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、熊取町商工会を含む各種の関係機関と連携を図って参りたいと考えます。 また、産業活性化基金を活用した支援メニューを通じて、中小企業者へ支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報について町ホームページの充実を図り、広報や啓発チラシ等によりPRしてまいります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙やホームページ等を活用するほか、商工会などの関係機関とも連携し、周知に努めるとともに、町の支援についても検討を進めてまいります。	

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて <継続>

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
BCPの策定は、有事の際の事業継続あるいは早期復旧を可能とするだけでなく、 <u>企業の危機管理や事業継続能力を証明することにより、対外的な信用の向上につながる</u> ことから、貝塚商工会議所と連携し、市内企業に対し事業継続力強化計画の策定支援を進めるとともに、中小企業強靱化法に基づく国による優遇措置や中小企業基盤整備機構が実施するセミナーなどの各種支援についても周知してまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続力強化支援計画の認定を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。また、BCPの策定によるメリットをより事業者にも周知することで、策定率の向上に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を進めています。策定後は、市内中小企業に対し、商工会を通じてBCPに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。	

阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市において、阪南市商工会等の関係機関と連携し、BCPセミナーの開催周知や大阪府の「超簡易版BCP『これだけは！』シート」の活用等啓発活動に取り組むなど、策定率向上に向けた対策を行っています。	
田尻町	※下線部追加
中小企業による事業継続計画の策定については、商工会議所と連携し、相談支援に加えて、防災・減災対策等のセミナーを開催しております。 また、大阪府「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を活用する等、中小企業の事業継続計画（BCP）の策定率が向上するよう、今後も大阪府と連携し、地域に応じた支援に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
本町と熊取町商工会が共同で策定した現行の事業継続力強化支援計画は令和6年度をもって計画期間を満了することから、新たに感染症対策を位置付けた上で、今年度内に令和7～11年度にわたる向こう5か年の次期計画を策定します。計画では、熊取町商工会が主催するBCP策定セミナーの開催した際には支援を行うことを位置付けるなど、中小企業者への支援を引き続き行ってまいります。	
岬町（都市整備部）	※下線部追記
本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け広報活動及び相談等の支援を円滑に行えるよう取り組んでいます。また、取り組みにあわせて、効果の検証等の推進に努めます。	

(2) 取引の適正化の実現に向けて <継続> ★重点項目

府内企業における、働き方も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取り組みを推進・拡大するため働きかけること。特に、大手企業・中堅企業への働きかけを行い、「パートナーシップ構築宣言」「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性を高めること。

また、中小企業の働き方改革を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し「価格交渉の指針」の周知徹底や「しわ寄せ」防止、各種支援策の利用拡大を図ること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
取引の適正化・価格転嫁の円滑化推進のため、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携し、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請などへの「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発や相談窓口の案内のほか、パートナーシップ構築宣言、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などの取組みについても周知してまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
中小企業の公正取引の確立と円滑な価格転嫁につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まるよう周知徹底に努めてまいります。また、関係機関への円滑な誘導に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
中小事業者の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局との連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるように、必要な情報の周知啓発に努めます。	
阪南市（まちの活力創造課）	※下線部追加
本市では、国や大阪府、関係機関と連携を図り、市内企業に対して取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取組み周知や、企業の宣言拡大に向けた啓発等に努めます。 また、取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、商工会等の関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めます。	
田尻町	※従前と変わらず
引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法を検討してまいります。	

熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報誌をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
<u>パートナーシップ構築宣言、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の取り組みの推進・拡大に努めます。</u> また、下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、適切な対応に努めてまいります。	

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて <新規> ★重点項目

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

(回答)

貝塚市（契約検査課）
下請法や労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などの遵守に努めており、今後も継続してまいります。また、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引となるよう周知・啓発を進めてまいります。
泉佐野市（契約検査課）
本市の民間企業への発注の際の方針につきましては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に準拠するなど、国等から随時通知のある適正価格に係る指針等に基づき適正な取引となるよう努めています。 また、公共工事設計労務単価が全国全職種単純平均において大幅に引き上げられたこともあり、今年度はスライド条項を適用させるなど、受注者からの協議の申出等についても適切に対応するよう努めています。
泉南市（契約検査課）
民間企業への発注は市内全体にわたり行われていることから、国通知、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などを踏まえ、受注者からの要請などに対しては適切に対応するなど、適切な事務の執行に努めるよう市内向けに周知しているところです。
阪南市（総務課）
発注にあたっては関係法令等を遵守しつつ取引の適正化に努めているところであり、引き続き取引の適正化に努めていくとともに、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引に関しては他の自治体の動向を注視するなど調査研究に努めてまいります。
田尻町
引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法を検討してまいります。
熊取町（総務課）
公契約における取引の適正化については、適正な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させるべきものであると認識しており、今後も経済社会情勢の変化を勘案し、労務単価や資材単価に反映するなど、適切な工事発注に努めてまいります。
岬町（総務部）
原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定を行い、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要であります。 岬町におきましても、令和5年に内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、発注者として適切な行動に努めてまいります。

(4) 公契約条例の制定について < 継続 >

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO第94号条約型)の制定を推進すること。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

総合評価入札導入済：貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市

(回答)

貝塚市 (契約検査課)	※従前と変わらず
公契約の締結において、人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保する取組みの情報収集に努めてまいります。	
泉佐野市 (契約検査課)	※従前と変わらず
本市の公契約条例の制定につきましては、国においてILO94号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと、また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民間事業者間の契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますが、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保にもつながるダンピング対策などの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。 本市は「泉佐野市人権行政基本方針」を制定し、市民団体や企業、NPO、ボランティア団体との連携、協働が重要であるとしており、事業者の責務を明らかにし、市内で事業活動を行う事業者は施策に協力するとともに、従業員の人権意識の高揚を図るなど、人権尊重の社会づくりが推進されるよう努めることと定めています。これらの方針や条例等に基づき、公契約締結においても人権尊重の取組に努めてまいります。	
泉南市 (契約検査課)	※下線部追加
労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定するべきものであるとの考え方もあることから関係法令の整備について国への要望も行っているところですが、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視するとともに、 <u>公共調達における人権尊重の取組への配慮も含め</u> 、引き続き検討課題として取扱います。	
阪南市 (総務課)	※従前と変わらず
公契約条例の制定また公契約締結における人権デュー・デリジェンスへの配慮に関しては、国や大阪府、近隣自治体等の動向を注視し、引き続き調査研究してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
人権デュー・デリジェンスへの配慮につきましては、地方公共団体として当然の取組みであると認識しておりますが、適切なリスク評価につきましては、他団体の動向を注視してまいります。公契約条例につきましては、労働基準法や最低賃金法など国において関連法令の中で統一的な整備を図っていくべきものとの考えに変わりなく、引き続き国の動向を注視してまいります。 また、本町においては、年間発注件数が少なく、組織体制等様々な課題があることから、総合評価入札制度の導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。	
熊取町 (総務課)	※従前と変わらず
公契約の締結や公契約条例の制定については、国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も、国や大阪府、府内自治体等の動向を注視していく考えです。 また、総合評価入札制度の導入については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。	
岬町 (総務部)	※従前と変わらず
総合評価入札については、導入すべき規模の発注が少なく、導入における検討段階にとどまっているところです。現在、契約事務については、地方自治法及び契約規則に基づく事務手続きを行っており、引き続き契約適正化に努めてまいります。	

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援 <継続>

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）遵守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、人権政策課）	※下線部追加
市内で唯一の地域総合経済団体である貝塚商工会議所と連携し、ILO（国際労働機関）により定式化されている中核的労働基準について周知に努めてまいります。	
また、人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された貝塚市企業人権協議会の会員企業をはじめとする市内企業に対し、法令順守の重要性や人権意識の高揚に向けた取組み、人権問題への啓発について広く発信してまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
関連機関と連携し、企業への中核的労働基準・人権デュー・デリジェンスの周知に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※下線部追加
海外事業展開を図ろうとする地元企業があれば、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。	
阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を予定する事業者に対して、中核的労働基準順守の重要性について周知啓発に努めます。	
田尻町	※従前と変わらず
国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
中核的労働基準の遵守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性については、町広報紙などの各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
海外での中核的労働基準順守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性について、町広報紙やホームページの掲載等による啓発活動の実施を検討し、周知徹底に努めてまいります。	

(6) 産官学等の連携による人材の確保・育成 <継続>

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
人材確保・人材育成は、地域経済を支えるあらゆる企業が直面している課題であると認識しています。	
国や大阪府、大学などと連携を深め、また、貝塚市域に工場を展開し、関西蓄電池人材育成等コンソーシアムに参画しているパナソニックエナジー株式会社にも意見を聞きながら、産業人材を育成するための枠組みの構築について研究してまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取組の浸透に向けて、産官学が連携して、バッテリー人材の育成・確保ができるように、周知啓発に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※下線部追加
地域産業における人材の確保・育成について近畿経済産業局などと情報共有を図るとともに、効果的な施策について検討をします。	

阪南市（まちの活力創造課）	※従前と変わらず
本市において、さまざまな産業の人材の確保・育成のため産官学等が連携して取り組む枠組みの構築については、大阪府や商工会等の関係機関と連携を図りながら、調査・研究してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
国や大阪府、近隣市町村等の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援を検討してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
地域産業を考える上で産学等の連携による人材育成・確保は重要な視点と認識しています。 ご要望にある「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の事例も参照しながら、その手法等について研究してまいります。	
岬町（まちづくり戦略室・都市整備部）	※従前と変わらず
本町の第5次岬町総合計画では、まちづくりの基本方針の一つとして協働のまちづくりを推進しております。この方針に基づき、これまで本町では大阪公立大学、和歌山大学、大阪府立岬高等学校等の教育機関と連携し、多様な連携事業を展開してまいりました。 また、官民連携事業研究所と締結した「公民連携促進に関する連携協定書」に基づき、行政が抱える課題の解決や、住民サービスの向上、地域活性化を図るため、民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用しています。今後についても、企業版ふるさと納税や地域活性化企業人制度等の活用も検討しつつ、産学官の連携を一層強化し、地域産業を支える人材育成に取り組んでまいります。	

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について <継続>

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例提供など支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。

大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。

また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

(回答)

貝塚市（福祉総務課）	※従前と変わらず
貝塚市の支援員は、より適切な支援が実施できるよう、育成やスキルの維持・向上のため国や大阪府が行う自立相談支援事業従事者研修や地域で行われる研修などに参加しています。支援員の人員確保につきましては、財政支援も含め適切に対応してまいります。また、社会福祉協議会をはじめ、地域の関係機関と適宜、連携を行ってまいります。 居住支援にOsakaあんしん住まい推進協議会などと連携し、要配慮者に対する居住支援の推進に努めてまいります。	
泉佐野市（地域共生推進課）	※従前と変わらず
生活困窮者自立支援事業を委託実施する基幹型包括支援センター及び市内5カ所の地域型包括支援センターに対し、国が実施する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」及び大阪府が実施する「大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修」の積極的な受講勧奨を行い、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を始め、就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者の養成に努めています。また、国が実施するテーマ別研修を始め、大阪府内地区別研修など、あらゆる機会を捉えて、支援員の資質向上を図っています。 住宅確保要配慮者に対しては「Osakaあんしん住まい推進協議会」の運営する「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用し、相談窓口、安心して入居できる登録賃貸住宅や各種支援制度の情報を提供することに加えて、大阪府と連携し、居住の安定を支援してまいります。	

泉南市（生活福祉課）	※従前と変わらず
<p>自立支援事業について、毎年委託事業者に対し、必要なスキルに関する研修の情報提供を行い、研修を受講頂いています。自立支援制度については、引続き国庫負担金および国庫補助金を申請して事業を行います。泉南市では事業を一般社団法人に委託して行っています。</p> <p>居住支援の推進については、検討を進めます。</p>	
阪南市（生活支援課）	※従前と変わらず
<p>生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、支援員の育成やスキルの維持・向上のため、国や大阪府が実施する支援員向けのブロック別研修に参加していただいています。</p> <p>また、支援員確保のための必要財源について、引き続き財政支援の拡充を求めてまいります。</p> <p>生活が困窮されている方からの住居相談には、状況に応じて福祉の専門職が大阪府営住宅を紹介する等、居住支援を含めた生活相談を実施しています。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>生活困窮者自立支援事業に携わる職員については、スキルアップのため大阪府社会福祉協議会が主催する研修等に積極的に参加し、近隣市町とも情報交換を行っています。</p>	
熊取町（生活福祉課）	※従前と変わらず
<p>本町には福祉事務所が設置されていないため、生活困窮者自立支援制度の実施主体は大阪府となりますが、住民に最も身近な行政窓口として、大阪府が設置する自立相談支援機関（はーと・ほっと相談室）と居住支援を含めて十分連携しつつ、地域の生活困窮者からの一次的な相談に対応してまいります。</p> <p>また、現在、本町にCSWを4名配置し、関係部署・機関と連携しながら、ケースに応じた伴走型支援を実施しているところですが、当該制度が円滑に推進されるよう、大阪府に対して、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めるとともに、就労に関する部署をはじめ、本町社会福祉協議会など関係機関との協働により、体制の充実を図ってまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>生活困窮者自立支援事業については、当町は福祉事務所を設置していない町村であるため実施主体ではありません。そのため、実施主体である大阪府と連携・協力してまいります。</p> <p>また、地域の特性に合わせた取り組みとしましては、住宅確保要配慮者のうち、ひとり親世帯の居住の安定のため、セーフティーネット住宅登録制度の推進や家賃補助を行っているところです。</p>	

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について <継続>

がん早期発見のため、若年代から毎年受診できるよう検診制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。また、大阪府と連携し、「健活10」「おおさか健活マイレージ“アスマイル”」等の取り組みを充実し、市民により広く周知すること。特に、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

(回答)

貝塚市（高齢介護課、健康推進課）	※下線部追加
<p>貝塚市では、国のがん予防重点健康教育及び検診実施のための指針に基づき、がん死亡率の減少が科学的に証明されているがん検診を実施しています。指針では検診対象年齢、実施回数が見込まれており毎年受診を必要としないがん検診もあることから、検診体制を変更する考えはありません。なお、AYA世代へのがん検診の積極的な受診を促すための取組みにつきましては、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、毎年1月にはその年度中に20歳となる方に子宮がん検診啓発パンフレットを送付し、その後、5月には検診無料クーポン券を送付することにより、受診勧奨に努めています。また、HPVワクチンの接種対象者へ予防接種案内を送付し、がん予防効果の周知を行っています。</p> <p>大阪版健康マイレージ事業につきましては、ホームページ及び広報誌に掲載するとともに、特定健診受診券送付時に健康アプリ「アスマイル」の案内チラシを同封するなど周知に努めているところです。</p>	

高齢者の健康増進・孤立防止の取組みにつきましては、卓球・乗馬・水泳といった運動を通じた健康教室などの開催や、健康アプリ「かいづか介護予防マイレージ」を導入し、健康意識の向上・活動の継続を促し、介護予防に取り組む市民の増加を図っています。

また、医療や介護サービスなどにつながっておらず健康状態が不明な高齢者や閉じこもりの可能性がある高齢者に対し訪問を行い、必要なサービスに応じて受診勧奨などを実施しています。

泉佐野市（健康推進課）

※下線部追加

市民の特定健診におきましては、15歳以上の国保加入者を対象に国保若年健診を実施しております。乳がん・子宮がん検診につきましては国の指針に基づき、対象年齢や受診間隔を定めておまして、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に両検診ともに2年に1回の受診をお勧めしております。若い世代からの受診を勧めるため、乳がん検診は40歳の方、子宮がん検診につきましては20歳の方に無料クーポン券郵送による受診勧奨を実施しております。

「第4期大阪府がん対策推進計画」の推進を含め、生活習慣病や各種がんを含む多様な疾病の予防・早期発見・早期治療をめざし、健（検）診全般におきまして、広報、予約方法、検診実施方法の工夫を重ねております。加えて、保健対策協議会を実施し、がん検診の受診率等について検証し、毎年有識者等からご意見をいただきながら、取り組みを推進しております。

また、大阪府内でも早期に取り組んだ健康マイレージ事業により健診受診率の向上に努めており、地域ポイント「さのぼ」を活用して更なる推進を図っております。令和6年1月から本事業については、市民がいつでも、どこでも楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、スマートフォンアプリを使用し、歩数で健康ポイントが得られるものとしてデジタル化した「(愛称) さのぼっ歩」として運用も変化、令和6年4月からは各種健（検）診受診もポイントを得ることが出来るようになり、より一層、健康づくり活動・健（検）診受診を促すシステムとして事業展開しております。

特定健診、がん検診の受診率向上のための大阪府がとりくむ健活10や大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活アスマイル”についてはチラシの配架、特定健康診査の受診券に同封するなど普及に努めております。

不特定多数の方への健康情報の提供につきましては、ホームページ等への掲載はもとより、地元医師会等関係団体の協力も得ながら、イベント「健康フェスタ」を開催し、健康に関する事業や情報の提供をしております。

今後も、さの健康ナビによる健診のインターネット予約や健康マイレージ事業デジタル化（さのぼっ歩「さのぼっ歩」）を活用したがん検診等の情報発信を実施し、本市健康増進計画・食育推進計画をふまえ、PDCAサイクルにより、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいります。

泉南市（保健推進課）

※従前と変わらず

本市では、受診率向上のために、子宮がん検診（20歳女性）、乳がん検診（40歳女性）の市民に無料クーポンを送付するとともに、節目年齢の市民にがん検診の案内を個別で送付し啓発を実施しています。また、国民健康保険の特定健康診査とがん検診を同時に実施しています。30歳代には、生活習慣病の早期発見のために基本健康診査を実施しています。

大阪府が実施している「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」等につきましては、健康教室等やウォーキングイベントなどを活用し、啓発します。

企業との連携協定も進めており、引続き、医師会をはじめ、保健所等関係機関と連携し、健康増進の取組を推進します。

阪南市（健康増進課、保険年金課）

※下線部追加

各特定健診・各種がん検診については、土日検診やセット検診の実施、受診可能施設の拡大など受診率向上等に向け取り組んでいます。

今後も大阪府や医療機関との連携を図りつつ、受診促進に向けた取り組みを実施してまいります。

また、各種がん検診については、土日検診の実施や受診可能施設の拡大など受診率向上等に向け取り組んでいます。今後も大阪府や医療機関との連携を図りつつ、受診促進に向けた取り組みを実施してまいります。特定健康診査については、土日健診やがん検診とのセット実施を行うとともに、令和2年度からの事業として、国民健康保険に加入しており保険料を完納している世帯の方に特定健康診査等を受診された場合に市内の事業所で利用できる商品券を進呈する事業を実施しています。

なお、大阪府が主体となっている「健活10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」事業については、イベント会場や市役所等にチラシを配架するとともに健康事業のポイント対象イベントとしての登録や事業参加者に対してPR活動を行うなどの啓発を行っています。

田尻町

※従前と変わらず

本町のがん検診は、国の指針に基づき受診頻度等を設定し実施しております。受診率の向上のため、対象者への個別通知の充実をはじめとし、ふれ愛センターでの集団健診や医療機関での個別健診体制を構築しています。今後もAYA世代をはじめとした誰もが受診しやすい環境づくりや、がん検診の周知・啓発に努めてまいります。さらに、本町ではウォーキングや健康づくり活動、介護予防活動、ボランティア活動への参加に対し、ポイントを付与して健康づくりの継続を促す「たじり健康ポイント」の活動を進めており、おおさか健活マイレージアスマイルと併せて幅広く町民に周知しております。今後も大阪府の取り組みと連携しながら、さらなる町民の健康づくりを推進してまいります。

熊取町（健康・いきいき高齢課）

※従前と変わらず

本町では、令和5年度にデジタル技術を健康づくりに活かす取り組みとして、がん検診や特定健診等について、個人の検診履歴を踏まえた予約受付やプッシュ型の受診勧奨ができる、「がん検診web予約システム」を導入し、「乳がん、子宮頸がん、胃がん（エックス線検査）、肺がん、骨粗しょう症」検診の自己負担額を無償化し、町民の特定健診や各種がん検診の受診率向上による健康寿命の延伸に資するよう努めています。

ANA世代への勧奨として子宮頸がん検診の無償化を行うとともに、「熊取町二十歳の誓い」でチラシを配布するなど、がん検診の受診を促す取組を実施しています。

「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、健活おおさか推進府民会議への参画をはじめ、ポスター掲示や広報、ホームページへの掲載、さらに国民健康保険証発行時のチラシ同時配布や各種健康づくりイベントでの周知活動を行うなど、PRに取り組んでいます。また、本町独自の取り組みとして、平成30年度より国民健康保険被保険者対象に実施している、特定健診受診勧奨事業「めざせ！がっちり健幸」を通じて住民が主体的に健康づくりに取り組む気運の醸成に努めています。

岬町（しあわせ創造部）

※下線部追加

がん検診については国の指針に基づき実施しているところです。胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診は隔年受診となっているところですが、早期発見早期治療が重要であることから、AYA世代への職域検診を含めた受診勧奨、未受診者への積極的な受診勧奨を行っています。

また、「健活10」「おおさか健活マイレージ“アスマイル”」について大阪府と連携し、本町でも取組を進めています。本町独自の取り組みとしましては、各種健康教室の開催時にポイントの付与を実施しています。令和6年度策定の第3次健康みさき21にてライフコースアプローチとして高齢者の健康づくり、社会参加を進めることを強化することとしております。

(3) 医療提供体制の整備に向けて ★重点項目

①医療人材の勤務環境と処遇改善について <継続>

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

(回答)

貝塚市（病院総務課）

※下線部追加

市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会等で報告し、職員の健康管理を行っています。また、医師の労働時間上限規制に対しては、他職種へのタスクシフトや業務の見直しを図り、医師の時間外労働の削減に努めてまいります。

ベースアップ評価料を活用した処遇改善につきましては、市立貝塚病院において取り組んでいるところです。医療機関への情報提供や相談対応の強化につきましては、医療機関に対する指導監督権限を有する国の役割であると認識していることから、貝塚市独自に対応する考えはございません。

また、優秀で意欲の高い医師を確保するための環境づくりとして、国内外の短期留学の促進、論文・学会発表に対する助成、表彰制度の構築を行い、看護師においては、特定分野の知識・技術を習得した看護師を評価する院内認定制度やキャリアに応じて能力開発を図るキャリア開発ラダーなどの構築を行っており、今後も医療技術などの向上に資するよう努めてまいります。

また、潜在医療従事者が大規模災害時に復職できる仕組みや保健所の体制整備に関しては、適宜、保健所と泉州二次医療圏の在り方について意見交換してまいります。

泉佐野市（健康推進課）

※下線部追加

本市が設置した地方独立行政法人りんくう総合医療センターでは、令和6年4月1日より3年間の期間を特定地域医療提供機関として指定を受けており、その内容は、循環器内科や小児科などの9診療科が医師の働き方改革のB水準の指定を受けるもので、時間外労働の上限規制がA水準の年間960時間からB水準の年間1,860時間に緩和されるものとなっています。B水準については2035年度末までの暫定措置とされており、今後は看護師、医療技術員へのタスクシフトにより業務の軽減、医師事務作業補助者の適正配置による事務作業の軽減、宿日直許可取得による勤務体系の変更を行い医師の労働時間の削減を図るとともに安全で安心できる医療を提供するための適正な医師数の確保を目指してまいります。

また、緊急事態を想定した医療人材確保のために災害マニュアルやBCPの見直し、作成を行うとともに、医療分野では人材バンクや人材派遣の取組みを積極的に進められており、潜在医療従事者等の活用が推進されていると考えます。

泉南市（保健推進課）

※従前と変わらず

本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。

また今後の感染症拡大における保健所体制整備について、保健所との連携強化に努めます。

阪南市（健康増進課）

※下線部追加

阪南市民病院においては、病院運営主体である指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、チーム医療の推進、医師事務補助者やICTの活用等により医師の働き方改革に積極的に取り組んでいます。

また、2023年度より特定行為研修の指定医療機関に認定されるなど看護師等のキャリア構築に向けた取組みも行っています。

なお、災害時においては、業務継続が可能な体制を構築する必要があることから、人材確保の仕組みについて大阪府自治体病院開設者協議会や大阪府公立病院協議会を通じて、大阪府に対して要望してまいります。

田尻町

※下線部追加

本町は病院等の医療機関を保持しておりませんが、地域の医師会医師の学術向上と地域医療の促進や看護師の育成を目的に地域医療研究費や看護師養成に補助を行ってまいりました。

今後も安全で質の高い医療・看護の提供や潜在医療従事者が緊急時に復職できる仕組み等の構築に向けても、関係自治体、保健所と共に検討してまいります。

熊取町（健康・いきいき高齢課）

※従前と変わらず

本町には町立病院はありませんが、新たに医療人材確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者とともに協議しています。また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援を行っています。

今後も大阪府、泉佐野泉南医師会をはじめ、関係機関とともに研修機会の拡充に努めてまいります。

岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>医療人材の勤務環境と処遇改善につきましては、安定した医療を提供するために必要と認識しています。特に救急医療、周産期医療及び小児医療の人材確保が課題であることを大阪府、地域医療機関と共通の認識を持っています。今後、それらも含めて泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。</p> <p>また本町を含む泉佐野保健所圏域は広く、コロナの感染拡大時期には保健所機能が麻痺し、各市町への対応が難しくなりました。泉佐野保健所の体制強化について本町は引き続き保健所の支所としての尾崎保健所の復活を大阪府へ要望してまいります。</p>	

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて <継続>

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、医師不足が懸念される救急科や産科、小児科等の医師確保に向けて大阪府と連携して取り組むこと。

医療の地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内での病床機能確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築すること。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」をそれぞれ推進すること。

(回答)

貝塚市（高齢介護課、健康推進課、病院総務課）	※従前と変わらず
<p>市立貝塚病院では、院内保育園の整備や病児保育の実施など、特に子育て中の女性医師でも勤務しやすい環境の整備に取り組んでいます。また、地域で安心して受けられる医療を提供するためには、医師の確保は重要な課題ととらえており、不足している診療科につきましては、医師の確保に引き続き努めるとともに、大阪府に対しては、解消に向けた医療施策に引き続き取り組まれるよう要望してまいります。</p> <p>地域の医療体制は第8次大阪府医療計画に基づき整備され、感染症発生時には急性期・回復期・慢性期まで切れ目なく必要な医療を提供できるよう、医療圏内の感染症指定医療機関、協力締結医療機関が各々の機能や役割を踏まえ、連携体制の構築に努めており、医療と介護の連携につきましては、在宅医療・介護を包括的・継続的に提供できる体制を構築するため、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャーなどの多職種による会議を定期的で開催し、情報共有及び知識の向上のための研修を実施し、医療と介護の連携の推進に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（健康推進課）	※下線部追加
<p>急速な人口減少、少子高齢化に伴い、地域においては将来にわたり良質かつ適切な医療を安定的に受けられる医療提供体制が求められており、都道府県単位では地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図っています。その方策の1つとして、良質かつ適切な医療を安定的に提供するために、地域医療連携推進法人制度が医療法で定められています。現在、この制度を活用すべく、泉州南地域では急性期病床を持つ救急告知病院が法人設立に向けて取り組んでいるところです。設立後のめざす連携業務としては、救命・救急医療体制の完全な受入体制の確立や人事交流による効率的な運用、高額医療機器の共同利用などとしており、持続可能な医療提供体制の構築を進めてまいります。</p>	
泉南市（保健推進課）	※従前と変わらず
<p>本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。</p> <p>本市においては、産科婦人科はありませんが、周産期医療においては、泉州広域母子医療センターとして、貝塚市以南の4市3町で協力し、りんくう総合医療センターに整備した周産期医療センターを維持するために分担金を拠出し、運営を補助しています。</p> <p>今後も引き続き、大阪府、医師会、近隣市町等と連携、協力しながら、医療体制の充実に努めます。</p>	

阪南市（健康増進課）	※下線部追加
<p>医師や看護師など、医療従事者の定着及び離職防止、並びによりよい労働環境整備のため、阪南市民病院内に職員向けの保育所を設置し、働きやすい魅力ある職場づくりに努めています。</p> <p>また、新たな感染症の感染拡大時における医療にも地域全体で対応できるよう、保健所や地域医師会との連携のもと、体制整備を図り、地域住民へ安全で安心な医療提供が図れるよう取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>地域で安心して医療を受けられる提供体制の実現を目指し、医師の偏在を解消するため、広域医療等の中で取り組む場合には、関係自治体と共に協力してまいります。</p> <p>また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制については、切れ目なく必要な医療が提供されるよう国や大阪府の動向を踏まえながら、医療や介護と連携し体制の構築に努めてまいります。</p>	
熊取町（子育て支援課、健康・いきいき高麗課、介護保険課）	※下線部追加
<p>泉州地域での周産期医療体制の構造の取り組みとして、りんくう総合医療センター（産科・小児科全般（分娩・帝王切開、新生児集中治療室など））及び市立貝塚病院婦人科医療センター（妊娠外来のみ、婦人科全般（手術含む））で役割分担し、また、産婦人科医師の安定的確保と安心安全な分娩や手術の提供を行うため2つの病院で1センターとしている「泉州広域母子医療センター」の運営経費の一部を、引き続き貝塚市以南の4市3町で負担し、効率的な医療の提供に取り組めます。</p> <p>また、泉州医療圏における二次救急医療機関に対し、運営経費の一部を、引き続き高石市以南8市4町で負担することにより、円滑な救急医療体制の確保に努めます。</p> <p>現在、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の期間中に団塊の世代がすべて後期高齢者（75歳以上）となる、令和7年（2025年）を迎えることになり、医療と介護の両方のニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護の連携強化や体制整備を図るため、医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）を定期的開催し、町内の多職種連携における課題等の解決に向け取り組んでいます。</p> <p>その取り組みの一環として、在宅医療介護相談会などを開催し、在宅医療の現状や課題について周知啓発に努めています。</p> <p>また、平成30年度から、泉佐野泉南医師会に事業を委託し、医師会や関係機関と協働しながら広域的な課題について、必要な取り組みを行っています。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>医師の偏在や女性医師の復職支援について国や府の施策に期待することです。医師不足について特に周産期医療及び小児医療の人材確保が課題であると大阪府、地域医療機関、近隣市町でも認識しています。引き続き国及び府に対して泉州医療圏域協議会等において適宜意見を付したいと考えております。</p> <p>また必要な医療が切れ目なく提供される医療体制の確保を大阪府へ求めるとともに「医療機関の機能分化と連携」のもと地域の病院の統廃合が過度に進まないよう地域医療を守ることを府に対して求めてまいります。</p>	

（5）介護サービスの提供体制の充実にむけて ★重点項目

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて <継続>

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

(回答)

貝塚市 （産業戦略課、高齢介護課、広域事業者指導課）	※下線部追加
<p>貝塚市独自の支援策として、<u>従業員の奨学金返還を支援する市内企業に対し、その返還額の一部を補助する制度を令和5年度に創設しています。</u>また、令和6年度介護報酬改定において見直された介護職員等処遇改善加算の制度についてホームページによる周知や、介護職員の資質向上やキャリアアップに向けた支援などに取り組むよう、制度の適正な実施について、運営指導などの機会をとらえて引き続き指導を行うなど、<u>人材確保に向けた支援を実施してまいります。</u></p> <p><u>ハラスメントの防止につきましては、事業者に対する集団指導の際に大阪府が作成したハラスメント対策の資料を活用して指導を行ってまいります。</u>また、<u>カスタマーハラスメント相談窓口につきましてはホームページに掲載し、周知を図ってまいります。</u></p>	
泉佐野市 （介護保険課）	※下線部追加
<p>介護の人材確保、職場への定着については重要課題として認識をしており、市長会を通じ国に対し、<u>処遇改善加算での対応ではなく抜本的な改革を要望しております。</u></p> <p>令和5年度、6年度において、<u>本市独自の事業として、介護人材等の確保や育成、介護施設等に従事する方への支援及び負担の軽減を図ることを目的とした泉佐野市介護施設等従事者支援事業を実施しております。</u></p> <p>また、訪問介護におけるサービス提供責任者への研修としては、市が取り組んでいる介護給付の適正化の中で個別ケースをもとにした指導、助言を行い、スキルアップに取り組んでおります。介護職場におけるハラスメントの防止については、様々な機会を捉えてハラスメント防止に向けた取組みを進めてまいります。</p>	
泉南市 （長寿社会推進課）	※下線部追加
<p>介護労働者の人材確保については、<u>泉南地域の5市3町および大阪府、大阪府社会福祉協議会、府内専門学校等とともに泉南地域介護人材確保連絡会議を組織しており、今後ますます増大していく介護サービスの需要に長期的に対応するため、情報交換および各団体と連携して研修会や就職相談会等を通じ、新規人材確保や職場定着するためのキャリアアップ等支援に取り組めます。</u></p> <p>また、職員処遇や職場環境改善について、<u>通達や法令の遵守およびハラスメント防止等各種啓発についても、事業者への集団指導等において今後も周知していくことを継続します。</u></p>	
阪南市 （介護保険課）	※下線部追加
<p>本市を含む岸和田以南5市3町と大阪府、大阪福祉人材支援センター等で構成している「<u>泉南地域介護人材確保連絡会議</u>」において、<u>介護人材確保の推進に関する各種施策の情報共有、意見交換など、定期的に協議を行い、大阪府の実施する補助制度や、キャリアアップに関する周知を行い、人材確保や定着の推進に取り組むとともに、処遇改善加算については、制度の適切な運用に取り組んでまいります。</u>また、<u>介護労働者等に対するハラスメント等の研修については、大阪府等からの通知を各関係事業所に周知し積極的な参加を促しています。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>泉南地域介護人材確保連絡会議に町としても積極的に参加し、人材確保に向けた検討や啓発に努めていきます。介護労働者の処遇改善につきましては、<u>介護サービス事業所が処遇改善加算の適用要件を満たすことを確認し、適切に運用するとともに、事業所の集団指導等の際に指定業務を行っている広域福祉課と連携しハラスメント防止等も含め周知を図ってまいります。</u>今後も国や大阪府の対策を注視しつつ、町としての取り組みを検討してまいります。</p>	
熊取町 （介護保険課）	※下線部追加
<p>今後、一層の高齢化の進展に伴い、<u>国において決定しました令和6年度介護報酬改定を受け、町では市町村の裁量により決定する総合事業の緩和型サービスの報酬単価については増額を行ったところ</u>です。<u>必要に応じて、訪問介護報酬単価を改善するよう、国に働きかけていきたいと考えております。</u></p> <p>また、<u>介護報酬における処遇改善加算が実施されており、各事業所が取得できるよう大阪府と連携し、周知啓発に取り組んでまいります。</u></p> <p>平成27年度より大阪府及び泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する「<u>泉南地域介護人材確保連絡会</u>」に参画し、各市町の取り組みなどの情報共有などに努めています。</p>	

加えて、泉佐野・田尻町・泉南市・阪南市・岬町広域福祉課の主導のもと、3市3町の介護事業所に対し実施する集団指導の中で、介護現場におけるハラスメント防止に向けた啓発等を行っています。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

介護労働者の人材確保等のために、本町独自としての介護資格取得にかかる奨学金補助やキャリアアップのための支援等は困難ですが、介護人材の確保や定着、離職防止や資質向上のため、大阪府及び近隣市町や介護施設等と連携し、取り組みを推進してまいります。

また、介護労働者の処遇改善やハラスメント防止等による職場環境の改善のため、事業者への集団指導や実地指導の機会等を通じて取り組んでまいります。

②地域包括ケアの推進について <継続>

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう、大阪府と連携して整備すること。地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。

また、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断的な活用施策の検討を行うこと。地域包括ケアシステムの中核機関として、各市町村に最低1カ所は、直営の地域包括支援センターを設置し、行政と福祉の連携を強化すること。

(回答)

貝塚市（高齢介護課） ※下線部追加

地域包括支援センターにつきましては、多職種との連携強化や職員のスキルアップのための研修などを支援することにより、機能強化を図ってまいります。また、地域の住民を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センターの役割について、引き続き広報や市主催のイベント、町会・自治会や民生委員・児童委員など、各種団体との関わりを通して周知を図り、介護離職などの課題を抱える家族介護者も相談できるよう努めてまいります。なお、地域包括支援センターに高齢者と子どもたちが積極的に交流を行うような拠点機能を持たせることは考えておりません。

また、貝塚市は3カ所の委託型地域包括支援センターを設置しており、毎月、市と地域包括支援センター間で連絡会を開催し、地域課題の実情などを共有することにより、各圏域の特徴に応じた対策を講じるための連携を図っています。連絡会で検討や評価された事項につきましては、貝塚市が定める「貝塚市地域包括支援センター運営方針」に沿った事業計画に盛り込み、各圏域の実情に即した事業運営を図っているため、直営の地域包括支援センターを設置する考えはございません。

泉佐野市（地域共生推進課） ※従前と変わらず

基幹包括支援センター（1カ所）及び生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、住まい、医療、介護、子育てをはじめとする一体的な生活支援が包括的に確保される体制を強化してまいります。

また、小地域ネットワーク活動と連携し、子どもと高齢者の交流を図る世代間交流の推進に努めてまいります。

泉南市（長寿社会推進課） ※下線部追加

本市では、高齢者の現状や課題把握のため、3年に一度の高齢者の生活に関するアンケート調査を実施し、府の施策や関連計画と整合を図りながら、具体的な取組や計画を策定しています。アンケート結果や計画等を踏まえたうえで、泉南市地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの設置や委託、運営、職員の確保等に関すること等委員に諮り、その意見を受けて適切な整備・運営に努めています。また、地域包括支援センターと連携し、高齢者の複雑化する支援困難な事例や介護離職に関する相談に対しても対応しています。

住民への周知・広報に関しては、広報紙およびウェブサイトへの掲載、市窓口での周知パンフレットの配布、また、子どもから高齢者まで参加できる認知症啓発イベント「WAO伴」を地域包括支援センター等と一緒に開催し、周知活動に努めています。

引続き、市と地域包括支援センターと一体的な運営が行うことができるよう体制の整備を図ります。

阪南市（介護保険課）	※下線部追加
<p>高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向けて、地域の特性に応じて、より一層施策の充実、強靱化に取り組んでいるとともに、介護サービスの提供体制については、計画にも各種事業を掲げ、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制の構築を進めています。</p> <p>また、本市においては4圏域すべてに、多世代を含めた地域住民と交流できる共生型の介護予防拠点を設置するとともに、「<u>地域包括支援センター連絡会</u>」を毎月1回開催することにより、本市に所在する<u>地域包括支援センターとの情報共有、及び今後の方策等の確認を行うことにより、行政と福祉の連携強化を図っています。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢福祉・障害福祉両方の相談ができる総合相談窓口を設置し、相談体制も強化しております。広報等でその役割を周知し、世帯が抱える問題や課題が多様化・複雑化する中、各分野だけでは解決できない困難ケースに対応し、家族全体をサポートする機能を発揮できるようにしてまいります。</p> <p>また、地域包括支援センターでは小学生を対象に高齢者見守り体験を実施するなど、高齢者と子どもが交流できる機会を設けています。地域包括支援センターの運営については、設置当初から町内の事業所に委託しており活発な事業展開を行っているため引き続き委託で実施したいと考えています。</p>	
熊取町（介護保険課）	※下線部追加
<p>地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮し、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「<u>地域包括支援センター運営部会</u>」において、事業運営についての評価を行ないながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるところです。</p> <p>こういった地域包括支援センターの持つ機能・役割等について、地域住民に理解してもらえよう、広報紙やホームページだけでなく、住民向け講習会、地域の通いの場や医療機関、薬局、町内郵便局や小売業者、金融機関等への戸別訪問など積極的に広報活動を行っていきます。</p> <p>また、「高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討」については、地域包括支援センターをはじめ、関係者等との連携を図りながら検討してまいります。</p> <p><u>次に、「地域包括支援センター」については、社会福祉法人弥栄福祉会に委託している「熊取町地域包括支援センター」を中核機関として設置しており、行政と福祉の連携を図っているところです。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>令和6年3月に策定した「岬町地域包括ケア計画」に基づき、地域包括ケアシステムの推進するため、地域の医療機関や関係機関と共に、地域支援事業である在宅医療・介護連携事業や生活支援体制整備事業等に取り組んでいます。</p> <p><u>また、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターと連携し、センター機能を有効に発揮し地域住民に地域包括支援センターの目的や機能を周知するよう更なる取組を行います。</u></p> <p><u>また、高齢者や子どもなど、世代を超えて共に交流し支え合うことにより、高齢者の生きがいや子どもの成長に繋がるよう、地域包括支援センターやその他の機関等と連携しながら、取り組みを進めてまいります。</u></p> <p><u>本町の日常生活圏域は1つであるため、現在の地域包括支援センターの体制を維持しながら、行政や福祉関係機関との連携の強化に向けて、介護予防、高齢者の社会参加、包括的な相談・支援体制、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援を一体的に取り組む地域支援事業の充実に努めてまいります。</u></p>	

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて ★重点項目

①保育士等の確保と処遇改善に向けて <継続>

保育・幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善をし、人材を確保すること。職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に取り組むこと。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>子どもたちが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えています。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士などの確保や育成のため、「処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ」の制度を活用し、処遇改善を図っています。</p> <p>また、保育士確保の環境整備の支援につきましては今後、国や大阪府の補助制度の動向を注視しながら検討してまいります。</p>	
泉佐野市（子育て支援課、学校教育課）	※下線部追加
<p>公立認定こども園については、本市の定員適正化計画に基づき、今年度も引き続き、正規職員を新規採用いたします。また、会計年度任用職員（短期）については登録制で、年間を通じて、市ホームページ等で周知し随時登録を受け付けており、年度途中での入所等により、保育教諭等の雇用が必要となった場合は、随時ハローワークに求人募集を依頼しております。</p> <p>私立認定こども園・保育園につきましては、泉佐野民間保育協議会の定例園長会では、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱのほか、全職員を対象とする月額9,000円程度引き上げる処遇改善等加算Ⅲについても制度説明を行い、適切に申請していただいております。また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金」及び「泉佐野市保育士等就労サポート給付金」制度の実施により、新規採用の保育士等に5年間で最大100万円を給付する制度を実施しており、令和6年度より、<u>泉佐野市保育士等就労支援事業（さのぼ付与事業）として「私立幼稚園・認定こども園・保育園永年勤続者表彰制度」の表彰者を対象に地域ポイントさのぼ【20000ポイント（2万円相当）】を毎年付与する制度を開始し、引き続き保育士等の確保に努めております。</u></p> <p>また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場として、毎月、定例で開催される民間園長会にて情報交換を行い、連携を図りながら、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。</p> <p>「放課後児童健全育成事業」につきましては、委託事業者と協議のうえ検討してまいります。</p>	
泉南市（保育子ども課、指導課、生活学習課）	※下線部追加
<p>留守家庭児童会支援員の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p> <p>また、保育時間の延長に伴う勤務体系の改善に努め、児童数や障害児の受入れ状況により、支援員および補助支援員の配置、加配を行います。</p> <p>加えて、市独自の研修を実施するとともに放課後児童支援員認定資格の積極的な取得を促し、定着率の向上につながるよう努めています。</p> <p><u>職場環境の改善としては、保育補助員を雇用したり、ICTを導入したりしながら保育士の負担軽減となるようにしています。雇用に関しては、正規・常勤のほか、子育てをしながら短時間でも働けるような雇用形態も用意し、人材確保に努めています。</u></p> <p>また、「保育士宿舍借り上げ支援事業」は継続して民間保育施設に支援を行っており、潜在保育士が復職するための「潜在保育士職場復帰支援プログラム」は令和元年度より実施、令和4年度からは、保育士等養成施設に在籍している学生を対象に「保育学生就職支援プログラム」を実施しています。</p> <p>本市が設置する幼稚園における幼稚園教諭の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。</p>	
阪南市（こども政策課、生涯学習推進室）	※下線部追加
<p>現在、保育士、幼稚園教諭等は子どもの数や学級数等に応じた人員配置を行っていますが、<u>全国的な保育士等不足の影響により、人員の確保が困難な状況にあります。</u></p> <p><u>そのため、本年7月に、公民合同による就職フェアを開催するとともに、保育士等の就労の促進と離職の防止を図る観点から、私立認定こども園が新規雇用した保育士等1人あたりに25万円を補助するなど、保育士等確保策を進めているところです。</u></p>	

<p>なお、処遇については、民間や近隣団体を参考としています。今後も研修などを通じて保育・教育の質の確保に努めてまいります。</p> <p>また、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、国の放課後児童支援員等処遇改善事業を活用し、放課後児童支援員等の人材確保、労働条件の改善に指定管理者と連携して取り組んでいるところです。</p>
<p>田尻町 ※従前と変わらず</p> <p>保育士の確保につきましては、正規職員の適正配置や会計年度任用職員の処遇改善、働きやすい勤務体系等に努めていくとともに、研修参加や保育の質向上に向けた取り組みを進めております。放課後児童クラブについては、平成 28 年度より指定管理者制度を導入し、民間事業者による適正な人員確保・労働条件・職場環境が図られており、引続き適正な対応が図られるよう確認していきます。</p> <p>なお、放課後児童支援員については、「放課後児童支援員等処遇改善事業」を活用し、賃金改善を図っています。</p>
<p>熊取町（保育課） ※下線部追加</p> <p>本町におきましては、町立保育所で、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、会計年度任用職員については、会計年度任用職員制度に則った任用を行っており、近隣自治体の状況も勘案しつつ、<u>勤勉手当の支給や人事院勧告に基づく正規職員に準じた基本給のアップなど、適宜、待遇改善を図るなど、良好な労働条件が築けるよう努めているところ</u>です。</p> <p>会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、できるだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。</p> <p>また、園内研修や派遣研修の実施により保育士の質の維持・向上に努めるとともに、<u>出退勤システムなどの ICT の導入により保育士の負担軽減を図るなど、良質な保育環境の確保に向けて取り組んでいるところ</u>です。</p> <p>一方、民間保育所等につきましては、施設型給付費における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件を満たす保育所等に対して適切に加算を行っているところです。また、障がい等により配慮が必要な児童に対して必要な加配保育士を配置する際、人件費を補助するなど、保育士等の処遇改善に努めております。</p> <p>さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、保育士等の就職フェアを民間園と協力して行うなど、雇用創出機会の拡大に努めているほか、<u>令和 6 年 4 月 1 日以降令和 9 年 3 月 31 日までの間に町内の民間保育園等に新たに就労された常勤保育士を対象とした就労支援金制度を令和 6 年度より導入して</u>おります。</p> <p>また、本町の放課後児童健全育成事業につきましては、指定管理者制度を導入し学童保育所を運営しており、<u>放課後児童支援員等の労働条件改善のため、最低賃金のアップに伴う、指定管理者における給料表の増額改定に見合う町が負担すべき人件費の増額を実施</u>しています。</p> <p>さらに、育成支援の内容及び放課後児童支援の質の確保及び向上のため、<u>気になる児童の家庭について放課後児童支援員同士のカンファレンス</u>を実施したり、放課後児童支援員に対する研修を計画的に実施しています。</p>
<p>岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず</p> <p>保育所及び放課後児童支援員については、必要な保育士等の人員確保と適正配置など、更なる労働条件と職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士及び放課後児童支援員について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。</p>

②待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて <継続>

大阪府と連携して、計画的に保育園増設・保育士確保などを整備すること。

すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう意向を把握したうえで入所審査を厳格化し、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実などを行うこと。

また、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

(回答)

貝塚市（子育て支援課）	※下線部追加
<p>貝塚市の4月1日時点での待機児童は、平成22年から継続して発生していないことから、<u>新たな教育・保育施設の整備について、令和7～11年度を計画期間とする第3期貝塚市子ども・子育て支援事業計画の策定において、子どもたちや子育て家庭がおかれている現況や将来の保育利用見込みなどを勘案し、必要性について検討してまいります。</u></p> <p>次に、障害のある児童の受け入れや、兄弟姉妹の同一保育施設への入所につきましては、利用者のニーズに対応するため、教育・保育施設の受入体制を考慮しながら推進しており、今後とも引き続き保育の質の向上を図ってまいります。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>公立の認定こども園とともに私立の保育園、認定こども園の協力のもと入園定員枠の拡充を図り、今年度を含め数年にわたり待機児童は発生していませんが、潜在的な待機児童は存在しており、対応として令和4年度より小規模保育事業として1園を認可し事業を実施しています。「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定に係る「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」により、保護者の意向や状況を把握するとともに、令和7年度の3号認定児は、ほぼ定員に達する見込みであるため、利用定員の弾力化運営により対応し、幼児教育・保育の無償化や働き方改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、引き続き、提供体制の確保に努め、待機児童ゼロを継続及び保育の質の向上に努めてまいります。</p> <p>障がいのある児童の受け入れについては、公立園・民間園を含め加配保育士を配置し対応しているところあり、次年度より0～2歳児の未満児の障害児保育を行う方向で、加配基準等を含め検討しているところです。また、兄弟姉妹の同一保育施設への入所については、利用調整の際、加配措置を設ける措置を行っています。</p>	
泉南市（保育子ども課）	※下線部追加
<p>本市では、人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定し、定期的に進捗確認をしております。また、平成27年度以降、2公立保育所、4私立保育所、1私立幼稚園の認定こども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2か所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っています。</p> <p><u>医療的ケア児を含む障がい児の受け入れについては、医療的ケア担当看護師や加配保育士を配置するための補助事業を継続して実施し、兄弟姉妹の入所については、入所判定の際に加点することで同一施設への入所を考慮しています。</u></p>	
阪南市（こども政策課）	※下線部追加
<p>本市では、令和4年4月に尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間による幼保連携型認定こども園を開園いたしました。また、<u>保護者の個別の意向を尊重し</u>、児童福祉法の規定に基づく本市の保育施設の利用調整においては、障がいの有無を不問とするとともに、兄弟姉妹が同一施設に入所できるような配慮もしています。</p> <p>引き続き、令和2年3月に策定した「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき幼児教育・保育の充実を図りながら、<u>後継となる「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでまいります。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて子育て世帯へのアンケート調査を実施することで、保護者の意向や保育ニーズを把握し、量の見込みに合わせた保育施設を設置しております。また、田尻町内には町立保育所以外の認可保育所は存在していないため、広域入所など他自治体との連携を引き続き行い、一人でも多くの児童に保育の提供を行う事ができるよう努めてまいります。</p> <p>なお、障害のある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所は既に実施しており、今後とも介助員の配置を適切に行うなどの保育の質の向上を図ってまいります。</p>	

熊取町（保育課）	※下線部追加
<p>本町では、従来より「子ども・子育て支援計画」に基づき、適正な保育の供給を図るべく、計画的な施設整備を行っております。</p> <p>現状では、年度当初での待機児童は発生しておりませんが、今後も、多様化する保育ニーズの把握に努め、幼保無償化に伴う保育需要の動向にも注視しながら、国・府などの補助制度の活用も視野に入れ、引き続き待機児童が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、本町は、認可保育所等の整備、充実をもって適正な保育の供給を図ることを目標としているところであり、<u>また少子化の動向を見据えつつ</u>、現時点においては、新たな保育園の増設、事業所内保育、家庭的保育、小規模保育の整備等については計画しておりませんが、今後の保育ニーズの変化等により必要性を検証したうえで柔軟に対応してまいりたいと考えております。加えて、大阪府への待機児童の減少へ向けた必要な取り組み支援の要請については、待機児童の状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>障がいのある児童の受入については、町立・民間問わず配慮が必要な児童に個々の状態に応じて加配保育士を配置できるように、民間園に対し人件費を補助するなど、どの保育所等においても、集団の中で、その子どもが自分らしく生活し成長できる保育環境が確保できるよう取り組んでおります。</p> <p><u>また、保育施設の利用調整にあたっては、保護者の就労状況だけでなく、ひとり親家庭であるかや生活保護を受けているか、多子家庭であるかなど、様々な事情を考慮するよう調整基準を定めており、その中に、兄弟姉妹の同一保育施設への入所を希望しているかどうかについても組み込んでいるところ</u>です。</p> <p><u>さらに、医療的ケア児の受入については、現在民間園の1園で受入体制を整えて、実際に令和5年度から受け入れており、今後も個別の対象児童の状況に合わせて、受け入れ体制整備について検討してまいりたいと考えております。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町におきましては、保育施設定員数については充足していると認識しておりますが、待機児童解消に向けた保育士の確保に努めてまいります。</p>	

③市町村子ども計画の策定に向けて <新規>

「子ども計画」策定にあたっては、障がいの有無や生活困窮にある子どもたちを含めたすべての子どもたちが公平な教育が受けられるよう生活実態の調査等を行い、実効性のある計画を策定すること。

困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフサイクルを通した切れ目のない支援を行うこと。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）
<p>子ども計画の策定につきましては、子どもたちの課題解決のためにどのような内容をどのような形で調査し反映させることで、実行性のある計画として策定できるか、福祉・教育部門などの関係部署と調整しながら進めてまいります。</p>
泉佐野市（子育て支援課）
<p>本市では、令和7年～11年度までの5年間を計画期間とする「第2期いずみさの子ども未来総合計画」（市町村子ども計画）を策定します。本計画は、「泉佐野市次世代育成支援行動計画」、「第3期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」「泉佐野市子どもの貧困対策計画」、「第4次「泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」、「泉佐野市子ども・若者計画」を包含し、一体的に策定することで、ライフサイクルを通した切れ目のない支援をめざし、総合的に子ども・若者及び子育て支援に取り組むものとなっています。</p>
泉南市（子ども政策課）
<p>こども計画の策定に向けて、アンケート調査の実施および子どもの意見聴取を行っており、計画策定においては、アンケート調査結果や子どもからの意見を計画に反映します。今後のスケジュールとしては、11月に素案を作成し、1月にパブリックコメントを実施、3月にはパブリックコメントで頂いた意見を集約し、計画を策定します。</p>

阪南市（政策共創室）
本市では、現在、こども基本法に基づく市町村こども計画を策定する予定はありません。 また、今後、策定する場合は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案することはもとより、近隣団体を参考にした実効性のある計画となるよう努めます。
田尻町
令和6年3月に、「田尻町こども計画」策定に向けた住民アンケートを実施し、町内の子育て世帯の保護者・子どもの生活実態を調査いたしました。当該アンケート結果を踏まえ、実効性のある計画策定を目指してまいります。また困難を有する子ども・若者とその家族の支援については、部署の垣根を超えた連携ができるよう、組織体制の強化に努めてまいります。
熊取町（子育て支援課）
令和7年3月策定予定の「こども計画」の策定にあたっては、小学校5年生と中学校2年生、就学前児童・小学生の保護者、若者を対象にアンケート調査を実施し、こども・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望、小学生・中学生の学校や家での生活の様子、若者の意見などの把握に努めたところです。 また、家族の形態やライフスタイル、価値観が多様化する中、本計画では地域の関係団体等と連携しながら、様々な状況のこども・若者について「一人ひとりを権利の主体」として、「自分らしく生きる」ことができ、その育ちについて「地域全体で支え」、「切れ目なく支援する」視点でライフステージに合わせて支えていくことを基本理念として掲げてまいりたいと考えています。 さらに、その実現に向けて、こども・若者施策としては「健やかな成長を支える教育環境の整備」「配慮が必要なこども・若者への支援」「こども・若者の社会参画・自立のための支援」、子育て家庭に対しては「安心して生み育て、こどもが健やかに育つための支援」「多様な保育サービスの充実」「支援を必要とする家庭への援助」、地域社会においては「地域における子育て支援」「安全・安心なまちづくり」を大きな柱として必要な施策を展開していけるよう、策定作業に取り組んでいます。
岬町（しあわせ創造部）
「子ども計画」の策定については、先行して策定する自治体の事例を参考にし、実行性のある「子ども計画」の策定に努めてまいります。

④地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて <継続>

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様な保育サービス拡充のための財政支援を行うこと。保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施可能な施設の拡大に伴う保育士・看護師確保の支援を行うこと。

また、病児・病後児保育について、空き状況や予約をネット対応可能なシステムの拡充を推進していくこと。さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）	※下線部変更
病児・病後児保育体制につきましては、市内の1施設を民間事業者へ委託しており、1日の定員約5人で近隣市町の利用者も含め年間1,000人以上の利用が可能となっており、希望者の受入れが概ね可能な状況のため、現在のところ新たな整備の考えはありません。インターネットに対応した空き状況の確認や予約が可能なシステムの整備につきましては、委託事業者と連携しながら可能なことから順次進めてまいりたいと考えます。 次に、延長保育につきましては、市内の全保育施設で実施しており、休日保育につきましては、市内1施設が実施していますが、夜間保育につきましては、貝塚市子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査にて、市民のニーズが極めて少なかったことから、現在は実施していません。 なお、貝塚市が運営している放課後児童クラブにつきましては、最長午後7時まで開設しており、小学1年生の待機は概ね発生していません。 いずれにつきましても、今後も子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な支援に取り組んでまいります。	

泉佐野市 （子育て支援課、学校教育課）	※下線部追加
<p>「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定に係る「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」において、病児・病後児保育、延長保育についてのニーズを把握するとともに、その他の多様なサービスへの対応及びシステム整備についても今後、検討してまいります。</p> <p>また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」「泉佐野市保育士等就労サポート給付金」「泉佐野市保育士等就労支援事業（さのぼ付与事業）」を継続することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する保育士の確保について支援してまいります。</p> <p>放課後児童クラブの時間延長につきましては、近隣市町の動向を踏まえながら、委託事業者と協議のうえ検討してまいります。</p>	
泉南市 （保育子ども課、生涯学習課）	※従前と変わらず
<p>病児保育等については、平成28年度から1公立認定こども園、2私立保育所、平成29年度から1私立認定こども園において病児保育（体調不良児対応型）事業を開始し、施設内における体調不良児対応への財政的支援を行っています。なお、本事業においては在園児が利用する体調不良児対応型であるため、ネット等による予約システムのニーズがございません。</p> <p>その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育および休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討します。</p> <p>放課後児童クラブの延長保育については平成31（令和元）年度に、朝は8時から、夕方は19時までの延長や会費の改正を行いました。保育所との預かり時間の乖離を減らすことで「小1の壁」を超えて継続就労できるよう支援に努めています。</p>	
阪南市 （こども政策課、生涯学習推進室）	※下線部追加
<p>本市における病児保育事業については、現在、認可保育施設において公立2施設、私立1施設で体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。また、すべての保育所及び認定こども園にて延長保育事業を実施し、必要な財政支援を行っています。</p> <p>今後も、保護者の意向を踏まえた、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき事業を実施し、<u>後継となる「第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでまいります。</u></p> <p>また、<u>保護者の就労支援のため、本市の留守家庭児童会では、毎日午後7時まで、土曜日や学校の長期休業期間は午前8時から開所しており、希望する保護者は延長保育を利用することができます。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町には町立認定こども園1施設のみであり、小児科の医療機関もない中で、対象が少ない本町での整備は難しいことから、広域的な観点で捉えたいと考えます。子ども・子育て支援事業計画策定に合わせて行う子育て世帯へのアンケート調査で保護者の意向や状況を把握するとともに、必要な保育サービスに応じた専門職の確保を行ってまいります。放課後児童クラブについては、必要に応じ午後7時まで時間延長するほか、低学年の子どもを優先的に受け入れるなど、継続就労される保護者への必要な支援を行っており、保護者の意向や状況を把握しながら対応していきます。</p>	
熊取町 （保育課）	※下線部追加
<p>本町の病児保育事業については、現在、民間保育所等6か所、町立保育所3か所において体調不良児対応型を実施しているところです。延長保育、休日保育につきましては、既に民間保育所等とも連携して一定の条件で実施しており、現状では充足しているものと考えているところですが、今後も保育ニーズの把握に努めながら、適切な供給に向けての調査研究をしてまいります。</p> <p>なお、現在実施しております各サービスにつきましては、施設型給付費負担金、子ども・子育て支援交付金を活用し、保育事業者に保育士や看護師の配置にかかる経費等必要な助成を行うことにより、保育事業者や保護者の負担軽減を図っているところです。</p> <p>また、病児対応型・病後児対応型病児保育事業につきましては、令和3年1月25日より貝塚市との広域利用により実施していますが、施設の利用については直前の申込になる利用者が多く、<u>児童の病状や職員のシフト調整などによって、施設にできるかぎり柔軟に対応していただいておりますが、空き状況の確認やネット予約について対応可能なシステムを導入すると予め受入人数を決めることとなり、そのような柔軟な対応ができなくなることから、現時点においてシステムの整備は困難と考えております。</u></p>	

放課後児童クラブ（学童保育所）については、就労環境支援として平日は午後 7 時まで開所しておりますが、保護者のさらなる就労環境支援として、土曜日や春・夏・冬休みなどの一日保育実施日には午前 8 時から開所しています。また、春・夏・冬休みのみニーズのある世帯を対象とする長期休業期間限定保育を令和 2 年度から開設し、可能な限り保育ニーズに対応するべく努めています。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

本町では、公立保育所すべてで延長保育を実施しており、体調不良児対応型保育についても全ての公立保育所に看護師を配置しております。

さらなる子ども・子育て支援事業の充実に努めてまいります。

⑤企業主導型保育施設の適切な運営支援について <継続>

企業主導型保育施設については、保育の質を確保するため認可施設への移行を進めるとともに、地域利用枠を拡大するなど地域貢献にもつなげるよう働きかけること。

(回答)

貝塚市（子育て支援課） ※下線部追加

企業主導型保育施設につきましては、現在策定中の令和 7～11 年度を計画期間とする第 3 期貝塚市子ども・子育て支援事業計画において、認可施設への移行や地域利用枠拡大の必要性について検討してまいります。

また、企業主導型保育施設は、多様な保育ニーズに対応するための受け皿と認識しており、企業主導型保育施設を含む認可外保育施設が ICT 化の機器を導入した場合の補助金制度実施などの運営支援について検討してまいります。

泉佐野市（子育て支援課） ※従前と変わらず

企業主導型保育事業につきましては、現在、『従業員枠』で 1 カ所『地域枠』で 1 カ所、合計 2 カ所開設されております。定期監査については、大阪府より権限移譲を受けた泉佐野市以南の市町村で組織する広域福祉課にて適正に実施され、監査結果については、概ね良好であると確認しており、定期監査を通じ、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。認可施設への移行等につきましては、国・大阪府の動向に注視してまいります。

泉南市（保育子ども課） ※従前と変わらず

企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年 1 回以上、立入調査を実施することとなっています。また、大阪府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っていますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上に向け、課題等の抽出、改善を図ります。

阪南市（広域福祉課） ※下線部追加

企業主導型保育施設については、整備費や運営費について認可施設並みの助成を受けられることから、認可外保育施設でありながらも、認可施設に相当する基準で運営されています。

また、本市における企業主導型保育施設においては、適正な地域枠が設定されており、積極的な利用者の確保に努められています。

田尻町 ※従前と変わらず

田尻町内には、企業主導型保育施設はありません。

熊取町（保育課） ※下線部追加

本町においては、現在のところ企業主導型保育施設は存在しませんが、企業主導型保育施設が開設された場合は、町ホームページで施設を紹介したり、窓口を訪れた方に地域利用枠について案内したりするなど利用促進を支援するとともに、設置者である企業及び主な利用者である従業員の意向を勘案しながら、保育の質の向上を図るため、認可保育所への移行や地域利用枠の拡大も含め、町として適切な助言・情報提供を行ってまいりたいと考えております。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

本町においては、企業主導型保育施設がないため、今後設置されることがあれば、適切に対応してまいります。

⑥子どもの貧困対策と居場所支援について <継続>

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき実効性のある対策と効果の検証を行うこと。

困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に享受できる体制を整備すること。就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や土日祝や夜間での相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け取り組みを支援すること。

(回答)

貝塚市（子ども福祉課、子ども相談課）	※下線部追加
<p>児童扶養手当の現況届の受付は、通常の開庁時間だけでなく夜間も実施しており、書類を受け取るだけでなく、母子父子自立支援員を中心としたニーズにあった支援の案内や困りごとについての相談対応などを実施し、就労しているひとり親家庭の方などに対する支援を行っています。さらに、子どもたちの貧困対策を進めるにあたり、第2次大阪府子ども貧困対策計画、第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認定こども園や小学校、中学校などと連携を取りながら、支援の必要な子どもたちや家庭を把握し、早期対応に努めるとともに、<u>令和6年4月には貝塚市子ども相談センターを設置しており、子ども関連の相談窓口のさらなる一本化を進めています。</u></p>	
<p>また、子ども食堂のネットワークの構築につきましては、フードドライブで市民や企業から受け付けた食材などを子ども食堂に配付する際に、情報共有の場として設定し連携を図ってまいります。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※下線部追加
<p>令和7年度から11年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困を解消するための具体的な支援・取組みを推進しております。また、行政手続きについては、オンライン申請化の検討等、簡素化の推進を図ってまいります。本市の子ども食堂については、利用者数は回復傾向にあり、地域の方々による安全安心なこどもの居場所として定着しています。また、本市が委託事業として運営する子ども食堂においても、食事提供や学習支援を実施しているところです。さらに、本市では子ども食堂運営団体のネットワークを設置し、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品の分配等を行うなど、連携体制を構築しています。</p>	
<p>また、全国的にも朝食を食べない子どもが増加している状況となっている中、本市では、親が忙しくて朝食を用意できない、経済的な理由で満足に食べられない等の家庭の事情で食べずに登校する児童に、<u>朝ごはんをとる生活習慣をつけ、子どもたちの学習や成長を支えるために、令和5年より市の委託事業として、市内の小学校11校（全13校中）で「子ども朝食堂（学校で朝ごはん）」を実施しており、こうした取組みを通じて今後も引き続き市内における子どもの居場所づくりを推進してまいります。</u></p>	
泉南市（家庭支援課）	※下線部追加
<p>第2次大阪府子ども貧困対策計画に基づき、保護者や子どもたちが孤立しないよう必要に応じて訪問支援や面談等を実施、<u>令和6年10月からは母子保健と児童福祉を一体化した「泉南市子ども家庭すこやかセンター」として、妊産婦からすべての子ども、保護者を包括的に支援しています。</u></p>	
<p>また、泉南市内で子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため泉南市子ども食堂ネットワークを設置し、<u>現在9団体の子ども食堂が登録しています。昨今の物価高騰の支援策として、補助金の上乗せ交付を行います。令和6年度は2団体が新規登録され、学校との連携を行う事業所も増え、単なる食事提供だけの場ではない、子ども達が安心して過ごせる居場所づくりを支援します。</u></p>	
阪南市（生活支援課）	※下線部追加
<p>本市における困窮家庭における相談は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が生活保護担当課と市社会福祉協議会の2カ所で受け付けることにより、関係部局と連携を図りながら困窮家庭の相談を一体的に応じることができる体制をとっております。</p>	
<p>また、<u>市社会福祉協議会にアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して同行訪問や信頼関係の構築といった寄り添い支援を行っています。</u></p>	

本市には、子ども食堂が現在8団体存在し、年に2回2企業と市教育委員会、重層的支援体制整備事業担当課、市社会福祉協議会で「子どもの居場所ネットワーク連絡会」を実施しています。	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町総合保健福祉センター（ふれ愛センター）と教育センターに配置したカウンセラー（臨床心理士）が教育相談を行う教育相談事業を実施し、課題を有する可能性のある子どもや保護者を発見した場合には、福祉関連部局と連携の上、必要な支援につなげるよう努めてまいります。困窮家庭に対しては、自立支援等の相談窓口の紹介などを実施しており、今後も相談者のニーズに応じて相談体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、子どもの居場所づくりとして、田尻町総合保健福祉センター（たじりふれ愛センター）内に子ども達が自由に利用できる「キッズ・ルーム」を開設し見守りを行っているほか、R4年度より民間団体が新たに子ども食堂を実施しており、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っております。</p> <p>今後、国や大阪府等からの情報収集に努め、必要な支援策について研究してまいります。</p>	
熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>子どもの貧困対策については、令和7年3月策定予定の「こども計画」に貧困対策の視点も盛り込み、事業を推進してまいります。さらに、ひとり親を含む産後の初期段階における母子に対する支援として「産後ケア事業」を強化し、これまでの「宿泊型」「日帰り型」に加えて助産師が自宅へ訪問する「訪問型」の導入検討を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援充実を図ります。</p> <p>また、貧困対策を包含する「こども計画」については、定期的に計画の実績報告を踏まえて進捗状況を確認し効果的な推進を図るなど、事業の協力団体とも連携しながら、適正な進行管理に努めます。</p> <p>子ども食堂については、こどもの居場所づくりを支援するため、現在、町内全5小学校区のうち、3小学校区において住民提案協働事業として実施していますが、新たに1箇所（計4小学校区）で実施する予定です。</p> <p>このほか、学校現場と福祉部局との連携においては、「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」等の仕組みの中で、関係機関が連携し、こどもと家庭を見守る中で、子育て支援課による定例的な学校巡回等により、緊密に連携しながら対応をしているところです。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
相談窓口一本化に向け、関係各課と調整し、ネットワークの構築を目指します。	

⑦子どもの虐待防止対策について <継続>

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的取り組みや介入徹底など、

児童相談所大阪府設置自治体

→ 児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求めるとともに、あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

児童相談所独自設置自治体（政令市・中核市）

→ 児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

(回答)

貝塚市（子ども相談課）	※下線部追加
子どもの権利条約及びこども基本法の周知につきましては、条約などの趣旨に則り、広報活動などを通じて市民に周知するよう努めてまいります。	

児童虐待防止対策につきましては、令和6年4月から貝塚市こども相談センターを設置し、相談体制の強化に努めており、また、令和6年3月に大阪府の児童相談所（大阪府貝塚子ども家庭センター）が貝塚市へ移転してきたことで、これまで以上に連携・協働が強化されており、子どもや家庭に係るケース対応への助言や相談、調査を行ってまいります。また、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市庁舎への懸垂幕設置や駅前の電光掲示板への掲載など様々な手法で、児童虐待防止の啓発を実施してまいります。加えて、市内大型ショッピングセンターにて啓発グッズやリーフレットなどを配布し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知と児童虐待未然防止に努めてまいります。

泉佐野市（こども家庭課）

※下線部追加

子どもの権利条約及びこども基本法をはじめ、令和6年1月に施行した泉佐野市こども基本条例の周知・普及について引き続き取り組んでまいります。

児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発を行っています。

令和2年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用して啓発活動を牽引し、オール大阪としての取組みに参画しております。

今年度は、南海本線泉佐野駅前とJR日根野駅前、こども家庭課職員による早朝街頭啓発活動を展開し、児童虐待防止の啓発物品を配付しました。また、本市においては大阪府子ども家庭センターとの円滑な連携体制を構築し、地域における児童虐待対策を推進していますが、今後も引き続きそれぞれの機能や役割を活かしながら児童虐待の未然防止に努めてまいります。

泉南市（家庭支援課）

※従前と変わらず

11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校、駅前を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性について周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行い、また、オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動も実施しました。キャンペーン期間以外においても、ポスター等の掲示やウェブサイトを通じて、虐待の未然防止や通告義務について啓発周知を行い、学校等と連携の元、虐待の早期発見による未然防止に努めています。

阪南市（こども支援課）

※従前と変わらず

児童虐待防止の啓発については、児童虐待防止月間となる11月には特に、広報誌及び市ウェブサイトへの掲載や庁舎内でのオレンジリボン展示の他各関係機関へのポスター掲示により、市民への虐待防止への周知啓発を図っています。対応する職員は、適切な支援が行えるように研修等を受講することで専門性の向上を図っています。

加えて、こどもに関係のある各機関とも連携を図り、虐待事案の未然防止・早期発見に努めています。

田尻町

※従前と変わらず

本町においては、児童虐待防止推進月間には広報誌による啓発や各種団体の協力による街頭啓発等「オレンジリボン運動」に係る啓発活動を行っております。また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を各所属の専門職等と連携しながら虐待予防・早期発見・早期支援に努めるとともに、適宜会議や研修などでスキルアップを図っております。

熊取町（子育て支援課）

※下線部追加

令和4年4月に施行した「子どもの権利に関する条例」に基づき、11月を「熊取町子どもの権利月間」と位置づけ、「子どもの権利」や「子どものまわりの様々な立場の人たちの役割」に加え相談先を明記したリーフレットの町内小・中学生への配布、町民文化祭での街頭啓発及び地域のこどもまつりでの啓発ブースの設置など、より多くの方に「子どもの権利」について理解し行動に移してもらえるよう啓発活動に努めています。

また、令和6年4月には、子育て支援課内に母子保健機能と児童相談機能を統合した「こども家庭センター（名称：こども支援センター）」を開設し、保健師を中心とした乳幼児期における支援と、社会福祉士をはじめとする児童相談業務に従事する相談員が同じ課で連携をとりながら訪問や面接を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に対応できる組織となっています。

児童相談体制としては、社会福祉士を中学校単位で配置するとともに、国から勸奨されているスーパーバイザーの配置、要保護児童等への支援を適切に図ることを目的に、市町村が設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」において、子育て支援課の社会福祉士等が順次研修を受講し、相談対応力の強化を図っています。

さらに児童相談体制の強化を図るためには、大阪府子ども家庭センターとの連携が必要であることから、大阪府を通して児童虐待対応への適切・迅速な対応を強く求めていきます。

児童虐待防止対策については、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、街頭啓発や公共施設へののぼりの掲揚、また、『オール大阪』の一斉取組みに参画し、町長がオレンジジャンパーを着用して公務を行うなどの啓発に取り組んでいるところです。

このほか、子ども相談ネットワーク会議の仕組みの中で、令和元年度から導入している要保護児童経過観察記録（モニタリングシート）を活用し、保育所等や幼稚園、小・中学校と情報共有するなど、早期発見、支援ができる体制の充実を図っています。

今後も行政だけでなく、様々な団体の協力を得ながら児童虐待防止や早期発見、相談体制を維持することと併せて、専門相談や巡回相談、保育所等や学校・相談機関が一体となったこども家庭相談を実施し、児童虐待防止施策を推進していきます。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

本町では、相談員の配置、外部アドバイザー2名を配置し虐待対応に当たっています。

また、大阪府貝塚子ども家庭センターと日頃より個別ケースの情報共有等の連携に努めています。未然防止策については、広報誌、HPでの広報、街頭啓発による周知を今後も継続してまいります。

⑧ヤングケアラーへの対策について <継続>

各種の実態調査を踏まえた課題把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。

また、学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

貝塚市（子ども相談課、学校教育課） ※下線部追加

重層的支援体制整備事業を活用し、地域の関係機関が参加する会議を通じて支援が届いていないヤングケアラーなどの事案の共有を行い、福祉、介護、医療、教育などの多機関で連携を進めるとともに、令和5年度からは専用の相談窓口を設置しており、支援体制の構築と情報を集約した支援を進めてまいります。

また、子ども・子育て支援法などの一部を改正する法律の一部施行通知（ヤングケアラー関係）に基づき、ヤングケアラーの早期発見と支援体制の強化を図ってまいります。学校や地域包括支援センターとの連携を通じて早期発見を進めるとともに、公共施設や子ども食堂などでのリーフレット配布、市のホームページや教育委員会の広報紙での案内、指導主事による研修会を実施し、ヤングケアラー支援の周知と啓発活動に努めてまいります。

泉佐野市（こども家庭課） ※下線部追加

昨年度は本市独自で小学6年生から高校生年代のこどもを対象としたヤングケアラー支援のための実態調査を実施しました。調査結果に基づき、具体的な支援施策として家事・育児支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を今年度より開始いたしました。

さらに、今年度は既存の要保護児童対策地域協議会において、地域包括支援センター等にも構成機関として参画いただき、新たに「ヤングケアラー支援部会」を設置し、福祉・教育・民間団体などを対象とした支援者向けの研修会を開催しました。来る令和7年度においても、引き続き研修会を開催するほか、重層的支援を意識し関係機関とよりよい支援に努めてまいります。

また、4月に設置したこども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する周知・啓発を実施し、引き続き理解促進に努めてまいります。

泉南市（家庭支援課、指導課）	※下線部追加
<p>11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンの一環としてヤングケアラーの概念等について広く周知するため、小中学校を含む公共施設等にポスターの掲示やチラシの配架を依頼し、啓発に努めています。令和5年度は、8月に泉南市子どもを守る地域ネットワーク主催の4部会合同研修を実施しました。学校教職員については、日ごろから子どもの家庭環境など状況把握に努め、ヤングケアラーの疑いを把握した場合は、多職種連携会議を実施し、児童・生徒に寄り添った支援体制を整備し対応しています。</p>	
阪南市（介護保険課、市民福祉課、学校教育課）	※下線部追加
<p>本市では、地域包括支援センター等関係機関に対し、訪問介護等の介護保険サービス等の提供時に、小中学生等の子どもだけである状況が頻繁に続くような場合には、市への連絡について協力依頼し、状況によって各関係機関につなげる等、ヤングケアラーの問題解決に取り組んでいます。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業の「くらし丸ごと相談室」において、相談を受けるとともに、地域包括支援センターや自立相談支援機関などの多機関と連携してヤングケアラーについても対応しているところ です。</p> <p>さらに、多機関が連携することで、「支援が必要な状況である」と認識していないヤングケアラーの早期発見にも努めてまいります。</p> <p>学校は、<u>家庭以外に子どもが長時間過ごす場所という側面があることから、ヤングケアラーだけではございませんが、スクールカウンセラー等の専門家とも連携し、児童生徒の変化を早期発見できるように努めています。</u></p> <p>校長会、生徒指導担当者連絡会、スクールカウンセラー連絡会やスクールソーシャルワーカー連絡会等を通じ、教職員や学校に関わる専門家のヤングケアラーに関する正しい理解の促進を図るとともに、市内のヤングケアラーや、ヤングケアラーの疑いに関連する情報を集約し、実施した支援実績などを関係機関などで共有することで、支援を必要とする子どもをできるだけ早期に支援につながる体制を構築してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町においては、ヤングケアラーの状況について要保護児童対策地域協議会及び児童家庭相談といった従来の枠組みの中で状況を把握することに努めております。さらに把握したケースについては、当該枠組みを活用して関係機関等と連携し、対応にあたることとしています。またヤングケアラーに係る理解促進のため、チラシ配布等の啓発を適宜行っております。</p>	
熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>熊取町では、令和4年4月に「子どもの権利に関する条例」を施行し、「子どもの権利」、「子どものまわりの様々な立場の人たちの役割」を年齢に応じた内容で3種類のリーフレットを作成し、そのうち小学校5年生から中学校3年生用、高校生世代以上用にはヤングケアラーに関する説明を加え、小・中学生には学校で、一般の方々には「熊取町子どもの権利月間」に<u>町民文化祭や地域のこどもまつりなどで配布し周知・啓発に努めています。</u></p> <p>さらに、<u>地域住民の複雑化するニーズに対して包括的に支援するため、小・中学校への定期的な巡回、介護事業所の自宅訪問の機会を活用した見守りなど、関係部局及び関係機関と連携しながらヤングケアラーの早期発見とその支援につなげていきます。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町においては、教育委員会や福祉、子育て担当部局等と連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めております。啓発については、自治区掲示板へのポスターの掲示を行っていますが、具体事例や概念についての周知は今後検討してまいります。</p>	

(6) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について <継続>

自死相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制の充実など、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、大阪府やNPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

(回答)

貝塚市（障害福祉課）	※下線部追加
<p>令和3年度から、スマホやパソコンから簡単な質問に答えることでこころの状態をチェックできるシステムを導入し、本システムを利用して相談窓口へつなぐ取組みを実施しているところです。</p> <p>また、自殺対策を行っているNPO法人から講師を招き、ゲートキーパー養成研修会を開催し、<u>悩んでいる人の話を聴いて専門機関に繋ぐ人材の育成に努めています。今後もこれらの取組みを継続し、大阪府や関係機関と連携・情報共有をしてまいります。</u></p>	
泉佐野市（地域共生推進課）	※従前と変わらず
<p>自殺対策強化事業を委託実施する基幹包括支援センターに専用相談窓口を設置し、自殺に関する悩みを抱える方に対して対面、電話、メール等のツールにより、個々の相談に応じ関係機関と連携を図りながら、自殺に対する相談支援体制を強化してまいります。</p> <p>また、自殺対策において重要な施策の一つに、自殺しようと考えている人の周囲にいる人が、その人の存在にいち早く気づき、声をかけ、話を聞くことができる人材を養成する必要があるとあり、各専門職のスキルアップのみならず、地域団体や住民一人ひとりを対象とした研修などを実施し、支援者になり得る人材を養成してまいります。</p> <p>加えて、自殺に対する誤解や偏見をなくし、正しい知識の普及啓発を強化し、様々な悩みを抱える方が、気軽に相談できる窓口や対応方法などについて知ることができるよう、ホームページや広報誌など広報媒体を活用し、様々な年齢層に届くよう、工夫しながら情報発信に努めてまいります。</p>	
泉南市（人権推進課、保健推進課、子ども政策課）	※下線部追加
<p>相談員に対しては、相談者に必要な援助とサポートを行うことができるよう、相談技術のスキルアップのための講座受講を促進するなど、相談業務の充実・強化に努めていきます。また、年に数回の自殺対策連絡会議において、関係機関との連携・強化を図っています。</p> <p>本市では、市相談窓口職員、相談支援センターや地域包括支援センター職員等を対象に、ゲートキーパー研修等を毎年度実施し、また事例検討等も行い、いろいろな相談を受けた者が、支援が必要な人に気づき、寄り添い、必要な人には必要な機関へつなぐ役割を果たせるよう努めています。</p> <p>また、各相談窓口のチラシを学校や各窓口にて配布し、広報紙やウェブサイトを通じて、周知を図っています。専門的な相談体制については、府と連携の強化を図ります。</p> <p><u>「泉南市子どもの権利に関する条例」に、子どもの権利救済委員会を位置づけるよう、条例改正を行います。「泉南市子どもの権利救済委員会」は、子どもが、「いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができる」機関であり、「泉南市子どもの権利に関する条例」第6条の規定に基づき、市長と教育委員会による共同の附属機関として設置します。</u></p>	
阪南市（健康増進課、政策共創室）	※下線部追加
<p>自殺予防対策の一環として、毎年9月の自殺予防週間に合わせて、本市の公用車に自殺予防キャンペーンのマグネットを掲示し啓発しています。</p> <p>また、市役所や保健センターにポスターを掲示するとともに、相談連絡先一覧表のチラシを窓口や市ウェブサイトにて周知・啓発しています。</p> <p>さらに、大阪府やNPO法人などの民間団体との情報共有に取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>相談者が抱える個々の事情により沿った支援をできるように、<u>大阪府や民間団体と連携しながら相談体制の充実に努めます。また、大阪府等と連携しながら、専門的相談研修の受講など、相談員のスキルアップやバックアップ体制等、相談者のメンタル不調に対する予防なども含めて関係機関と連携し取り組んでまいります。</u></p>	
熊取町（健康・いきいき高齢課）	※従前と変わらず
<p>Web上でメンタルチェックシステム「こころの体温計」を運用することにより、相談者が24時間、365日それぞれの悩みを相談できる環境を整えています。</p> <p>また、相談者が抱える個々の事情に寄り添った支援を行うために、町立小中学校、乳幼児健診、妊婦健診等で、啓発チラシを配布することにより、上記の「こころの体温計」や各種相談窓口の案内を</p>	

実施するほか、熊取町ホームページや9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて広報紙にも各種相談窓口を掲載しています。加えて、ゲートキーパー養成講座を相談窓口担当職員や民生委員・児童委員をターゲットに開催しています。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

本町は令和7年3月に第2次岬町自殺対策計画を策定予定であり、「誰も自殺に追い込まれることのない岬町」を目指して、自殺対策を推進しています。相談員、相談支援事業者の確保やゲートキーパー研修を実施して地域における支援者を増やす取組みに努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について <継続> ★重点項目

教職員の長時間労働を是正するため、客観的な勤務時間管理を行い、教職員や支援員の人材確保に努める等、労働条件の改善に向けて実効性ある対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

(回答)

貝塚市（学校教育課） ※下線部追加

教職員の勤務時間の管理につきましては、出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っています。今後も全教職員の勤務時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。また、教員業務支援員の配置を進めることにより、学校における業務体制の改善を図ってまいります。

また、教職員の欠員対策につきましては、今後も大阪府に要望するとともに、精神疾患などによる病気休職者をなくすため、ストレスチェック及び精神科医による健康相談を引き続き実施し、労働安全体制の整備に努めてまいります。

泉佐野市（教育総務課） ※下線部追加

本市においては平成30年10月からICカードによる電磁記録を開始し、教職員の出退勤管理について客観的な状況把握を行い、時間外在校時間が長い者については学校と情報を共有するとともに、市費講師やスクール・サポート・スタッフをはじめ、様々な支援員を市独自の施策として配置し、教職員の業務負担の軽減、労働条件の改善に向けて取り組みを行っております。

また、欠員対策としては大阪府教育委員会や教職課程を有する大学とも連携をとり講師確保に努力しつつ、大阪府教育委員会と連携し、産休等の事前任用や常勤枠への非常勤講師の配置、小学校や中学校の臨時免許を申請しての講師配置にも柔軟に対応し欠員解消に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすため、すべての小中学校を対象にストレスチェックを実施し、泉佐野市立学校教職員労働安全衛生協議会において教職員の労働環境改善に向けて議論を進めているところです。

泉南市（指導課） ※下線部追加

学校現場を取巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえ、教員定数の改善が図られ、令和2年度からは小学校において35人学級編制が国により順次行われています。

また、教職員の働き方改革として、学校閉庁日、全校一斉退庁日および部活動休養日（ノークラブデー）を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い働き方ができるよう、学校長を通じ指導しています。併せて、ストレスチェック事業の実施（11月下旬）や、校務支援システムの導入など、府費負担教職員の働き方改革の一助となる取組を実施します。

教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める制度を活用し、欠員を生じさせないように努めます。

また、深刻化する子どもにかかわる課題対応に向け、教職員だけではなく、専門家の視点から点検し、チーム学校として組織的な対応を行えるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、多面的な支援に向けた連携を推進します。

阪南市（学校教育課）	※下線部追加
<p>教員の長時間労働の是正については、校務支援システム等により客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」や「学校閉庁日」、勤務時間外の「音声ガイダンスによる電話対応」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」等を実施しています。また、これら教員の働き方改革の取組について保護者や地域の皆様のご理解を得るために、文書配付を行っています。今後、教員の意識啓発にも積極的に取り組み、長時間労働の是正に向けて取り組んでまいります。</p> <p>教員や支援員の確保については、全国的に厳しい状況ではございますが、必要となる教員等の確保の努力を継続するとともに、国及び大阪府に対して効果的な対策を講じるよう、様々な機会を通じて要望しているところでございます。</p> <p>また、メンタル不調を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づいた心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を定期的実施し、教職員自身がストレスの程度に気付き、働きやすい職場づくりにつながるよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>さらに、令和6年度には産業医による職場巡視を開始し、産業医面談などの実施体制を整えました。今後も、産業医と連携し精神疾患による病気休職者の発生を防げるよう、労働安全衛生体制を整えてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>教職員の勤務管理につきましては、町単費で講師や支援員の採用を行うなど、子どもの学びの質を高め、教職員の長時間労働是正に努めています。また、本町では、校務支援システムの中で勤務時間の管理を行ったうえで、超過勤務時間の縮小を図っています。今後も取組みを継続しながら、教職員の労働環境の向上に努めてまいります。</p>	
熊取町（学校教育課）	※下線部追加
<p>町立学校における働き方改革について、客観的な勤務時間管理を行うため、出退勤管理システムを従前より導入しております。労働条件の改善に向けては、留守番電話設定の時間変更（19:00から18:00に）や学校閉庁日の拡大（4日から5日に）、校務支援システムの導入、健康観察アプリの導入及びスクールサポートスタッフ等外部人材の活用など、様々な取り組みを進めてまいりました。加えて、児童生徒の支援を行うSSW、SC、介助員、学校図書館司書等の配置により、教職員の負担が軽減されております。</p> <p>令和4年6月には、改めて、教育委員会、校長等管理職、各教職員が、働き方改革を進めていくための当面の取り組み方策を取りまとめ、負担軽減を図る枠組みとなる制度とそれを運用する教職員一人一人の意識改革を両輪として、継続的に、各校の特色や実情に応じた取り組みを着実に進めているところです。</p> <p>労働安全衛生体制の確立に向けては、休職者が発生した際の速やかな人材確保に向けた取組を進めているところです。また、令和5年度から在校等時間の長い教職員に対する医師の面接指導を実施しています。保護者に対しても、教育委員会より教職員の働き方改革に関する文書を発出し、ご理解とご協力をお願いしております。教育委員会といたしましては、今後より、一層、長時間勤務の是正を図る取り組みを進める等、教職員の健康を守るため、働き方改革を推進してまいります。</p>	
岬町（教育委員会事務局）	※下線部追加
<p>本町におきましては、大阪府の指導方法の工夫改善定数等を活用し、加配教員を配置することで、きめ細かな少人数指導を行なっております。また、事務作業の軽減を図り、教職員が本来の教育活動に集中できるよう、スクールサポートスタッフを令和5年度より配置しています。教員の勤務時間管理については、勤怠管理システムを導入し、客観的な管理を行うとともに、在校等時間の上限を定めた要綱を作成し、上限時間の遵守に努めております。また、夏季休業中の学校休業日の設定や留守番電話を導入するなど働き方改革の取り組みを進めているところであります。</p> <p>昨年度より、教職員の健康管理対策の一環として、在校時間の上限を超えた教職員や、ストレス等を抱えている教職員等を対象に、教育委員会事務局において、健康管理対策面談を実施しております。また、今年度につきましては、スクールドクターも面談の際に同席し、その場でアドバイスをいただけるような対応をしております。</p>	

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について <継続> ★重点項目

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行い、十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。また、特別支援学校の教室不足への整備を早急に対応すること。

外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

(回答)

貝塚市（学校教育課）	※下線部追加
<p>スクールカウンセラーにつきましては、今年度から全小学校に各 12 回配置されることとなり、すべての小中学校への配置が実現しましたが、今後も引き続き配置回数の増加について、国や大阪府に対して要望してまいります。</p> <p>日本語指導が必要な子どもたち及びその保護者に対しては、日本語指導通訳支援員を派遣し、学習面や生活面において母語でのサポートを行っています。また、帰国・渡日児童生徒が、主体的に進路選択ができるよう、日本の高校入試制度や学校生活などについて、多言語による情報提供及び個別相談会も行っています。</p> <p>今後も日本語指導が必要な子どもたち及び保護者が安心して学校生活を送ることができるよう、母語による学習面・生活面のサポートや多言語による情報提供を進めてまいります。</p>	
泉佐野市（学校教育課）	※下線部追加
<p>これまで中学校に拠点配置されていたスクールカウンセラーについては、令和 6 年度より各小学校に 1 名ずつ配置するよう拡充しております。また、スクールソーシャルワーカーは、各中学校区に 1 名配置し、全小学校にも派遣できる体制をとっているところです。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、学期に 1 回開催される「SC・SSW連絡会」に参加し、市内各学校の情報共有、フリースクールや地域包括支援センターなどの社会資源の情報交換、府のスーパーバイザーによる研修・助言等を行うことにより、養成・育成に取り組んでおります。</p> <p>また、国際化の進展に伴い、帰国児童生徒や外国人児童生徒に加え、保護者のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国にルーツのある児童生徒の受入れが、本市小中学校においても多くなっております。対象の家庭については、市から家庭へ通知する就学通知や就学援助の通知内容の母語への翻訳や、学校の入学説明会や懇談時の通訳者の派遣、進路についてのガイダンスや説明会の開催など、保護者の継続的な支援を図っております。今後も、必要に応じた家庭支援に努めてまいります。</p>	
泉南市（指導課、人権国際教育課）	※下線部追加
<p>深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、暴力行為、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充に努めます。</p> <p>また、増加の一途をたどる不登校児童生徒支援のため、校内教育支援ルームの設置および校内教育支援員の配置拡充に努めます。</p> <p>特別支援学級や通級指導教室に対しては、子どもの学びの場を確保するため基礎的環境整備を適切に行います。</p> <p>泉南市内の外国にルーツのある子ども・家庭は増加傾向にあります。現在泉南市教育委員会では、日本語指導が必要な子どもが取り残されることなく、安心して学習・生活できるよう、必要に応じて子どもや家庭（保護者）へ母語で説明・サポートをするための語学補助員やJETプログラムで任用している国際交流員を派遣しています。</p> <p>また、進学等で不利益を被らないよう、学校で配布する様々な文書・手紙や市役所へ提出する各種申請用紙等の母語への翻訳や懇談会等での通訳をすることによって適切な情報提供や理解促進を進めています。更に「やさしい日本語」を使った手紙の作成を意識することや、国際交流員が担う相談窓口を設定しており、その周知をすることで、外国にルーツのある家庭が困ることがないように支援しています。そのうえで、小学校と中学校の子どもを持つ、外国にルーツのある保護者を対象とした進路説明会を行います。今後も、様々な国からの直接編入が増えることが想定できるため、予算の拡充や翻訳通訳対応可能言語を増やすなどの取組を進めます。</p>	

<p>阪南市（学校教育課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p><u>いじめや暴力行為、虐待、自傷行為、登校しづらくなっている児童生徒について、学校は、専門的な知見を有するスクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）とともに会議等を行い、児童生徒一人ひとりの背景や要因を見立て、指導・支援を行っています。</u> ＳＣについては、各中学校において年間 35 回、各小学校においては年間を通じて、大阪府と市のＳＣを配置しています。ＳＳＷについては、各中学校区に年間 25 回程度配置し、専門家と連携した支援を行い、教員のアセスメント力や生徒指導力の向上を図り、虐待も含めた支援を要する子どもや家庭の早期発見や早期支援を行っています。また、学校教育にかかる専門家連絡会などを定期的に開催し、ＳＣやＳＳＷの資質向上に努めるとともに、よりよい支援の方法などについて、共有しています。</p> <p><u>また、特別支援学校の教室整備については、特別支援学校の管轄が大阪府教育庁となっていますことから、市からの回答はいたしかねます。</u></p> <p>日本語指導が必要な子どもや保護者の支援については、母語を話すことのできる通訳の配置や、日本語指導の補助者の協力をいただきながら取り組んでいます。</p> <p><u>さらに、大阪府のオンラインによる日本語指導や大阪府内の学校をつないで様々な国につながる人々と交流ができる「オンライン国際クラブ O S A K A」などの情報提供も学校を通じて行っており、希望者が参加しています。</u>進路については、大阪府教育庁が作成している「進路選択に向けて」（16 か国語対応）を学校を通じ、必要に応じて保護者に配付しています。5 市 3 町の泉南地区では、毎年、通訳を介して母語で高校の教員等に質問できる「多言語進路ガイダンス」（参加対象：小学 3 年生～中学 3 年生）を開催しており、本市からも希望者が参加しています。</p>	
<p>田尻町</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>本町ではスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童虐待、不登校、いじめなどのさまざまな問題に対応できるよう適切な支援を行っております。</p> <p>また、教育センター 2 階に教育支援センターを設置し、町単費で配置している学校教育指導員を活用することにより、行き渋りや不登校児童生徒の受け皿として社会との関わりを断絶することのないよう努めています。</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒に対しては、ＤＬＡを実施した後、必要に応じた通訳の配置に併せて、学校現場では特別の教育課程による日本語指導を行っています。通訳者に関しては、学校と家庭を繋ぐ役割も担っており、適切な家庭支援を行っていると考えております。<u>また、進路支援として、やさしい日本語による資料提供や、多言語版「進路選択に向けて」を使用したガイダンスの実施など適切な情報提供と理解促進にも努めています。</u></p>	
<p>熊取町（学校教育課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>深刻化する子どもたちの課題に対応するため、全小中学校に週 4 日スクールソーシャルワーカーを配置しております。また、今年度より全小中学校にスクールカウンセラーを配置しております。<u>スクールソーシャルワーカーにおいては、連絡会を月 1 回開催し、情報共有やケース検討を行う中で、スーパーバイザーより助言していただき、育成に努めております。また、スクールカウンセラーにおいても、府の研修に年 2 回、町の連絡会に年 1 回参加し、情報共有を行っております。</u>今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、専門家と連携をはかりながら、引き続き学校体制を充実させてまいります。</p> <p><u>続いて特別支援学校につきましては、本町における設置はございません。なお、町立小中学校の支援学級の教室につきましては、現在充足している状況でございます。児童生徒個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた指導を適切に実施できるよう、今後も引き続き支援教育の充実に努めてまいります。</u></p> <p>続いて日本語指導の対応につきましては、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して日本語指導加配教員・外国人児童生徒支援員・日本語支援ボランティアを配置し、それぞれの日本語の習得状況に合わせ、個別対応を行っています。また、学校生活の中で取り残されることがないように、担任とも連携し、多文化共生教育も行っています。日頃より家庭との連絡を密にし、特に進路については別途進路説明会を設けることで、子どもや保護者に対して適切な情報を提供し、支援を進めています。</p>	

岬町（教育委員会事務局）	※従前と変わらず
<p>スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）につきましては、町内の小学校・中学校・幼稚園に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助等を行っております。</p>	

(3) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について <継続>

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

(回答)

貝塚市（教育総務課）	※従前と変わらず
<p>小中学校における更衣時の状況につきましては、中学校は全学年男女別教室で更衣をしており、小学校は早い学校で１年生から、遅い学校で４年生から男女で更衣場所を分けていますが、着替えに手助けが必要な児童もいることから、状況に応じて対応しています。ＬＧＢＴなどの理由により、個別の更衣場所が必要な場合は、随時相談に応じてまいります。</p> <p>また、多目的トイレにつきましては、各校に１から７か所設置しており、現時点で増設する予定はありませんが、今後改修などを行う際には、増設を検討してまいります。</p>	
泉佐野市（教育総務課）	※従前と変わらず
<p>子どもたちのプライバシーを守る取り組みにつきましては、各学校における施設規模に違いがあり、また教室数に限りがあることから、対応は個々に異なりますが、更衣の際に別々の教室を使用する、教室を間仕切り等で区切るなど、子どもたちにできる限り配慮した運用となるよう努めております。</p> <p>また、多目的トイレなどの設置・増設につきましては、通常のトイレより、出入り口の幅やブース内のスペースの確保が必要であり、本市ではトイレの洋式化及び床の乾式化を順次進めており、工事に併せて増設可能な箇所には、順次設置を進めてまいります。</p>	
泉南市（教育総務課）	※従前と変わらず
<p>更衣室については、子どもたちのプライバシーに配慮するため、複数の教室を活用し、更衣場所の確保に努めています。多目的トイレについては、学校の状況を確認し、適宜改修を行い設置に努めます。</p>	
阪南市（教育総務課）	※従前と変わらず
<p>各学校の更衣室については、専用の更衣室を確保できない場合は、他の教室を更衣室として利用しており、今後、教室の空き状況を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>また、多目的トイレについては、計画的に整備を進めているところです。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>トイレの改修につきましては、計画的に進めてまいりたいと考えておりますが、更衣室につきましては、今後の施設改修等において設置を検討してまいります。</p>	
熊取町（学校教育課）	※従前と変わらず
<p>更衣室については、小学校では多目的室等を利用しており、空き教室が無い場合も、間仕切りカーテンによる対応を実施しています。中学校では体育館等の更衣室を利用しています。</p> <p>多目的トイレについては、小中学校トイレ洋式化工事が令和５年度をもって全校完了しており、全校多目的トイレを設置しているところです。</p>	
岬町（教育委員会事務局）	※下線部追加
<p>本町におきましては、令和４年度をもって、全ての小中学校において、児童や一般の方々が利用しやすいよう機能的で快適な多目的トイレの設置を完了しております。更衣室につきましては、空き教室を活用し、各小中学校に設置しております。</p>	

(4) 奨学金制度の改善について <継続> ★重点項目

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元の中小零細企業に就職した場合の伴走支援型の奨学金返済支援制度の創設を検討

討するなど、新たな独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、学校教育課）	※従前と変わらず
<p>奨学金制度の拡充につきましては、国に要望してまいります。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度として、企業による貝塚市奨学金資金代理返還制度を創設したことから、本制度の周知に努めてまいります。返済困難な労働者に対しては、今後も返還計画の見直しも視野に入れた相談を行ってまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課、学校教育課）	※従前と変わらず
<p>平成 29 年度から文部科学省が給付型奨学金、所得連動返還型奨学金制度を導入し、その制度が充実されたところでございますが、そもそも、学費負担、という意味合いでの奨学金制度に公正さが求められると理解しています。</p> <p>一方で、地元企業に就職した場合の支援制度の創設は、一定の定住促進の効果があると考えますが、先進地の事例等を検証し、その効果や課題を検討してまいりたいと考えます。加えて国や大阪府の取組を周知してまいります。</p> <p>令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、「給付型奨学金」を創設しました。この事業は、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校 3 年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的としています。今後も、本事業の目的とする教育の機会均等及び人材育成の観点に基づき制度拡充に向け、先進事例などを研究し検討してまいりたいと存じます。</p>	
泉南市（指導課）	※下線部追加
<p><u>改善について、機会を通じて要望します。また新たな返済制度については、現在のところ予算の関係上、創設の予定はありませんが、「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要なことと認識しておりますので、他課と連携し検討を進めます。</u></p>	
阪南市（学校教育課）	※従前と変わらず
<p>本市独自の返済支援制度創設については、本市の厳しい財政状況を鑑みますと難しい状況にあると考えています。給付型奨学金制度や所得連動変換方式など新たな奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を行っているところです。</p> <p>また、給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充、奨学金返済支援制度等に関わりまして、貧困の連鎖や教育格差が生じないための財政措置について、国や大阪府に要望するとともに、情報を収集し、調査、研究してまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p><u>本町ではそれぞれの人生のステージにおいて、夢や希望に向かって挑戦している若者、挑戦したいと思っ</u> <u>ている若者を応援する「がんばる若者応援制度」をスタートさせております。学業優秀にもかかわらず、経済的な理由で学費の支弁に不安を抱える学生や、高い意欲を持って勉学に励まれている学生に対し、返還不要の奨学金制度を令和 5 年度より開始しております。</u></p> <p><u>また、令和 6 年度より奨学金を受けた大学生等が卒業、就職し、社会人として新たにスタートする時期の経済的負担の軽減を図るため奨学金返還支援事業を実施しています。進学にともない奨学金を受ける学生が多くなっており、奨学金を受けた大学生等にとって卒業後の奨学金の返済が重荷となっ</u> <u>ていることから、経済的な支援を行い本町への若者の定住を促したいと考えております。国の奨学金制度についても給付対象者や支給金額の拡充に向けて、大阪府及び町村長会等を通じて要望してま</u> <u>います。</u></p>	
熊取町（学校教育課）	※従前と変わらず
<p>近年の厳しい経済情勢や家計の急変などにより、奨学金の希望者が年々増加していること、奨学金制度を活用している者及び返済困難な者が増加してきている現状については、認識しています。</p> <p>家庭の経済状況により進学を諦めることのないよう、奨学金制度の情報を提供していくとともに、安心して勉学に励めるよう、また返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう、要望活動等を行っていきます。</p>	

岬町（総務部、教育委員会事務局）	※従前と変わらず
<p>給付型奨学金制度をはじめとする各種の奨学金制度については、窓口等において周知を継続すると共に、制度の拡充について、引き続き国に対して働きかけをしております。本町における奨学金返済支援制度につきましては、令和4年度より、同年4月以降より返済を開始した方について、就職先が町内外に限らず、返済額の一部を支援する制度を既に設けております。</p>	

(5) 労働教育のカリキュラム化について <継続> ★重点項目

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

(回答)

貝塚市（学校教育課）	※下線部追加
<p>現在、小中学校においては、キャリア教育の一環として、働くことの意義や職業に関する知識について学ぶ機会を設けています。その中で、地域の事業者や多様な職種に従事している卒業生などを招き、出前授業や聞き取り学習を実施する中で、働く上でのやりがいや苦勞、具体的な仕事内容などについて学んでいます。また、実際に事業所での仕事体験をさせていただくため、<u>打合せ連絡や履歴書作成、当日の体験など就職の場面を想定した取組み</u>をしている学校もあります。今後も、児童生徒の発達段階に応じて、働くことの意義や知識を深める教育の充実に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（学校教育課）	※従前と変わらず
<p>平成29年告示の小学校・中学校学習指導要領総則では「特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実に図ること」が明示され、特別活動（学級活動）に「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関する内容が位置付けられました。</p> <p>本市においては、キャリア教育の推進に向けて、同じ中学校区のこども園、小学校、中学校の担当者が集まり、互いに意見を出し合い考え、校区の「めざす子ども像」や全体指導計画を作成し、中学校区でそれぞれの校園種が共通の視点をもって各校園での取組みを系統的に進めているところです。</p> <p>また、キャリア教育の場面において、学習や活動の内容を記録し振り返ることは、児童生徒にとっても、教員にとっても意義のあることだと言えます。学校では、学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価することができるように、その時々活動を児童生徒が個々に記録し、蓄積していくポートフォリオを「キャリアパスポート」と呼んで活用しています。今後も、子どもたち一人ひとりが身につけた知識・能力を能動的に活用し、生き方を選択・決定できる力の育成、及び体験活動を通じて将来の夢や希望を抱き、実現に向けて取り組む態度を育む教育の充実に努めてまいります。</p>	
泉南市（指導課）	※下線部追加
<p>中学生による「職業体験」を泉南市立中学校すべてで実施しています。<u>体験するだけではなく、体験の中から学んだことをプレゼン形式で発表し全体での共有も図っています。</u></p> <p>また、企業からゲストティーチャーを招いて、「勤勞・生産」について講義をさせていただく学校も多く、この取組は小学校でも積極的に行われています。とりわけ中学校区の小中連携をする中で、キャリア教育を充実するよう取組んでいます。</p>	
阪南市（学校教育課）	※従前と変わらず
<p>出前講座や職場見学・職場体験などについては、各校の実態に応じ、外部講師を招くなど取組を実施しています。職業差別などを含めた、働くまでに知っておくべきことなどの内容を含めたキャリア教育や進路指導の取組について、今後も充実させてまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>労働に関する学びについては、小学校では6年生の社会科において、憲法における働く義務・権利及び団結する権利について学習しています。中学校では公民科において、職業の意義と役割、雇用と労働条件の改善、勤勞の権利と義務、労働組合の意義、労働基準法の精神について学習し、また、雇用を取り巻く問題として、終身雇用、雇用の流動化、男女の雇用形態と賃金格差、派遣労働者、外国人労働者についても学んでいます。</p>	

<p>社会参画力育成指導実践事業として、<u>地域・社会との関わりや体験学習への参加を通して身近にある問題を知り、課題解決に向けて自分でできることを考え、主体的に実践していける子どもの育成にも取り組んでいます。</u>今後も国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、労働教育の推進に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>学校教育の現場では、キャリア教育の一環として職場体験学習などを各小中学校で実施しておりますが、今後、本町の教育委員会等の関係機関と連携し、労働教育のカリキュラム化について検討してまいります。</p>	
岬町（都市整備部、教育委員会事務局）	※従前と変わらず
<p>本町では、子どもたちが自らの未来を切り開き、社会においてその力を発揮できるよう、各小中学校において「キャリア教育」の全体計画を基に、社会的・職業的自立に向け体系的・系統的な教育を推進しております。今後も主権者教育の観点も踏まえキャリア教育・法教育の充実を図ってまいります。また、小中学校におきましては、町内事業所の協力を得て、職場見学・職場体験を実施し、勤労観・職業観の育成や地域社会への関心の向上等を図っております。</p> <p>また、本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け広報活動を行っています。町内事業者から業務継続計画（BCP）策定についての相談等があった場合、関係機関と連携し、円滑に支援が行えるよう努めてまいります。</p>	

(6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について <継続>

あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握し、差別解消に向けた具体的施策を講じること。インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

さらには、無意識による無理解や偏見（アンコンシャスバイアス）による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

(回答)

貝塚市（人権政策課）	※下線部追加
<p>ヘイトスピーチをはじめ、あらゆる差別の解消に向けて、引き続き教育の充実やセミナー開催などを通して啓発活動に取り組んでまいります。</p> <p>また、インターネット上での誹謗中傷や差別などに対しましては、「<u>大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別などの人権侵害のない社会づくり条例</u>」に基づき、インターネットリテラシー向上を実現すべく、若年層だけでなく幅広い世代に向けた教育・啓発を行うとともに、大阪府と連携しながらインターネット上の人権侵害の解消に努めてまいります。</p> <p>また、マイクロアグレッションなど無意識の言動による差別につきましても、広く周知啓発に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（人権推進課）	※下線部変更
<p><u>インターネット上における掲示板等への差別的な書き込みや個人のプライバシーに関する情報の無断掲載等について、悪質な書き込みを発見した場合には、削除依頼を行う等、インターネット上の差別的な書き込みの抑止・削減につなげることを目的とし、本市ではインターネット上の差別情報や人権侵害を監視する「インターネットモニタリング」を開始しました。</u></p> <p><u>差別情報を早期に発見しその拡散を防止するだけでなく、啓発活動や被害者救済に繋げていければと考えております。</u></p> <p>また、無意識による無理解や偏見（アンコンシャスバイアス）については、職員向けの研修や市民向けの研修など様々な機会を通じて周知に務め、人権意識の向上を図ってまいります。</p>	
泉南市（人権推進課）	※従前と変わらず
<p>本市では、平成29年8月策定の泉南市人権行政基本方針、令和元年8月策定の泉南市人権行政推進プランにおいても「外国人の人権」については取り組むべき主要課題の一つとして位置付けており、今後も引続き人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するための施策を推進し、多文化共生社会の実現に努めます。</p>	

<p>過年度においては、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、マイクロアグレッション（些細な攻撃）をテーマにした講座を実施しました。また今年度には、インターネット上のSNSやテレビ、新聞等の無数にあるメディアからの情報を正しく理解するためのメディア・リテラシーと人権、ソーシャルメディアをテーマにした講演を開催し、今後も市民の人権意識の向上に向けた啓発・周知を推進します。</p>	
<p>阪南市（人権推進課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>インターネット上での差別に対応するため定期的に、モニタリング調査を行っています。 また、啓発活動として令和5年度に「メディア・リテラシーと人権」、本年度は、「みんなの人権 アンコンシャス・バイアスとは？～『当たり前を疑う』～」を市民向け講座にて開催し人権意識の向上に務めました。様々な人権問題に対応した人権相談窓口も設置しています。 引き続き、市民向け講座の開催や人権相談窓口の周知啓発に取り組んでまいります。</p>	
<p>田尻町</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>インターネット上では、個人や不特定多数の方などを誹謗中傷したり、差別したりする深刻な人権侵害事象が発生していることも認識しております。本町では、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例について周知を図るとともに、インターネット上における部落差別・人権侵害の解消に向け、研修に参加及び研修を実施するなど、啓発を進めることや人権侵害事案の発生・発覚時への対応に備えているところです。また、インターネット上の人権侵害事案が発生した場合には、法務局や大阪府など関係機関と連携し、人権侵害を受けた方からの相談なども含め、対応してまいりたいと考えております。今後も引き続き差別のない心豊かな人権のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。</p>	
<p>熊取町（人権・女性活躍推進課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>インターネット上における人権侵害については、決して許されるものではありません。本町としましては、広報誌等により町民への啓発を行うとともに、その実態の把握のため、令和3年1月から約半年に1度程度にモニタリング調査を実施しているところです。 また、被害者支援等を含め、国や大阪府など広域で、より実効性のある体制の確立が必要であると考えており、引き続き、国や大阪府に対して、体制の確立について働きかけるとともに、先進事例等についても研究を進めて参りたいと考えております。 アンコンシャス・バイアスについても、住民への理解を深めるため、広報誌等で例示を含めた記事を掲載し、周知啓発を行っております。</p>	
<p>岬町（総務部）</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定（平成6年）しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策ならびに周知活動を、国・大阪府・関係機関と連携を図りながら実施し、住民の人権意識のさらなる向上に努めてまいります。 また、近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、令和4年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨を踏まえ、実効性のある施策の推進を図ってまいります。</p>	

(7) 行政におけるデジタル化の推進について <継続>

行政によるデジタル化を推進しオンライン申請などの利便性を高め、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組むこと。あわせて、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

また、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。

(回答)

<p>貝塚市（デジタル推進課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>各種手続きのオンライン申請を進めるとともに、<u>窓口においてマイナンバーカードの基本情報を利用した、住民票などの証明書の申請書類を自動で印字できる「書かない窓口」の運用により、行政手続きの簡素化や利便性の向上を図ってまいります。</u></p>	

また、市公式LINEの機能を強化し、セグメント配信やプッシュ機能通知により、必要な行政情報へアクセスしていただけるよう取り組んでいます。情報格差の解消につきましては、国のデジタル活用支援推進事業を活用し、スマホ教室などを民間事業者と連携し開催しているところです。引き続き民間事業者などと連携し、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に努めてまいります。また、情報漏洩などを防止するため、情報セキュリティ対策を講じてまいります。

泉佐野市（総務課）

※下線部追加

令和2年12月に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されました。また、令和4年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。

本市におきましては、泉佐野市DX推進全体方針を令和3年度に策定し、この方針に基づき、現在「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現などの重点施策に取り組んでいます。あわせて、デジタル化の推進に伴って生じる情報格差の解消、いわゆるデジタルデバイド対策についても、市関連部門の協力のもとにスマートフォン講座を開催しているところです。真に支援を必要としている人を正確に把握し、必要な人にプッシュ型の支援を迅速に実施するためのデジタルセーフティネットですが、利便性だけに着目することなく情報セキュリティもふまえ、国の動向に注視しながら情報収集・研究を進めてまいりたいと考えています。

泉南市（デジタル推進課）

※下線部追加

国が推進する子育て・介護関係の行政手続（26手続）について、オンライン申請が可能となるよう環境構築を行いました。令和6年1月より、汎用的な電子申請システム（スマート申請）を導入し、市役所等の窓口で行っている申請や届出等の手続きの一部、窓口の予約等について、オンライン化を実施しています。

情報格差の解消に向けた取組としては、主に高齢者を対象とした「スマホ教室」を令和6年度中に計46回開催します。令和7年度につきましても、同様の教室の開催を検討します。

阪南市（行財政構造改革推進室、成長戦略室）

※下線部追加

本市では、住民等の利便性向上を図るため、令和2年度に24時間365日どこからでもインターネットを通じて申請が可能な「行政手続オンライン化サービス」を構築し、令和3年度から運用を開始しています。

本年度は、新たに飼い犬に関する届出や生活保護の扶養届のオンライン化を追加したところですが、今後も順次、申請可能な手続を増やしてまいりたいと考えています。

また、デジタルセーフティネットに関しては、情報漏洩や誤作動に配慮したシステムの導入を行うとともに、職員に対して、引き続き情報セキュリティに関する教育を実施し、意識の向上を図ってまいります。

さらに、情報格差の解消に向けた取組については、市民活動センターにおいて、スマホ相談員（市民）を養成し、LINEの使い方や二次元コードの読み取り方法等、スマホの使い方を教えるスマホ相談室「スマホの部屋」を開催しています。加えて、市民活動センター職員が講師となってスマホ講座を適宜開催しています。今後も引き続き、情報格差の解消に向けて取り組んでまいります。

田尻町

※下線部追加

現在、児童手当に関する諸手続きや妊娠の届出といった複数の業務について、既にマイナンバーカードを活用したびったりサービスオンライン申請を導入しており、同様にオンラインで転出・転入予約を行うことによる引越し手続のワンストップ化を実施しています。引き続き、様々な行政サービスのオンライン化を進めてまいります。情報格差の解消に向けた取り組みとしては、申請手続きの際、デジタルデバイスの取扱いに不慣れな方へのサポートを実施しているところです。

また、デジタルセーフティネットの構築により、きめ細やかな社会保障給付が可能となることから、国の動向を踏まえ対応を検討してまいります。

熊取町（情報政策課）

※従前と変わらず

汎用電子申請システムを導入し、より住民の利便性向上に資するようオンライン可能な手続きの拡充に取り組んでいるところである。令和7年度においても、引き続き当該システムを利用し、各種手続きを精査しながら、オンライン申請の拡充を進めていく。

デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けては、町内在住のシニアの方を対象としたスマホ教室やパソコン教室を、引き続き実施していく。

情報漏洩等のセキュリティ対策については、総務省が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準じた、セキュリティ強靱化システムにより、セキュリティを確保するとともに、熊取町情報セキュリティポリシーの見直しを進めながら、一層のセキュリティ対策に取り組む。

岬町（総務部）

※従前と変わらず

本町では、令和3年度に岬町DX基本計画を策定し、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのデジタル社会」を基本理念として、デジタル化を通して、岬町にかかわるすべての人が、いつでも、どこからでも、安全、安心なサービスを楽しみ、人々の多様な幸せの実現を目指し、デジタル化の取り組みを進めています。令和7年度も、DX基本計画に基づき、デジタル社会の推進に向けての取り組みを進めてまいります。

(8) 「マイナンバー制度」の理解促進と、「マイナンバーカード」の普及について <継続>

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」に対し、市民の信頼回復に向け、誤登録などの再発防止を徹底するとともに個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

そのうえで、「マイナンバーカード」の普及と利便性向上を図り、デジタル行政の推進やマイナポータルの活用を促進すること。マイナ保険証の取り扱いについては、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応を求める。

(回答)

貝塚市（政策推進課、市民課、保険年金課）

※下線部追加

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。貝塚市では、マイナンバーを取り扱う部署において、プライバシーが保護されるよう適切に個人情報の管理を行うとともに、その安全性について周知しており、マイナンバー制度・情報セキュリティについて、定期的に職員研修を実施し、適切な個人情報の管理に努めてまいります。

また、公民館などへの出張申請サポートや日曜開庁に加え、介護施設や老人ホームなどに直接働きかけ、希望があった施設に職員が出向き、申請や交付のサポートも行うなど、マイナンバーカードの普及促進に努めるとともに、令和6年度からマイナンバーカードをお持ちであれば、住民票などの申請書類に氏名、住所、生年月日を自動で印字できる「書かない窓口システム」を導入しており、今後も市民の利便性の向上に取り組んでまいります。

さらに、マイナ保険証の取り扱いにつきましては、令和6年12月2日以降、保険証の新規発行が終了したことから、今後も、マイナ保険証の利用促進を図るとともに、マイナ保険証を持っていない方も資格確認書により保険診療が受けられることなどについて、引き続きわかりやすく適切な周知・広報に努めてまいります。

泉佐野市（市民課）

※下線部追加

マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤であり、法律または条令で定められた事務手続きにおいて使用しており、マイナンバーによって、個人の特定を確実にかつ迅速に行うことが可能になり、行政手続きにおいては、行政機関の間で情報連携することにより必要な添付書類が減るとともに、事務処理もスムーズとなり、市民の皆さまの利便性向上にも繋がるものであります。

昨年のマイナンバー誤登録等の事案を受け、現在、再発を防止する観点から、マイナンバーを特定するための本人確認情報照会は、基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）又は性別以外の3情報により行うこととし、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）において照会システムを改修し、再発防止の徹底に努めております。また、個人情報管理体制につきましても、自己点検及び監査を実施し、関係部署とも連携しながらセキュリティの向上に努めております。加えて、マイナンバーカードの保険証利用は、利用者の薬剤や診療のデータに基づき、より良い医療、なりすましの防止など、患者・医療現場にとっての多くのメリットを広く伝えるとともに、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応に努めてまいります。

泉南市 （デジタル推進課、保険年金課）	※下線部追加
<p>マイナンバーを利用する事務の範囲はマイナンバー法に定められているため、それらを遵守の上、取扱います。今後は益々マイナンバーカードの利活用が推進されていくと思われませんが、マイナンバーカードに搭載されているICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されないなど、マイナンバー制度の安全性に関する情報を市の広報紙やウェブサイト等で周知するなどし、普及啓発に努めます。</p>	
<p>令和6年12月2日から現行の保険証が新規発行されず、マイナ保険証に移行することから、本年10月の保険証一斉更新時に、今後のスケジュールおよび保険証に関するお知らせを記載したチラシを同封しました。今後も広報紙およびウェブサイトにより周知を行います。</p>	
阪南市 （政策共創室・保険年金課）	※下線部追加
<p>マイナンバーカードの普及促進に際しては、広報誌や市ウェブサイトでの周知等を実施しており、今後も一層の普及に努めてまいります。</p>	
<p>また、マイナ保険証の取り扱いについては、現行の国民健康保険被保険者証の有効期限及びマイナ保険証の利用開始日など窓口での説明に加え、マイナポータルのご案内を実施しています。あわせて、広報誌及び市ウェブサイトでのマイナ保険証の初回登録の手順などの周知をしています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町は、マイナンバーカードの交付時の本人確認を厳格に行い、暗証番号の取り扱いなども説明しながら交付をしております。また、紛失時の対応についての説明や、再交付に係る取り扱いも厳正に対処しております。マイナンバーカードの普及では、令和6年11月末時点の交付率は87.9%となっており、利用促進としては、住民票の写し及び印鑑登録証明書の取得が出来るコンビニ交付を開始しております。マイナ保険証については、利用登録の手続きをはじめ、丁寧な説明に努めてまいります。</p>	
熊取町 （企画財政経営課）	※下線部追加
<p>マイナンバー制度では、特定個人情報の保護措置として、「制度面における保護措置」と「システム面における保護措置」の両面で安全対策が図られており、様々な情報セキュリティ対策が実施され、利用者の安全確保を重要視しております。</p>	
<p>加えて、マイナンバーの誤登録の再発防止策として、マイナポータルのシステム改修が図られる等、制度の信頼性を高めるための対応が講じられているところです。</p>	
<p>本町といたしましても、住民の利便性の向上に寄与する社会基盤として、引き続き、マイナンバー制度の適切な運用及び普及促進に努めてまいりたいと考えております。</p>	
<p>また、マイナ保険証の取扱いについては、住民に不利益が生じないよう広報周知に努め、丁寧な対応を行ってまいります。</p>	
岬町 （しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であります。全国民それぞれに対して付番された固有の12桁の識別番号であるマイナンバーは、行政機関の情報連携をしやすくすることを目的に導入されております。今後、マイナンバーの利用範囲が拡大される予定ですが、厳格なルールの元に運用が図られると考えられるので、本町におきましても関係法令を遵守し適切な取り扱いに努めてまいります。</p>	
<p>また、マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類として利用できるだけでなく、本人確認書類としての利用、各種行政手続のオンライン申請、各種民間のオンライン取引など、日常生活の中で利用できるように国において広げられると同時に、マイナンバーカードを安全・安心にできるように、技術面、運用面の観点から安全な利用環境の整備にも取り組まれています。本町では、国と協力して住民に安全性の周知をはかりながらマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。</p>	
<p>マイナンバーカードと保険証の一体化利用については、今後より一層の利用促進が図られることと考えますが、すべての住民が安心して利用できることと併せて、住民のニーズに対応した形でのカード取得に向けた環境整備のために必要な措置を講じることについて、大阪府や他市町村とともに国に対して働きかける必要があると考えます。</p>	
<p>マイナ保険証の取り扱いについては、すべての被保険者が切れ目なく安心して医療機関に受診できるよう、法律や大阪府国保運営方針等に基づき、できる限り柔軟かつ丁寧な対応に努めます。</p>	

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて <継続>

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

(回答)

貝塚市 （総合事務局・学校教育課）	※従前と変わらず
<p>貝塚市では、令和3年10月から南海貝塚駅構内にある「まちの駅かいつか」に期日前投票所を増設し、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人の利便性の向上は図られたものと考えています。なお、期日前投票所を増設したことから、共通投票所や移動期日前投票所の設置、期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げ、当日投票所の増設につきましては考えておりません。</p> <p>投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならず、投票日までの期間が短い貝塚市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、またこれまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名などを記載することができない選挙人につきましては、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、導入は考えておりません。</p> <p>若者の政治参加の促進に向け、小中学校では、総務省と文部科学省が作成した選挙に関する副教材も活用しながら主権者教育に取り組むとともに、一部の中学校では、模擬選挙も実施しています。</p> <p>今後におきましても、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。</p>	
泉佐野市 （選挙管理委員会）	※下線部追加
<p>市内35か所の投票所については、投票者の利便性と投票率の向上を考慮して、町会館、公民館、学校施設等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内と南海泉佐野駅付近施設の2か所に期日前投票所を設置しております。</p> <p>共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び移動期日前投票所の設置については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。</p> <p>記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙にのみ認められていますが、点字投票、期日前投票及び不在者投票を除くとされております。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよいしくみを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。</p> <p>主権者教育については、市教育委員会と連携し、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の作品を市内の小・中・高等学校に対して募集を行いました。募集作品については、応募者以外の方にも、選挙への関心や意識を高めてもらうために、市役所の市民ロビーでポスター展を開催しました。また、令和5年度から継続して、市を管轄する税務署等と連携して、市内の小・中学校の生徒に対して選挙出前授業を実施しました。</p> <p>さらには、<u>大学の教養講座の一環として、航空保安大学の生徒に対して、選挙制度の説明や模擬投票等の選挙出前授業を実施しました。</u>引き続き若い世代を対象とした主権者教育に取り組んでまいります。</p>	
泉南市 （行政委員会事務局、指導課）	※下線部追加
<p>共通投票所の設置については全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用が多額にのぼるため、現在の本市の状況においては消極的に捉えています。将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区および投票所施設の見直しを推進する必要があり、併せて検討が必要なものと考えています。</p>	

従前より、市内大規模商業施設における期日前投票所設置を検討してきたところですが、有権者数の減少に伴う経費削減等の課題も多く、期日前投票の投票時間の弾力的設定、および移動期日前投票所の設置等を含め、今後も引続き、導入および維持に係る費用と、選挙人の利便性向上や、それに伴う投票率の向上などの費用対効果を十分検討しつつ、低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究します。

また投票方法に関しても、費用対効果や近隣自治体の動向を見ながら研究します。

主権者教育については、令和5年度から税の教室とタイアップして、中学校で出前授業、模擬投票を行い、本年は新たに小学校においても実施しました。

小中学校では、社会科の学習指導要領において、民主政治と公正な世論の形成にむけた選挙制度や政治参加を扱うこととされるなど、体系的な主権者教育の充実が図られるよう教科学習における取組を進めているところです。

今年度、本市立中学校では3年生公民科において、3中学校で、本市選挙管理委員会から実際の投票箱を借用し、授業内で模擬投票を行うなど、選挙体験を実施しました。またICT機器を使用し、選挙ポスターやマニフェストを作成するなど、政治参加に向けて興味を引く授業が行われました。

阪南市（選挙管理委員会事務局）

※従前と変わらず

市内22箇所の投票所については、投票者の利便性と投票率向上を考慮して各行政区内の住民センター等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内に期日前投票所を設置しています。

共通投票所及び移動期日前投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所の増設については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。

記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にのみ認められていますが、期日前投票と不在者投票を除くとされています。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよい仕組みを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

また、若者の政治参加を促進するため、学校及び各種団体からの依頼等により選挙出前授業などの主権者教育の実施についても積極的に検討してまいります。

田尻町

※従前と変わらず

共通投票所の設置、投票所の増設については、本町の町域が狭小であること、頻繁に人の往来がある施設は町域中心部に集中し、既に投票所としていることから予定はありません。期日前投票の投票時間については、期日前投票所が1か所であり、また、夜間帯の投票者が少ないことから、現状どおりの投票時間の延長は予定していません。移動期日前投票所については、前述のとおり、本町の町域が狭小であること、頻繁に人の往来がある施設すべてを投票所としていることから、設置は予定していません。投票方法の記号式については、国政選挙が自書式であるため、町の選挙のみを記号式にすると、投票者の混乱を生じる懸念があり、記号式投票を導入するのであれば、国政選挙を含めたすべての選挙において導入することが望ましいことから、単独での記号式投票の導入は予定していません。主権者教育については、教育委員会において議会見学などを実施しており、引続き、取り組みを行うこととしています。

熊取町（総務課）

※下線部追加

期日前投票所については、役場庁舎及びJR熊取駅前にて開設しており、JR熊取駅前期日前投票所については、利便性の観点から午後9時まで開設しているところです。共通投票所の設置、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充については、ネットワーク接続やシステムによる対応等も踏まえ今後研究してまいります。

記号式投票については、地方公共団体議会の議員又は長の選挙にのみ認められたものでありますが、衆議院議員選挙や参議院議員選挙と投票方法が異なること、また記号式投票への変更を実施したとしても、期日前投票及び不在者投票は自書式投票のままとなり、混乱を招くおそれがあること等の理由により自書式投票から変更の予定は今のところありませんが、将来的な電子投票の実現等情勢の変化に注意しつつ今後も研究してまいります。

若者の政治参加については、選挙管理委員会では教育委員会と連携し、模擬投票を含めた選挙出前授業を行なっております。また「若者の投票立会人」の公募や新成人に対する投票啓発等、引き続き行うとともに、若者に向けた選挙啓発を含め主権者教育を行ってまいります。

岬町（総務部）

※従前と変わらず

本町では、投票者の最寄施設である集会所等に投票所を設けており、比較的身近に投票所を設けている状況にあります。共通投票所や移動期日前投票所の設置については、二重投票防止のための措置が必要であることなど、課題があると認識しています。

投票方法については、公職選挙法の規定にもとづき、適切に対応してまいります。なお、本町では、不在者投票の請求手続きをオンライン上でも行うことができます。

また、期日前投票所の投票立会人の公募を行うなど、選挙を身近に感じてもらい、投票率を向上させる取り組みを行っております。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて <継続> ★重点項目

「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減対策を継続的に実施すること。

また、**外食産業をはじめ食品関連事業者に積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大すること。**

市民に対しては、**外食時の「3010 運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、阪南市の取り組み内容を示すこと。**

また、**産学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。**

(回答)

貝塚市（廃棄物対策課）

※下線部追加

貝塚市では、令和2年3月31日付で閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」や「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、広報かいつか10月号に「食品ロス削減月間」と題し、賞味期限と消費期限の違いについての理解促進、また、家庭の冷蔵庫を整理し期限間近の食品や使いかけの野菜を使い切るなど、食品ロス削減に取り組む記事を掲載するとともに、ホームページに「3010 運動」についての推奨を行うなど、食品ロス削減に向けた啓発に取り組んでいます。

破棄される農作物・特産品の有効活用策につきまして、関係部署と連携し各地での取組みの情報収集に努めてまいります。

泉佐野市（環境衛生課）

※下線部追加

事業所から発生する食品廃棄物の削減を目的とした長期保存冷蔵庫購入助成金制度を継続するほか、食品リサイクル法に基づく取り組みをはじめ、引続き食品ロス削減に係る啓発活動に取り組んでまいります。

また、本市におきましては、令和4年度から社会的、経済的に困難を抱える生活困窮者や子育て世帯等へ今後も継続的、安定的な支援を行う事と、国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを推進するうえて、日々の食品ロスによるごみ排出量を削減するため、食材の需給コーディネートを実施する「泉佐野市フードバンク活動推進事業」を実施しています。

日々の食品ロスによるごみ排出量を削減するため食品生産者や食品製造企業等の食品関連企業と合意書を締結し本来であればパッケージの印刷ミスや箱崩れにより廃棄を余儀なくされた食品を無償で提供を受けています。提供頂いた食品については支援を必要とされている団体に配布しています。

泉南市（清掃課）

※下線部追加

継続して食品ロス削減に向け、広報紙やウェブサイト、小学校での出前授業やイベント等、さまざまな機会を通じて「パートナーシップ事業者・3010 運動・食べきり・持ち帰り」等促進の啓発に取り組みます。また、「廃棄される農作物・特産品の有効活用策」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。

阪南市（資源対策課）	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減対策として、市ウェブサイト「食品ロス削減の取組み」のページを設け「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」並びに「食品ロス削減レシピ」を活用した啓発を行うとともに、市内小学生を対象とした「できることからやってみよう！食品ロス削減ポスターコンクール」を実施するなど、食品ロス削減に向けた取組みを推進しています。</p>	
<p>今後も、市民の皆さんが取り組めるような「食べきりレシピ」や冷蔵庫での保管方法等を紹介するとともに、「3010運動」や「食べきり」、「持ち帰り」の継続的な促進を図ってまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減については、昨年度同様、広報等において、家庭での普及活動を行っているところです。また、事業所を含めた本町の取組みについては、田尻町廃棄物処理基本計画の今後の見直しの中で検討していく予定であります。さらに、農作物の破棄に伴う有効活用においても、農業所管部署との情報共有等を行ってまいります。</p>	
熊取町（環境課）	※下線部追加
<p>食品ロス削減における本町の取組みについては、第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月策定）や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施していく。</p>	
<p>【主な取組】</p>	
<p>外食産業をはじめとする食品関連事業者への積極的な働きかけについては、令和3年度に食べ残しの持ち帰り容器提供、マイ容器持参の認可や小盛り対応等の取組みに協力可能な飲食店を登録する「熊取町m o t t E C O 食べきり協力店制度」を創設し、町内各店舗に赴き登録の協力を呼びかけ、約30店舗の協力可能店に「m o t t E C O」ステッカーや啓発ポスター等を配布するとともに大阪府ほかさんマップへの登録についても協力を依頼した。さらなる事業者登録の募集や住民への「m o t t E C O」協力店等の周知啓発については、広報紙や町ホームページに加え、令和5年12月4日公開の脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」において、外食が増加すると想定される年末年始など効果的な時期に3010運動等についての啓発活動を実施し、「食べきり」の促進や「持ち帰り」を基本とする環境整備に努めている。<u>今年度の環境フェスティバルにおいては「熊取町m o t t E C O 食べきり協力店制度」のパネルを作成し、周知啓発を図った。</u></p>	
<p>また、破棄される農産物の有効活用については、今後、先行事例を参考に研究していきたい。</p>	
<p>【その他の取組】</p>	
<p>①「毎週月曜日は“食べマンデー”」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページ、特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」への啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示やチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進している。 <p>②「冷蔵庫スッキリ！レシピ」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷蔵庫スッキリ！レシピ」を熊取町食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、広報、ホームページ、特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」等で公開している。なお、一部のレシピは、ホームページに動画もつけて、よりわかりやすい形で情報発信している。 <p>③食品残渣分析調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月に環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、食品残渣分析調査を実施済みである。これにより明らかになった本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合などの調査結果をホームページに掲載した。 ・上記調査時に撮影した、まだ食べられるのに捨てられている農作物や食品残渣の実態写真を用いたポスターを公共施設や各小中学校で掲示し、周知啓発を行っている。 <p>以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努める。</p>	

岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
食品ロス削減に向けて、住民や事業者に対する理解と取り組みを推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。	

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について <継続>

食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）解決に向け相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

住む場所での取り組みの濃淡がでないよう「フードバンクガイドライン」を地域で活用すること。

(回答)

貝塚市（廃棄物対策課）	※従前と変わらず
大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人などとの連携及び貝塚市の教育委員会や関係部局との連携も含め、今後の取り組みのあり方について、研究してまいります。	
泉佐野市（地域共生推進課）	※従前と変わらず
大阪いずみ市民生活協同組合様と締結した「食糧等分配支援事業に関する協定書」に基づき、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を無償で提供いただいております。 また、食料品・日用品の支援を必要とする人が、無償で提供される食料品・日用品を設置された冷蔵庫に取りに行ける「コミュニティフリッジ」を実施する市内NPO法人に対して、泉佐野市立社会福祉センターの敷地内の土地を使用料無償で提供し、事業運営の支援を行っております。	
泉南市（生活福祉課）	※従前と変わらず
本課において自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンク活動を行っているところです。加えて、清掃課において廃棄食料をフードバンク活動に活用する構想があり、現在清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンク活動に活用するための準備を進めているところです。 本市にてフードバンク活動を行っている事業者が前述の委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取り組めます。	
阪南市（資源対策課、生活支援課）	※従前と変わらず
平成29年10月に、フードバンク事業を実施している大阪いずみ市民生活協同組合と本市において、食材を無料で提供していただければ要援護者食糧等分配支援事業に関する協定を締結し、職員が定期的に和泉市にある生協の物流センターに食料品を頂きに上がり、直接運搬し、その後、市で保管することにより、困窮されている方々に対し迅速な対応が可能となっています。 また、阪南市社会福祉協議会においても、令和元年7月に、同生活協同組合と協定を締結し、市内のこども食堂の食材及び、生活困窮者への支援として、運営団体と社会福祉協議会職員が協力して、定期的に生協の物流センターへ食料品を頂きに行っています。	
田尻町	※従前と変わらず
現在、本町内においては、フードバンク活動団体はありません。今後、当該活動を希望する団体に対しては、町として可能な支援を検討してまいります。	
熊取町（環境課）	※下線部追加
本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より役場、ふれあいセンター、公民館、図書館、体育館、煉瓦館、駅下にぎわい館の町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を月に一度、町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ提供し、支援しているところである。 今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を念頭に、ごみダイエットの推進とともに食品ロス削減について、町内イベントや広報、ホームページや特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」などを通じて社会的認知を高めるための普及啓発等に努めていく。	

なお、フードバンク活動団体の運営費、人手、設備等については、自立した活動をしていただくことが重要と考えており、日頃の連携体制の中で町としてできることを今後検討していく。

また、本町が実施しているフードドライブについては、賞味期限を2ヶ月以上で常温保存のものを取扱い記録も行うなど「フードバンクガイドライン」にあるように安全で透明性のある信頼性の高い取組をできる範囲で行っているところである。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

食品ロス削減に向けて、住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や「フードバンクガイドライン」の活用等について検討してまいります。

(3) 消費者教育の展開について(カスタマーハラスメント対策) <継続>

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、人事課、福祉総務課）

※下線部追加

顧客が理不尽な要求をするカスタマーハラスメントが社会問題化していることから、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携し、市内の企業に対し抑止・撲滅について周知するとともに、貝塚市職員に対しては、適切な対応で行政サービスを提供できるよう、引き続き接遇研修に取り組んでまいります。

また、消費者問題に関する講演会を開催するなど、消費者としての知識・情報を深める機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでまいります。

なお、条例制定につきましては、広域的な展開が必要であり、国や大阪府が主導することが適切であることから、現時点では検討しておらず、公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例を制定する予定もございません。

泉佐野市（まちの活性課）

※従前と変わらず

消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。

泉南市（産業振興課、総務課）

※下線部追加

現在、消費者庁事業では、カスタマーハラスメント防止の内容はあまり含まれていないことから、対策は行っていません。通話録音システムの導入や職員に対してのアンケート調査等を行い現状把握に努めているところです。

阪南市（生活環境課）

※従前と変わらず

市独自の判断基準の策定については、国の「対応困難者への相談対応標準マニュアル」や「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」、大阪府等の動向を踏まえ検討するとともに、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。

田尻町

※従前と変わらず

悪質クレーム対策や消費者教育については、一般消費者も互いの立場を尊重し合う社会を構築する事が求められており、今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集するとともに、広報やホームページによる啓発活動等を実施してまいります。

熊取町（産業振興課）

※従前と変わらず

本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置しておりますが、一部の消費者による、一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質なクレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅の推進については、消費者教育の充実の一環として検討してまいります。

また、条例の制定については、他市町村の状況も確認しながら、研究してまいりたいと考えております。

岬町（都市整備部）	※下線部追加
<p>カスタマーハラスメントの抑止・撲滅について、関係機関と連携を図りながら推進してまいります。</p> <p>また、本町では、子どもたちが自らの未来を切り開き、社会においてその力を発揮できるよう、各小中学校において「キャリア教育」の全体計画を基に、社会的・職業的自立に向け体系的・系統的な教育を推進しております。今後も主権者教育の観点も踏まえキャリア教育・法教育の充実を図ってまいります。小中学校におきましては、町内事業所の協力を得て、職場見学・職場体験を実施し、勤労観・職業観の育成や地域社会への関心の向上等を図っております。</p>	

(4) 消費者教育の展開について(若年層対策・公共交通対策) <継続>

成人年齢引き下げやICT普及に伴い、若年層の消費者トラブル防止について学校教育現場での啓発活動や支援の拡充に加え、家庭でも消費者教育を学べる教材作成などの対策を講じること。また、公共交通機関でのトラブル防止、働く者の安心・安全の確保のため、利用者のマナー・モラル向上に対する理解促進を図り「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

警察や公共交通事業者と連携し、駅構内や車内巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

貝塚市（福祉総務課、都市計画課）	※下線部追加
<p>貝塚市では、毎年4月に市内の大学、高等学校などの新入学生に対して、消費者問題に関する学生向けパンフレットなどを配布し、啓発活動に努めています。</p> <p>また、交通事業者や貝塚警察署と密接に連携し、公共交通の安全安心な利用のため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発や、公共交通機関での暴力行為の防止に対する啓発に努めています。なお、交通事業者が独自で行う防犯カメラの設置や警備員の配置などは事業者負担で行うべきものであり、市が支援措置する考えはございません。</p>	
泉佐野市（まちの活性課、自治振興課）	※下線部変更
<p>本市は消費生活センターを設置し、消費生活における悪徳商法などの被害防止と生活の安全確保に取り組んでいます。また、市民を対象に各種の情報提供や消費者教育講座を実施しています。</p> <p>情報提供の具体的な取り組みとしては、市内の20箇所ほどの、公共施設だけでなく商業施設にもご協力をいただきパンフレットラックを設置しています。そこにさまざまなパンフレットを配架し入れ替えを行っています。さらに、毎月1回、消費生活メールを送信して注意喚起を行い、広報いずみさのに毎号、啓発記事を掲載しています。</p> <p>また、消費者教育講座の取り組みとしては、消費生活相談員が講師になって実施する出前講座を行っています。成年年齢の引き下げにかかる取り組みとしては、前述の取り組みに成年年齢の引き下げや若年層のITトラブルについて盛り込むとともに、市内の教育現場に支援を含めた情報提供を行っています。</p> <p>公共交通機関でのトラブル防止対策として、大阪府警察鉄道警察隊からの依頼を受け、市の広報誌に「列車内ちかん被害相談」の窓口を掲載しました。</p> <p>また、安心・安全なまちづくりの観点から、駅周辺を含む市内各所へ防犯カメラを設置し運用しているところですが、しかしながら、駅構内や車内の巡回・監視となりますと、市の介入は難しいと考えておりますので、事業者様へ要望をお願いいたします。</p>	
泉南市（産業振興課、秘書人事課、ふるさと戦略課）	※下線部追加
<p>成年年齢引下げによる若年層に対する消費者教育の重要性は認識しており、新成人および市内小中学校へ啓発グッズや啓発チラシを配布しています。今後も引続き、関係機関と連携し、情報発信等を図り、消費者教育の推進に努めます。</p> <p>市内における防犯活動の啓発については、広報紙やウェブサイト、SNSや官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止の啓発に努めています。警察機関や地域との連携、また公共交通機関の事業者が独自に行う対策についても積極的に情報共有を行い、引続き防犯意識の啓発や各種犯罪防止のための防犯活動に取組みます。</p>	

阪南市 （生活環境課）	※下線部追加
<p>国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報紙・市ウェブサイト等の媒体を活用し啓発活動に取り組むとともに、若年者を対象とした教材の活用について教育現場と情報共有を図ってまいります。</p> <p>また、泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っています。</p> <p>さらに、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生の抑制に努めるとともに、防犯カメラやドライブレコーダーに録画された映像を警察に提供することにより、犯罪捜査に貢献しています。今後も、犯罪行為を抑止するための取組を推進してまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>成年年齢が引き下げられたことにより、未成年者取消が出来なくなった相談事例も出て来ているなど、若者に対する消費者教育の重要性が増しております。今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集に努めるとともに、広報やホームページによる啓発活動等を実施してまいります。</p>	
熊取町 （産業振興課、道路公園課）	※下線部追加
<p>若年層を対象にした消費者教育としては、5月の消費者月間などに実施する一般向けの講座や連続のミニ講座に加え、子どもの頃から消費者意識を身につけるきっかけとして取り組んでいる小中学校への出前講座を実施しています。さらに、希望に応じて、児童・保護者を対象とした講演会や地域・大学等での出前講座を実施するなど、引き続き消費者教育や啓発に努めてまいります。</p> <p>また、公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んでまいります。</p>	
岬町 （しあわせ創造部、教育委員会）	※下線部追加
<p>本町立小中学校では、若者に多い消費者トラブルの未然防止や将来にわたって必要な金銭教育に関すること等、授業の一環として取り組んでおります。家庭でも消費者教育を学べる教材作成等の対策については、今後対策に向け検討してまいります。</p> <p>公共交通機関においては、本町内の主要駅の駐輪場には、高齢者を狙ったひったくりなどの街頭犯罪や自転車窃盗などを抑止するため防犯カメラを設置しております。また、計画的に町内を運行するコミュニティバス車内へのドライブレコーダーを設置しております。今後とも管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。</p>	

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について <継続>

特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。高齢者に向けては、従来型のチラシ・ポスターでの周知についても充実させること。

(回答)

貝塚市 （危機管理課、福祉総務課）	※従前と変わらず
<p>貝塚市では、消費者庁や警察、国民生活センターが発信する情報などから、特殊詐欺の新たな手口や形態について把握した場合には、広報紙及びホームページに記事を掲載するとともに、公共施設にパンフレットなどを配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っています。また、警察と連携し、年金支給日にあわせ、チラシの配布など街頭啓発活動にも取り組んでいます。</p>	
泉佐野市 （自治振興課）	※従前と変わらず
<p>特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発ポスターの掲示やチラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。今年度も特に高齢者を狙った還付金詐欺が多発しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを行っております。さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、泉佐野市町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオル工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。</p> <p>また、平成29年に迷惑電話防止装置300台を購入し、65歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。</p>	

泉南市（産業振興課、生活福祉課、長寿社会推進課）	※下線部追加
<p>特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止について、チラシやウェブサイト、SNSを活用して啓発に努めます。</p> <p>詐欺被害については、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。</p> <p><u>65歳以上の市内在住高齢者を対象に、振り込み詐欺や還付金詐欺のような電話機を用いた特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、自動通話録音装置の無償貸出しを行っています。また、高齢者に向けて、警察と連携しながら啓発チラシ等を活用し注意喚起を行い、市の広報紙やウェブサイト、民生委員等を通して自動通話録音装置の無料貸与の促進を図り、高齢者の特殊詐欺の被害の予防に努めていきます。</u></p>	
阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
<p>広報誌や市ウェブサイト、SNS等を活用し、増加傾向にある相談事例、特殊詐欺や新たな詐欺の手口等について紹介し、注意喚起に努めています。</p> <p>加えて、チラシや「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」の配布等により、詐欺手口の周知啓発、被害の未然防止に努めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>消費生活に係る被害防止対策については、広報やホームページでの啓発に加えて、啓発物品等による啓発も行っています。</p> <p>また、消費生活相談については、相談員が国や大阪府、関係機関と連携することで、引き続き本町に適した消費者施策を研究し、効果的に取組めるよう努めてまいります。</p>	
熊取町（自治・防災課）	※下線部追加
<p>住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。</p> <p><u>また、令和6年度には、固定電話に取り付けるタイプの特殊詐欺対策機器を高齢者に貸与するとともに、大阪弁護士会及び泉佐野警察署と連携して町民講座を開催するなど、特殊詐欺被害の防止対策の強化に努めています。</u></p> <p>さらに、防災行政無線による特殊詐欺事案発生時の注意喚起を行っており、加えて、町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板により新たな手口も踏まえた注意喚起やチラシの配布、町施設でのポスター掲示や啓発物の設置なども行っております。</p> <p>今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。</p>	
岬町（まちづくり戦略室・都市整備部）	※従前と変わらず
<p>町内で特殊詐欺の情報があつた場合は、泉南警察署と連携し、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っています。</p> <p>また、注意喚起ティッシュの配布などにより被害の未然防止に努めています。さらに、自動通話録音機の無償貸し出しや注意喚起ティッシュの配布などにより被害の未然防止に努めています。</p> <p>今後も、住民により構成される防犯委員や関係部局などと連携を図り、特殊詐欺に係る情報の共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、広報や町内イベント等を活用し広く注意喚起を行うよう努めてまいります。</p>	

(6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について <継続>

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

「大阪府地球温暖化対策実行計画区域施策編」の主な取り組みの進捗や支援内容を周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況、今後の推進計画などに関して広く共有し、規制見直しなどを含めて必要な支援を強化していくこと。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、環境衛生課）	※下線部追加
<p>貝塚市では、平成 18 年度に貝塚市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガスの削減について意識共有を図り、貝塚市地球温暖化対策実行計画を策定し全庁的に取り組み、令和 5 年度に新たに貝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、併せて令和 6 年 3 月に貝塚市ゼロカーボンシティ宣言を行いました。行政のみならず市民や事業者も対象として、温室効果ガス削減を促進していくこととしており、今後も大阪府と連携し、2050 年カーボンニュートラルの実現をめざし取り組んでまいります。</p> <p>次に、大阪府地球温暖化対策実行計画に示す取り組みにつきましては、今後も大阪府と連携して、市民や事業者への啓発に努めてまいります。</p> <p>次に、グリーン成長戦略の取り組みにつきまして、市内で唯一の地域総合経済団体である貝塚商工会議所などの関係機関と連携し、情報収集及び情報共有に努めるとともに、国や大阪府の制度や計画を踏まえ、必要に応じて支援を検討してまいります。</p>	
泉佐野市（環境衛生課）	※従前と変わらず
<p>本市におきましては、令和 3 年 9 月に、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、「泉佐野市気候非常事態宣言」を行い、令和 5 年 3 月に、温室効果ガス排出量の削減にあたっては再生可能エネルギーの活用が有効であり、その取り組みを具体的なビジョンとともにまとめた「泉佐野市再生可能エネルギー導入計画」の策定を行いました。</p> <p>今後、産業界とも取り組み状況の情報共有を図りながら地球温暖化対策の推進に努めてまいります。</p>	
泉南市（環境整備課）	※従前と変わらず
<p>「2050 年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府とどのような取組ができるか検討します。</p> <p>「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の主な取組の進捗や支援内容について市民・事業者への周知の仕方について検討します。</p> <p>「グリーン成長戦略」の 14 重要分野を中心に、各方面からのニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していけるよう努めます。</p>	
阪南市（生活環境課）	※下線部追加
<p>本市では、令和 3 年 2 月 5 日付け「阪南市ゼロカーボンシティ宣言」において、市民・事業者等と一体となって、少しでも良い環境を次世代に引き継ぐため、2050 年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しています。</p> <p>阪南市が行う事務事業により排出される温室効果ガスの削減施策を進めることはもとより、市民・市域の事業所に対しては、脱炭素に向けた国・大阪府の支援事業を含め、広く情報発信に努めてまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>2023 年 3 月に策定した「田尻町ゼロカーボン宣言」に基づき、行政と地域が一体となって脱炭素化に取り組んでいるところです。昨年度は、一部の公共施設において照明器具の LED 化工事を実施し、他の施設についても引き続き省エネ化を推進してまいります。</p> <p>また、住民に対しては、広報を通じて身近にできる脱炭素化の取組の啓発を行っております。今後、事業者も含めた地域全体での取組について、おおさかスマートエネルギー協議会に参加する形で、大阪府や府内市町村の動向を参考にしながら検討してまいります。</p>	
熊取町（環境課）	※下線部追加
<p>本町においては、既に令和 2 年 5 月 25 日付け「熊取町気候非常事態宣言」の中で、「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組む」ことを表明、令和 5 年 3 月に 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指した熊取町再生可能エネルギー導入戦略、地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の策定、同計画の「事務事業編」の改定を行ったところである。なお、この計画の中で、これまでの取り組みの進捗状況や取組内容については、明らかにしているところである。</p> <p>また、大阪府が取り組む項目については、事業者向けでは「太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業」や「中小事業者 LED 照明導入促進補助金」等、住民向けでは、「太陽光発電設備及び蓄</p>	

電池の共同購入支援事業」、「ZEH 宿泊体験」、「ゼロエミッション者体験」や「CO₂CO₂ (コツコツ) ポイント (脱炭素の取組みに賛同する事業者とともに生産・流通・使用時にCO₂排出が少ない商品・サービスを購入した方に対してポイントを付与する事業)」について、必要に応じ関係各課に情報提供している。また、公共施設窓口での各種チラシの配架に加え、広報やホームページ、公式ライン等で普及啓発をしている。

昨年度については、さらなる大阪府との連携を強化するため、脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ!」を立ち上げ、大阪府や国の支援事業及び町の実行計画の進捗状況や取組内容等について、広く情報発信しているところである。

また、当該特設サイトでは、脱炭素に向けた住民のアイデアや事業者の取組みを募集しており、今後、そのアイデアや取組みを共有することで身近な問題として、一人一人の意識の向上につなげていきたいと考えている。

さらに、今年度当初には、大阪府をはじめ環境省や経済産業省の担当者をお招きし、町内中小事業者向けに脱炭素社会への補助金事業等の取組み支援策に係る事業者説明会を開催し、広く周知することで事業の活用及び行動変容の促進を図った。

今後においては、再エネ導入時の手続きの緩和を目的とした建築物省エネ法で定められている促進区域について、関係課と協議、検討していく。

岬町 (しあわせ創造部) ※従前と変わらず

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減をさらに推進していくとともに、「岬町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)」で示した取組み項目について、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について <継続>

再生可能エネルギーの導入促進のため、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図ること。

再生可能エネルギーの効率的な利用のため、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

貝塚市 (環境衛生課) ※従前と変わらず

貝塚市では現在、蓄電地を併設する住宅太陽光発電システムなどの設置を促進するために、貝塚市住宅省エネルギー設備設置費補助事業を実施し、市内の住宅への再生可能エネルギーなどの設置を促進しているところです。

再生可能エネルギーの導入促進に関する条例の制定につきましては考えておりませんが、引き続き大阪府と連携して、導入促進の啓発に努めるとともに、設備に関する技術開発などの支援の仕組みについて、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。

泉佐野市 (環境衛生課) ※下線部追加

再生可能エネルギーの導入促進については、公募によって決定した発電事業者が、市所有のため池で、太陽光発電を行い発電された電気は一般財団法人泉佐野電力を通じて市内の公共施設等へ供給され、電力の地産地消の取組みが行われています。各種補助金制度の充実については、「一般家庭向けに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置に係る補助金制度」を設けています。

また、令和6年10月から、「自家消費向け家庭用太陽光発電システム及び家庭用蓄電池設置費補助金制度」、「自家消費向け事業所用太陽光発電システム及び事業所用蓄電池設置費補助金制度」を開始しています。引き続き、地域に適した再生可能エネルギーを有効活用し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

泉南市 (環境整備課) ※従前と変わらず

再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。

阪南市（生活環境課）	※従前と変わらず
国の補助金等を最大限活用するために情報収集に努めるとともに、再生可能エネルギー導入を促進する国・大阪府の支援事業を含め、広く情報を発信してまいります。	
田尻町	※下線部追加
本町においては、現時点では再生可能エネルギー関係の条例及び補助制度はありません。今後、大阪府や他市町村の先進事例を参考にしながら、本町に適した施策について検討してまいります。公共施設を含めた地域全体での再生可能エネルギー導入については、地域の脱炭素化の観点より研究検討してまいります。	
熊取町（環境課）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進にあたっての事業所向け調査コスト・開発リスクに対する各種補助金などの支援については、大阪府はじめ環境省や経済産業省等において様々な補助金事業が展開されている。また、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発やスマートグリッドの構築を支援するしくみを構築することについては、町単独で対応は困難であり、それらについては国が対応すべき問題であると考えている。	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進に向けて、再生可能エネルギーを効率的に利用するため、大阪府をはじめ関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。	

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について <継続>

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。

(回答)

貝塚市（人権政策課、高齢介護課、障害福祉課、都市計画課、学校教育課）	※下線部追加
貝塚市の主要5駅（南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR東貝塚駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅）につきましては、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了していますが、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修などに対する財政支援につきましては考えておりません。	
コミュニティバスにつきましては、すべての車両がノンステップバスであり、車いすでの乗降に対応しています。今後は、高齢者や障害者を含む多様な住民意向を反映した「貝塚市地域公共交通計画」に基づき、南海二色浜駅などにおいて上屋やベンチを併設したバス停の整備を進め、環境改善を図ってまいります。	
また、「心のバリアフリー」への取り組みにつきましては、様々な属性の方への理解促進のため、講演会、セミナーなどを通じて啓発を行っているほか、教育の場では、小学校・中学校において高齢者や障害者の方に対する理解を深める教育を進めています。今後も引き続き、高齢者や障害者の方に対する理解を深め、地域全体が相互に協力し合うことができるよう取り組んでまいります。	
泉佐野市（都市計画課）	※従前と変わらず
バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要である、とされています。これらの観点から平成20年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助	

することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。具体的には、平成 21～23 年度にかけて「JR 日根野駅」、平成 25 年度には「南海羽倉崎駅」、平成 27 年度には「りんくうタウン駅」、平成 29 年度には「南海鶴原駅」、平成 30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対しての補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。

鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成 23 年 3 月 31 日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1 日当りの乗降客数が 3,000 人以上の駅を平成 32 年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では 1 日当りの乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。

本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数 3,000 人未満の「JR 東佐野駅」、「JR 長滝駅」の 2 駅となりますが、「JR 東佐野駅」については、令和 4 年度より JR 西日本とバリアフリー化の対応について協議を開始し、事業着手に向け継続的に協議を重ねております。バリアフリー化の内容としましては、駅利用者の利便性の観点から、市が駅前に整備しましたロータリーへの送迎車両の車付けを想定し、現在の改札口の改修やホームへのアクセススロープの整備に加え、上り・下りホームが高架橋により連結されていることから、双方のホームに高架橋へ連結するエレベーターを設置する施設整備案が、現在のところ有力であると伺っております。

今後の事業着手に向けた見通しですが、令和 6 年度中に JR 西日本が、施設整備工法の決定及び概算事業費の積算を行い、その後、速やかに本市と事業費の負担割合について協議を進めることとしており、早期の施設整備に向け確実に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひします。

なお、「JR 長滝駅」においては、現時点でバリアフリー化の目途は立っていないものの、今後、JR 西日本から要望があれば、施設整備費用の一部助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。なお、設置後の維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。

泉南市（都市政策課、環境整備課） ※下線部追加

鉄道駅舎については、鉄道駅バリアフリー料金制度の導入に伴い、泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱の改定に取組むとともに、引続き国への支援要望を行います。

また、今年度策定予定の岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想では、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化をめざします。

泉南市コミュニティバスにおいては既にノンステップバスを導入しており、料金面においても高齢者や障害者に対する運賃割引制度を設けることで利用促進に努めています。

阪南市（都市整備課、市民福祉課） ※従前と変わらず

公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の 3 者で取り組んでおり、令和 4 年 9 月には尾崎駅東出口にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進しました。

本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難であります。国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。

加えて、新バリアフリー法や障害者差別解消法による合理的配慮として、交通事業者が乗降者の介助を行うだけでなく、多機関との連携や民間事業者や地域住民などの協力を得ながら、合理的配慮を推進し、「心のバリアフリー」への啓発を進めていきます。

田尻町 ※下線部追加

沿線駅である南海本線吉見ノ里駅は、エレベーターやエスカレーターを必要としない駅舎の構造となっていますが、バリアフリー化の促進と多様な利用者の利便性の向上、安全対策の充実を図るため、スロープの改修や多機能トイレの設置などのバリアフリー化設備整備工事を令和元年度に完了しています。これにつきましては、町からも負担金を拠出しています。

<p>設置後の補修等の財政的補助につきましては、今後の課題として大阪府、他市の状況を踏まえて検討してまいります。</p> <p>また、本町においては、令和元年度より隣接市との共同運行によるコミュニティバスの運行を開始しており、たくさんの町民に利用を頂いているところです。ノンステップバスや車いすでの乗降に対応したバス停整備及び心のバリアフリーの取り組みについては、今後、関係事業者等と連携を図りながら、協議、検討をしてまいります。</p>	
熊取町（道路公園課）	※下線部追加
<p>本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政支援措置は現在のところ考えておりません。</p> <p>町内循環バスについては、既にノンステップバスを導入しており、車いすでの乗降に対応したバス停については、現状把握に努め、交通事業者と連携しながら検討してまいります。</p> <p>また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国・大阪府に働きかけて参ります。</p>	

(2) 安全対策の向上に向けて <継続>

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、固定資産税の軽減特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

(回答)

貝塚市（課税課、都市計画課）	※下線部追加
<p>ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成につきましては、現在のところ考えておりませんが、固定資産税の軽減特例措置につきましては今後の設置状況などを注視しつつ、地方税法などに沿って課税標準の特例の適用を検討してまいります。</p>	
泉佐野市（都市計画課）	※従前と変わらず
<p>ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。</p> <p>このような状況のもと、国におきまして、新たなバリアフリー化の整備目標の達成に向けて令和3年5月に閣議決定されました第2次交通政策基本計画において示された方向性を踏まえた「鉄道駅バリアフリー料金制度」が令和3年12月に創設され、鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備（設置、改良、更新、維持管理等）に充てられることとなった事に伴い、本市としましては鉄道事業者によるバリアフリー化が加速するものと考えております。</p> <p>一方で、これまで交通政策基本計画において施設整備の対象とならなかった平均乗降客数3,000人未満の旅客施設について、本市における鉄道駅舎は、「JR東佐野駅」、「JR長滝駅」の2駅があり、先述の通り、「JR東佐野駅」については、令和4年度よりJR西日本とバリアフリー化の対応について協議を開始し、事業着手に向け継続的に協議を重ねております。</p> <p>また、「JR長滝駅」については、現時点でバリアフリー化の目途は立っていないものの、今後、JR西日本から要望があれば、施設整備費用の一部助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>「誰もが分け隔てられることない共生社会の実現」のため、「心のバリアフリー」の推進にも努めてまいりたいと考えております。</p>	
泉南市（都市政策課）	※従前と変わらず
<p>鉄道駅舎については大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱により、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵の整備にあたって、国、泉南市が協力して補助金を交付します。</p>	

阪南市 （都市整備課、税務課）	※従前と変わらず
<p>鉄道駅の転落防止については国・事業者・市の3者で取り組んでおり、鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましても、大阪府市長会を通じて鉄道事業者に早期に整備等がおこなわれるよう要望しているところです。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、公共交通機関のバリアフリー化に取り組んでまいります。</p> <p>また、固定資産税（償却資産等）を軽減する特例措置については、総務省からの通知に基づき適切に対応しています。今後も、国や大阪府の動向を踏まえ、取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>ホームドア等の設置につきましても、研究、検討し、必要に応じ鉄道事業者と協議してまいります。</p>	
熊取町 （道路公園課）	※従前と変わらず
<p>本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。</p>	
岬町 （都市整備部）	※従前と変わらず
<p>町財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。</p>	

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について <新規>

運送事業者の長時間労働解消、交通渋滞緩和のため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を進めること。

また、道路上での大型貨物自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、大阪府や関連事業者と提携し具体策を推進すること。

(回答)

貝塚市 （道路整備課）
<p>現在のところ、道路上に集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備予定はありませんが、民間開発に伴い開発区域内に設置する駐車場協議の折には、必要に応じて集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を要請してまいります。</p>
泉佐野市 （道路公園課）
<p>本市におきましては、平成13年に「泉佐野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定し運用しているところで、開発行為時には、駐車台数の確保等について協議をおこなっているところです。主要な商業地域等へのパーキングエリア、貨物車専用駐車スペース、荷捌場の整備等につきましても検討してまいります。</p>
泉南市 （環境整備課、道路課）
<p>運輸事業における集配荷捌き場を設け、交通渋滞緩和に努めることは運輸事業の一環であり市としてのサポートは困難と考えます。運輸車両による積み下ろし業務に基づく交通渋滞については泉南警察署と連携して指導を継続します。</p> <p>道路に求められるニーズの多様化について、国や府の方向性を踏まえながら多目的利用空間の創出の検討に努めます。</p>
阪南市 （道路公園課）
<p>道路上での多目的利用ができる空間の整備については、本市の道路幅員を勘案しますと、非常に困難な状況ではありますが、出来る範囲において大阪府や泉南警察署等の関係機関と連携を図り、安全対策等の整備について、検討してまいります。</p>
田尻町
<p>令和5年度、南海本線吉見ノ里駅に駅前広場や駅前ロータリー整備が完成しました。ロータリーにおける駐車マスにつきましても、すでに障がい者駐車マスとコミュニティバスの駐車マスを整備しております。要請にある集配用の駐車マスの計画は現在のところありません。今後、駅前周辺の状況を注視し、必要に応じて対応してまいります。</p>

熊取町（道路公園課）
本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として検討してまいります。
岬町（都市整備部）
貨物車専用駐車スペースや道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、事業者から相談があれば大阪府とも協議し検討してまいります。

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について <継続>

事故防止のため、自転車専用レーンの整備を行うこと。

自転車や新モビリティ(電動キックボード等)の運転者への取締り強化や、購入時講習の実施など、法令遵守・マナー向上に向けて周知・徹底を図ること。また、2023年4月以降、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を検討すること。

インバウンドを含めた外国人への交通ルール・マナーの理解促進のため、レンタル事業者等に対し指導を実施すること。

(回答)

貝塚市（魅力づくり推進課、道路整備課）	※下線部追加
<p>自転車専用レーンの整備につきましては、貝塚市自転車利用環境の整備に関する基本方針に基づき、自転車ネットワーク路線において青色の矢羽根ペイントなど、交通状況を踏まえた整備を大阪府と連携しながら継続して実施してまいります。</p> <p>自転車・電動キックボードなどの運転者への法令遵守やマナーの向上につきましては、小中学校を対象に児童・生徒の発達段階を踏まえて自転車の交通安全教育を行い、交通ルールの遵守や危険運転をしないよう指導を行っており、自転車交通安全指導内容の充実に努めるとともに、貝塚市交通安全対策協議会における春秋の交通安全運動やキャンペーンなどを通じて、子どもから高齢者まで交通安全意識の向上を、今後とも図ってまいります。</p> <p>自転車ヘルメット購入費用の補助制度につきましては、現在、助成を行うことは考えておりませんが、自転車の購入時に併せてヘルメットを購入してもらうよう、自転車販売店にポスターを掲示し、購入者への呼びかけをお願いするとともに、自転車啓発動画を用いた自転車交通安全指導や自転車ヘルメット着用キャンペーンなどを実施し、ヘルメット着用についての周知拡大に努めてまいります。</p> <p>また、外国人利用者に対しては、貝塚市域においてレンタサイクル事業を実施している事業者に啓発ポスターを掲示していただくなど、外国人利用者の理解促進を進めてまいります。</p>	
泉佐野市（道路公園課）	※下線部追加
<p>泉佐野市におきましては、一部の市道に矢羽根の路面標示を施工するなど自転車事故の防止を図っているところです。痛ましい事故を防ぐため、子どもたちを対象とした交通安全啓発をこども園・小学校で行なっているほか、春・秋の全国交通安全運動実施期間前には運転免許保有者を対象とした交通安全の啓発を行なっております。また、市内在住の中学生以下の子ども、および、65歳以上の高齢者を対象とし、ヘルメット購入金額の一部について泉佐野地域ポイント「さのぼ」にて助成を行い、自転車乗車時のヘルメット着用を促進しております。</p> <p>なお、インバウンド客等に向けた外国人の交通ルール等の理解促進については、警察庁や出入国在留管理庁作成のチラシ等を参考にしながら効果的な手法について検討してまいります。</p>	
泉南市（環境整備課）	※従前と変わらず
<p>泉南警察署、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、泉南市交通対策指導員会などの関係機関と情報共有し、毎月15日の早朝街頭指導等で自転車利用者に正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。</p>	
阪南市（道路公園課、生活環境課）	※下線部追加
<p>本市において、令和6年度中に、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進するため「阪南市自転車活用推進計画」を策定する予定です。その計画を基に大阪府や泉南警察署等の関係機関と連携を図り、自転車通行帯の整備を進める予定です。</p>	

また、令和5年7月1日に施行された改正道路交通法において、電動キックボードの交通ルールが緩和されたことにより、今後も利用者の増加が見込まれます。警察も運転者への罰則を強化し、日々交通安全対策に取り組んでいるところではありますが、市としても、自転車運転の安全走行について、啓発を行うとともに、今後も引き続き、交通安全対策のさらなる強化を要望してまいります。

なお、ヘルメットの購入補助については、近隣市町の状況を注視しつつ、情報収集に努めます。

田尻町 ※下線部追加

自転車レーン整備等安全対策については、本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として取り組んでまいります。自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の運転者の法令遵守・マナー向上については、今後も注視し、泉佐野警察署との連携を図りながら必要に応じて対策を行ってまいります。

令和5年10月から田尻町自転車乗車用ヘルメット購入費助成制度を創設しヘルメット着用の普及促進に努めています。外国人への交通ルール・マナーの理解促進については、泉佐野警察署との連携を図りながら必要に応じて対策を行ってまいります。

熊取町（道路公園課） ※下線部追加

大阪府自転車条例が平成28年4月に施行されてから、本町においては、条例の内容等について、町広報紙及びホームページに掲載し、自転車マナーや自転車保険の加入等の啓発に努めております。

また、熊取町「交通事故をなくす運動」推進本部の事業活動の一環としまして、泉佐野警察と連携し、町内全小中学校において、自転車運転マナーを含めた交通安全教室を実施しています。

なお、自転車レーンの整備については、本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として検討してまいります。

今後においても、引き続き泉佐野警察署と連携を図りながら、鋭意事故防止対策に取り組んでまいります。

また、自転車用ヘルメット購入費用の補助につきましては、一定要件のもと、令和5年8月から令和6年3月まで実施していましたが、ヘルメットの着用率が一定向上し、町内住民に対してヘルメット着用の努力義務化の周知が図れたものと認識しており、以後補助の予定はありません。

インバウンドを含めた外国人への交通ルール・マナーの理解促進のための、レンタル事業者等に対する指導については、現状を把握するとともに必要に応じ、関係機関と協議してまいります。

岬町（しあわせ創造部） ※従前と変わらず

自転車運転者への法令遵守やマナーについて、関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。

(5) 子どもの安心・安全の確保について <継続>

保育中・通園中の子どもや保育士の交通事故を防止するため、保育施設周辺への「キッズ・ゾーン」設置に向け関係機関の意向を把握すること。

危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため危険箇所から優先してガードレール未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所への必要なメンテナンスも行うこと。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、府や国への要請を行うこと。

(回答)

貝塚市（子育て支援課、道路整備課、学校教育課） ※下線部追加

貝塚市では、小学校区での通学路の安全対策に加え、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても安全確保の対策が必要なことから、「貝塚市通学路交通安全プログラム」に基づき、貝塚市、貝塚警察署、大阪府岸和田土木事務所、国土交通省大阪国道事務所、市内小・中学校、認定こども園などで構成する貝塚市通学路安全推進会議において合同点検を実施しています。

引き続き、対策箇所の把握に努めるとともに関係機関と連携を取り、抽出された対策箇所に優先順位を付け効率的、効果的な改善を行ってまいります。

「キッズゾーン」につきましては、現在のところ関係機関からの要望などもないため設置予定はありませんが、今後必要に応じて対応してまいります。

泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
未就学児の集団移動経路（散歩の道等）の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、「キッズゾーン」のモデル実施として1園を指定しています。その他、設定希望の園もあることから設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け引き続き検討してまいります。	
泉南市（保育子ども課、道路課）	※下線部追加
例年「泉南市通学路交通安全プログラム協議会」に出席しているため、関係機関と協議の上、キッズ・ゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討し、協力を呼び掛けます。 キッズ・ゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育部局や警察署並びに地域団体と連携して努めます。	
阪南市（こども政策課）	※下線部追加
市内の保育施設からは、「キッズ・ゾーン」設置に関する積極的な意向はありませんが、国から発出された「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部における安全管理の徹底について」に基づき、各施設に交通事故防止の注意喚起を行い、園外活動における安全管理の徹底に努めています。	
田尻町	※下線部追加
田尻町の保育所の周辺道路は小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンを設置しており、キッズ・ゾーンの設置については必要に応じて対応を行なってまいります。これまでと同様に、関係団体と実施している合同点検を引き続き実施し、以前からの懸案対策箇所の選定や点検結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード及びソフト対策などの交通安全対策を継続して行なってまいります。法定外表示に該当する側帯線等については、計画的に引き直しを実施していきます。 また、法定表示に該当する一時停止線、横断歩道などについては、管轄警察署に引き直しの要望などを今後も継続して行なってまいります。	
熊取町（道路公園課）	※下線部追加
キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。 さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところです。 令和3年1月からは、未就学児童の移動経路における安全確保に向けた効果的かつ効率的な取り組みを推進するため、通学路安全推進会議に、関係機関として、保育担当部局も参画するとともに、通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路も対象とし、大阪府、泉佐野警察署と連携して、安全対策について検討することとしております。 また、路面標示については、定期的な道路パトロールの実施により、見えにくくなっているところは、順次更新を行い、府及び警察署所管分はそれぞれに情報提供のうえ対応を依頼しているところです。	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。歩行帯などの必要なメンテナンスについては、担当部局と連携しメンテナンスに努めてまいります。	

（6）防災・減災対策の充実・徹底について <継続> ★重点項目

共助・自助の視点から、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施すること。災害発生時の情報提供ツールとして、ホームページを見やすくわかりやすい様に工夫を行い、市民へ直接情報発信可能な「大阪防災アプリ」「おおさか防災ネット」等の利用を促進すること。

災害用トイレなどの備蓄・衛生設備を充実し、避難所の空調設備などの環境整備や災害時の医療・福祉体制の整備を進めること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、福祉避難所の指定を促進するなど、災害弱者の支援強化ができるよう取り組むこと。

地域防災の担い手となる、「防災士」の取得促進の広報や、各種研修を充実させること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

(回答)

貝塚市（危機管理課、福祉総務課）	※下線部追加
<p>貝塚市では、災害の危険性を認識し備えを高めるようハザードマップを掲載した冊子を市内の全世帯、事業者配布し、ホームページにウェブ版ハザードマップを掲載しています。また、市民や事業者などを対象とした防災出前講座の開催や地域独自の防災訓練への職員の参加並びに支援を行い、地域防災力の向上に努めています。</p> <p>次に、情報伝達体制についても防災行政無線やエリアメール、ホームページ、SNSなどの複数の手段を用いて住民に情報が届くよう努めており、ホームページについても見やすくわかり易いものとなるような工夫を行ってまいります。また、ホームページに大阪防災アプリやおおさか防災ネットのリンクを貼り付け、利用を促進しています。</p> <p>次に、避難所の環境整備につきましては、<u>災害用トイレやパーテーション、簡易ベッド、CO2センサーなどを配備し、各避難所に空調設備を設置するなど充実を図っており、今後とも引き続き充実に努めてまいります。</u></p> <p>次に、感染症流行下での災害発生時に機能する医療体制の整備・強化につきましては、岸和田保健所、貝塚市医師会、市立貝塚病院などと連携を深めてまいります。</p> <p>避難行動要支援者名簿につきましては毎年度更新を行います。<u>また、災害時に福祉避難所として利用できる施設について、事業者や団体と協定を進めています。</u>次に、防災士につきましては、民間の資格であることから要請研修機関としての登録は考えておりませんが、貝塚市の自主防災組織活動助成金を利用し、資格取得に役立てていただければと考えています。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※下線部追加
<p>11月の第1週の日曜日を「市民防災の日」とし、平成28年度より毎年この日に合わせて、市域全体を対象に「大防災訓練」を実施し、防災対策の啓発を行っております。この訓練では、市民一人ひとりが身を守る行動をするシェイクアウト訓練、地域の各自主防災組織が中心となって市が全戸配布した安否確認タオルを掲示する安否確認訓練及び避難訓練なども行っています。今後も、こうした訓練を通じて、住民の皆さまと避難場所や防災用品について確認してまいりますとともに、地域防災の中核となる自主防災組織については、その活動への積極的な支援を通じて、地域全体の自助・共助意識の涵養を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。</p> <p>また、災害の発生が予想される場合には、気象庁や大阪府の関係機関などと緊密に連携し、随時、気象災害情報を収集しつつ、必要な場合は、防災行政無線、広報車、市のホームページ、登録制メール、LINE等を活用し、すみやかに市民の皆様に正確な情報を周知できるよう努めてまいります。「おおさか防災ネット」の登録状況は、令和5年度末で4,669人となっており、若干減少傾向にありますが、これは、災害情報のラインやツイッターなど多様な手段での配信が進んだことによる影響だと推測されます。</p> <p><u>災害用トイレの備蓄につきましては、簡易トイレ、携帯トイレ等の備蓄、仮設トイレ事業者との仮設トイレ設置協力に関する協定の締結に加えまして、下水道が整備されている避難所へのマンホールトイレの整備を進めるとともに、トイレトレーラーの導入及びトイレトレーラーの派遣要請及び派遣協力に関する協定を締結し自治体間の支援体制の構築にも努めています。</u>また、令和元年度から3年度にかけて、避難所となる各小中学校の体育館に、非常用発電機を併設したLPガス空調設備を設置し、停電時の避難環境の向上に努めています。</p> <p>医療提供体制につきましては、大阪府と連携し、体制強化に努めてまいります。災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、約3,200人の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、</p>	

災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。

防災士の資格取得につきましては、年に1回、年齢や性別を問わず市民を対象とした防災士育成研修を実施し、資格取得者に対するフォローアップ研修を実施するなど、地域の防災活動のリーダーを養成しています。

泉南市（危機管理課）

※下線部追加

災害発生時の情報提供ツールとして、令和6年3月から運用を開始した泉南防災アプリは、市ウェブサイトやLINEとも連携し、情報発信の多重化と分かりやすい周知に努めています。また、防災無線の放送内容をスマートフォンで確認できる機能もあります。泉南防災アプリのダウンロード数は、令和6年9月末現在、4,000件を超えています。今後も、さらなる啓発とダウンロード数の増加を図ります。

避難行動要支援者名簿は、毎年更新をしており、対象者は、令和6年10月時点で8,300人、名簿登録者数は4,200人となっています。地域での訓練の支援としては、訓練時の事故によるけが等を補償する保険の適用や、備蓄物資の非常食で有効期限が近くなったものを有効活用するため、参加者に提供する等しています。

防災士については、令和5年4月に本市において防災士の登録制度を開始し、防災士の知識や技能を市の地域防災力の向上のために活かせるような環境を整備しています。今年度は大阪公立大学、和歌山大学実施の防災士養成講座をウェブサイト等で周知して、資格取得を促しました。

阪南市（危機管理課、市民福祉課）

※下線部追加

災害弱者の支援強化については、本年度、災害時の呼吸器等電源の確保のため発電機を追加備蓄し、新たに福祉避難所を指定したところであり、さらなる充実に取り組んでまいります。また、手あげ同意方式による「災害時要援護者等登録制度」を実施しており、阪南市社会福祉協議会と連携し、登録の新規受付、登録内容の更新を行っています。

実際に、レベル3（高齢者等避難）以上の警報が出た場合、社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、校区（地区）福祉委員などの協力により、登録者への見守りや避難の声掛け等を行っています。

避難行動要支援者名簿についても、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めてまいります。

また、自助、共助、公助が更なる連携を図りながら災害に負けない「人づくり」「地域づくり」につなげていくため、最新のハザード情報を掲載した阪南市総合防災マップを再作成し、家庭や地域での防災対策に活用していただくよう令和4年5月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載しています。

「大阪防災アプリ」「おおさか防災ネット」等の利用については、市の広報誌やウェブサイトにて啓発を行っています。あわせて、市の情報発信のツールとして、令和3年から防災情報を複数の媒体で取得できるようLINE、SNS、固定電話などで情報を取得できる阪南市情報配信サービスの利用登録を推進しており、利用者にとって選択肢が増えることで、重要な情報を確実に取得できるよう情報配信の強化に努めています。災害発生時の本市ウェブサイトについては、緊急情報として最新の情報をより早く、わかりやすく提供できるようトップページのバナーを活用することで、情報発信しているところです。

加えて、災害時の避難所環境の整備は非常に重要であると認識しており、避難者の方に快適で安全な避難所が提供できるよう努めてまいります。

なお、防災士については、資格取得に関する情報提供を行うとともに、防災士に限らず、地域における防災の担い手となる防災リーダーの育成に努めてまいります。

田尻町

※下線部追加

今年度は、生涯学習の講座として「防災・減災」をテーマとした講座をマイ・タイムライン作成講座を行いました。今後も継続してまいります。また、ホームページ、広報紙において、情報の大切さ、取得方法、アプリの活用について、啓発を行うとともに、田尻町公式Instagramにて、防災のお役立ち情報などを配信しています。

避難所の環境整備については、防災ベッドの購入やトイレの機能充実に努めてまいります。また、自主防災組織と連携し、コミュニティ・タイムラインの作成を進めてまいります。防災士養成研修については、今後も継続し、防災士同士の情報交換の場を支援してまいります。

熊取町（自治・防災課、生活福祉課）

※下線部追加

災害時の避難行動や事前の備えに役立てていただくため、各種災害に関する啓発記事やハザードマップを掲載した「熊取町総合防災マップ」を令和3年度に作成、全戸配布するとともに、「熊取町地域防災計画」とあわせてホームページに掲載するなど、住民への周知徹底を図っています。また、緊急時に自助・共助の活動を迅速かつ円滑に実施するため、町内全39自治会で結成されている自主防災組織で、地区毎の自主防災マニュアルを作成いただけるよう積極的に支援するとともに、避難所毎の避難所運営マニュアルの作成に向けて地域住民の方との協働のもと作業を進めています。

災害発生時のホームページにおける情報提供については、トップページに気象情報や取るべき行動、避難所情報などを目立つよう掲載することとしています。

情報伝達については、従前より防災行政無線や緊急速報メール、防災メールを活用しており、加えて、熊取町公式LINE、X（旧Twitter）やFacebookの各種SNSによる情報提供を行っています。なお、「おおさか防災ネット」については、大阪府の管理となっております。

避難所については、女性の更衣や授乳などの利用、感染症拡大防止に資するテントを備え付けており、また、避難所となる各小学校の体育館への空調整備事業に着手するなど環境整備を進めています。さらに、大阪府と協力して各避難所に洋式水洗の組立式トイレを随時整備していく予定です。

災害発生時の医療体制は、本町の災害医療センター（永山病院）はもとより、一般社団法人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しており、災害時の体制を一定確保しております。

また、感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。

また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実に努めてまいります。

なお、防災士の資格取得促進については、令和5年度に「女性防災士」の取得促進を目的とした防災士育成研修を開催し、令和6年度には防災士のフォローアップ研修を実施するなどの取り組みを行っています。

岬町（まちづくり戦略室）

※下線部追加

本町職員は、自主防災組織が実施する避難訓練等における、企画立案時点から積極的に参加・協力しており、住民自身が自助・共助の視点から災害対策に取り組むよう啓発活動に努めています。

災害発生時の情報提供ツールとしては、町内の各戸へ総合防災マップ（印刷物）を配布し、「大阪防災アプリ」や「おおさか防災ネット」などの利用登録の促進を行うとともに、災害発生時には町公式LINEを活用した避難所情報の提供などに努めています。

災害用トイレなどの備蓄・衛生設備の充実にについては、簡易トイレ備蓄数の追加、及び洋式水洗の組立式トイレを計画的に各避難所に配備していくことで、避難所生活における衛生面の向上に努めます。

避難所の環境整備としては、指定一般避難所である学校体育館に空調設備を設置済みです。

医療体制については、大阪府泉佐野保健所管内の行政機関、医療関係団体等と連携して整備・強化に努めます。

避難行動要支援者名簿については毎年度更新を行い、福祉専門職員及び自治区並びに自主防災組織の協力のもと個別避難計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めます。

防災士資格については、本町職員の資格取得など、検討してまいります。

(7) 地震発生時における初期初動体制について <継続>

各自治体において有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な初動対応がとれるよう人員体制を確保すること。また、震災発生時には勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携を近隣自治体に働きかけること。

企業との合同防災訓練や、一時滞在施設として備蓄を要請するなど、企業の大規模災害時への対策を強化すること。

(回答)

貝塚市 (危機管理課)	※下線部追加
<p>地震発生時の初期初動体制につきましては、限られた参集職員で効率的な初動体制を組むため、災害時の優先業務の再整理、全庁的な災害対応体制の整備や職員の対応力強化に努めます。</p> <p>災害時に、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるためには、職員の居住地や雇用関係を考慮すると、少なくとも市町村間の合意や課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。また、貝塚市の防災訓練時に協定事業者へ呼びかけ訓練に参加していただいたり、市内事業者と一時滞在施設の協定を締結したりするなどの連携を進めており、今後も企業と連携し災害対策強化に努めてまいります。</p>	
泉佐野市 (危機管理課)	※下線部追加
<p>地域防災計画の修正や業務継続計画の策定を行い、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。</p> <p>さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携を図れるよう努めてまいります。</p> <p>併せて、大阪880万人訓練に連動し、災害に関する協定締結先である各事業者も参加していただき、災害対策本部運営訓練を実施するなど、大阪府と連携しながら訓練の実施に努めています。また、各事業所からの要望に応じ、防災出前講座を実施するなど、事業所の災害対応力の向上に努めています。</p>	
泉南市 (危機管理課)	※従前と変わらず
<p>地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。</p> <p>近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。</p> <p>企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年3月と9月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙やウェブサイト等で啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。</p>	
阪南市 (危機管理課)	※下線部追加
<p>災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えています。</p> <p>また、自治体間の連携については、大阪府内に震度5弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っています。</p> <p>さらに、企業との連携については、市と企業が一体となって被害を最小限に抑えるための方策を模索し、企業の皆様と緊密な協力関係を築きながら、より強固な防災体制の整備をめざします。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>これまでと同様、定員管理計画に基づき、効率的かつ効果的な組織体制の構築に努めるとともに、震災発生時の職員に係る自治体間の連携については、田尻町受援計画に基づき対応してまいります。また、企業との合同防災訓練をさらに拡充するとともに、災害時の事業所内の対応についても啓発してまいります。</p>	

熊取町（自治・防災課）	※従前と変わらず
<p>本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えております。</p> <p>自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成25年に泉州地域・堺市以南の9市4町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、毎年堺市が実施している総合防災訓練には本町も参加しているところです。地域の関係機関等との連携につきましては、本町の総合防災訓練等を通じて強化に努めているところです。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※従前と変わらず
<p>地震発生時の職員配備体制については、震度4以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が岬町地域防災計画に規程されており、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。また、防災意識の啓発や災害への対策については、継続して強化に努めてまいります。</p>	

(8) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について ★重点項目

①災害危険箇所の見直しについて <継続>

災害未然防止のため斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であり、すでに整備済みであっても、危険度が高い地域の未然防止の観点から日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

(回答)

貝塚市（危機管理課、道路整備課、農林課）	※従前と変わらず
<p>斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の治山・治水に関する取組みにつきましては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを大阪府に伝えるとともに、荒廃森林につきましては、貝塚市としても必要に応じて森林環境譲与税を活用し整備を図ってまいります。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引続き府に要望や協議を行います。土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、河川安全点検期間には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。</p>	
阪南市（河川農水課）	※従前と変わらず
<p>集中豪雨等風水害に伴う崖地の斜面崩壊及び河川の堤防決壊等については、大阪府及び泉南地域の市町において、大阪府・市町の相互の取り組み等の意見交換を行い、点検や対策を進めており、今後の状況変化に対応できるよう努めています。また、森林整備等の維持管理については、大阪府において、森林環境税を活用した危険箇所の対策を講じられており、今後におきまして、関係各課と情報を共有し、大阪府の動向等を注視してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止、改善に努めているところです。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。</p>	
熊取町（自治・防災課、河川農水室）	※従前と変わらず
<p>本町においては、過年度より大阪府と連携し、ため池等を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、2級河川住吉川と雨山川に、河川の水位をリアルタイムで監視できる河川監視カメラを大阪府が整備しております。また、土砂災害警戒区域等における住民の避難行動につきましては、熊取町避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、引き続き、適切に支援してまいります。</p>	

従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに地区住民とともに作成したハザードマップにより周知を行い、加えて（一社）地盤品質判定士会と締結した「土砂災害等における連携協力に関する協定」に基づき、土砂災害の可能性のある箇所の現場調査などを実施し、災害の未然防止に努めています。

ため池においても、令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、ため池下流への影響が大きいため池から順次ため池の耐震性の調査を大阪府により実施し、町において、その調査結果に基づき、必要に応じた耐震対策に取り組むとともに、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するなど、ため池の点検を大阪府と合同で実施しています。この他、浸水対策事業として水路改修工事等や森林整備として災害を未然に防止するため、町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでいます。

岬町（都市整備部）

※従前と変わらず

異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事と併せてソフト対策の充実を図ってまいります。

なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚、啓発に取り組んでまいります。

②防災意識向上について <継続>

必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い日頃の防災意識が高まるよう継続した情報提供に取り組むこと。

また、安全確保の観点から、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、事業活動を休止する基準や仕組みの周知・理解促進を図ること。

(回答)

貝塚市（危機管理課、道路整備課、農林課）

※下線部追加

想定最大規模の高潮、想定最大規模の降雨による大阪府管理河川の浸水想定区域を反映したハザードマップにつきましては、令和3年7月に作成し、市内の全世帯、事業者へ配布しました。市内各地のため池につきましては、順次、ため池ハザードマップを作成し、地域に配布しています。

また、特に災害リスクのある区域に居住する住民に対しては、防災講座など様々な手法により周知・情報提供してまいります。

さらに、避難情報の意味や避難の手順についても、広報かいつかやホームページ、防災講座などを通じて、分かり易い情報発信に努めてまいります。

大型台風など大規模自然災害発生を見込み、安全確保の観点から事業活動を休止することは、それぞれの企業などが自主的に判断するものであり、貝塚市が基準を設けることにより制限を課すことは困難ですが、特別警報が発表されるような場合には、公共交通機関の運休など事業活動が休止されることがあることについて、市民の皆様には防災講座などを通じて啓発してまいります。

泉佐野市（危機管理課）

※従前と変わらず

自然災害の激甚化にともない、令和2年、想定しうる最大規模の高潮浸水想定、見出川、樫井川の洪水浸水想定が公表されました。そこで、令和3年度に、この新たな想定を反映したWEB版ハザードマップを整備し、令和4年度には、地域防災計画及び避難計画を改訂し、浸水想定区域の住民を対象にしたコミュニティタイムラインを作成するほか、令和5年3月には紙版ハザードマップを改定し、全戸配布しました。こうした事業を通じて、市民と連携した防災、避難体制の確保に努めてまいります。

また、地震が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると歩道の混乱による将棋倒しの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。そこで、大規模地震発生や大型台風接近時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による市内の混乱を回避するため、事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員がむやみに移動を開始しないようお願いしてまいります。

泉南市（危機管理課）	※従前と変わらず
府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成 29 年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。ハザードマップは、令和 4 年 2 月に最新のものに更新し、市内全戸配布したところですが、広報や地域への出前講座を通し、住民へ広く周知を行います。	
阪南市（危機管理課）	※従前と変わらず
総合防災マップについては、大阪府の被害想定の見直し等があり、最新のハザード情報を基に内容を充実し、令和 4 年 5 月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載しています。 また、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線、エリアメール、広報車、大阪府防災情報システムやマスメディアの利用に加え、令和 3 年 3 月から開始しています、電話・LINE・SNSを使った「阪南市情報配信サービス」、(株)ジェイコム専用端末を使った「防災情報サービス」等を利用する等、様々な情報発信に取り組んでいるところです。 また、大型台風等大規模自然災害発生時における事業活動を休止する基準については、大阪府において、日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されていることから、制度の周知・理解促進に努めるとともに広報誌やウェブサイト、LINE等を活用し、情報提供してまいります。	
田尻町	※下線部追加
防災意識向上については、総合防災マップ、 <u>防災アプリの活用をはじめ、ホームページ、広報紙、Instagramにより</u> 、啓発、周知を図るとともに、今後も継続して住民向け講座等を行ってまいります。	
熊取町（自治・防災課）	※従前と変わらず
大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、令和 3 年 11 月に作成した熊取町総合防災マップを町内全戸に配布し、災害危険個所の周知を図ったところで、同マップを活用し更なる防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。 また、本町では、「熊取町業務継続計画（令和 4 年 5 月改訂）」を作成し、ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
本町では、令和 5 年 3 月にハザードマップを含む「岬町総合防災マップ」を作成し、住民への配付と併せて、公式ホームページでも公開するなど周知・広報に努めております。 今後も、必要に応じて当該マップ等の改訂を行い、災害被害の拡大防止に努めてまいります。 <u>また、住民と共同で行う活動として、地域単位で災害発生時にとるべき行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・どんな情報を・どんな手段で・誰に伝えるのか」などを時系列にまとめたコミュニティタイムラインの作成支援の実施や、大規模災害発生時の役場における事業活動については、「岬町業務継続計画」に基づき対応してまいります。</u>	

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み <継続>

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時は、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体がともに責任を持って進めること。

(回答)

貝塚市（危機管理課、道路整備課、農林課）	※従前と変わらず
治山・治水に関する取組みにつきましては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを大阪府に働きかけをしてまいります。 鉄道被災の復旧につきましては、鉄軌道管理者が交通機能の維持及び回復に努めるものと考えますが、被災の状況によっては国及び大阪府に対し、支援の要請を行ってまいります。また、自然災害に備えた気象情報の収集などに努めるとともに、発災時には運行状況、復旧状況や今後の見通しなど、情報共有や早期復旧について鉄道事業者と連携を密にし、利用者の混乱を招くことのないように努めてまいります。	

改正踏切道改良促進法の指定を受けて管理体制を定めた踏切につきましては、大規模災害時に早期開放できるよう、大阪府、道路管理者、消防、警察、鉄道事業者などと連携し、訓練などによる管理体制の強化に努めています。	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
本市において鉄道災害が発生した場合、特に危惧されるのは、列車の駅間停止により多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救命救急活動等に支障が発生し、救える命が救えなくなるような事態です。実際、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、長時間の遮断により救命救急活動に大きな支障がありました。これを踏まえ、令和3年4月1日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されております。そこで今後は、こうした法改正の趣旨を災害対策にしっかり反映させていくとともに、災害時には迅速に復旧作業にあたることができるよう、近隣自治体、警察、消防、道路管理者、鉄道事業者等、関係機関と更なる連携の強化に努めてまいります。	
泉南市（環境整備課、危機管理課、産業振興課）	※下線部追加
自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、市としても、鉄道事業者や他の公的機関等、関係機関と連携できるよう、そのあり方等について検討します。	
自然災害による生活関連インフラの被災は、市民生活に直結する非常に重要なものです。広域水道企業団、ガス事業者・電力事業者と緊密に連携し、各事業者の復旧活動が迅速に行えるように防災協定を締結しています。復旧状況の情報なども各事業者と情報共有しながら、迅速に発信できるようにそれらの仕組みを整えます。	
森林内の森林現況や荒廃地等の危険個所を把握し、治山事業を活用できる箇所については、大阪府と協議しながら、治山ダム・山腹工・森林整備等を行い、災害発生の未然防止および減災に努めます。	
阪南市（危機管理課）	※従前と変わらず
激甚災害等により鉄道や公共インフラ設備が被災した際は、市として、早期復旧にむけた取り組みを関係機関に働きかけるとともに、連携をもって対応してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
本町には、維持管理を行っている山林・河川がなく、鉄道軌道については土砂災害警戒区域外であります。激甚災害時における生活関連インフラ設備の被災時においては、事業者及び国等関連機関と連携を図り、責任を持って対応してまいります。	
熊取町（河川農水室）	※従前と変わらず
自然災害による土砂・倒木流入や河岸崩壊などについては、町管理地では、迅速な復旧や対策を行い、被害が拡大することを防止し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を大阪府などの関係機関と協力し取り組んでまいります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を国・大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。	

(10) 交通弱者の支援強化に向けて <継続>

地域実態を調査し、その結果を踏まえバス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

大阪府とも積極的に連携し、「地域公共交通会議」「法定協議会」ではいわゆる交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見も反映すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、都市計画課）	※下線部追加
貝塚市では、水間鉄道を基軸路線とし、それを補完する形でコミュニティバスを運行させており、主要施設への移動手段は既に確保されています。令和4年度・5年度にアンケート調査や意見交換会を実施し、地域実態を調査したうえで、実態にあった移動手段のさらなる充実をめざし、駅間などを	

短距離で結ぶ定時定路線バスと予約に応じて乗降ポイントをその都度最適なルートで結ぶ乗合制のデマンド交通の実証運行を令和7年1月から約1年間実施してまいります。

また、移動販売や商業施設の開設・運営への支援につきましては、貝塚市社会福祉協議会が民間事業者による移動販売の支援を行っているところです。さらに、条件に合う不動産と立地希望企業とのマッチングする貝塚市企業立地マッチング促進事業を令和6年度に創設し、小売業などの商店を含めた企業の誘致を進めています。

泉佐野市（道路公園課）

※下線部追加

誰もが買い物や、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、交通弱者の支援強化に向けて、平成13年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、年間16万人以上の方にご利用をいただいております。また、山間部の路線バスのみ運行している地域にお住いの65歳以上の高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助を400円に拡充し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しているところです。平成26年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しており、移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を推進しております。総じて、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの3つの基本姿勢となっております「生活の質（QoL）の向上」、「民間との協業」、「社会実装」につきまして、これらの市事業施策により、交通弱者への支援等より良い効果が生じております。

泉佐野市におきましては、令和6年1月に二法協議会として泉佐野市地域公共交通協議会を設置し、協議を重ねている状況となっております。今後も様々なご意見を頂きながら交通施策を進めてまいりたいと考えております。

泉南市（環境整備課、産業振興課）

※従前と変わらず

令和4年春のダイヤ改正に伴い、コミュニティバス利用に関するアンケートを実施しました。このアンケート調査の結果では、イオンモールりんくう泉南行き、あるいは帰りのバスを増やしてほしい等の要望を多数頂いたことから、樽井駅が発着点となっていたものを、イオンモールりんくう泉南を発着点に変更することで、待ち時間の活用や他の路線への乗換えなど、利便性の向上を図りました。

買い物困難者への支援については、民間事業者による出張販売に関する広報等の支援を行うほか、市内複数箇所における民間による移動販売の実績等を分析し、実体の把握に努めます。

阪南市（都市整備課、市民福祉課）

※下線部変更（6団体→5団体）

移動支援施策を含む、これからの交通施策については調査研究を行ってまいります。

なお、公共交通機関を利用した移動が困難な方を対象に移動サービスを提供する福祉有償運送制度の登録事業者について事務を行い、現在5団体が登録し、移動困難者への移送支援を行っています。

移動販売については、生活協同組合等が、買い物困難地域に移動販売車による買い物支援を行っており、今後も事業者等と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。

また、「地域公共交通会議」では現在も交通事業者の労働者代表にも参画いただいておりますので、引き続き多方面からの意見を反映できるよう、地域公共交通会議にて議論してまいります。

田尻町

※下線部追加

高齢者や運転免許返納者等の移動支援を行うことで外出するきっかけとなるよう、令和元年度よりコミュニティバスの運行を始めました。このバスは、隣接市と共同運行を行っており、町内の公共施設や商業施設だけでなく、隣接市の駅、病院等へも無料で乗車できることから、たくさんの町民に利用を頂いているところです。

また、本町において、「地域公共交通会議」や「法定協議会」は、設置していないものの、障害者や高齢者については、日常生活に支障がないよう各種福祉サービスを利用いただいておりますが、急な外出や目的によってはサービスを利用できないケースもあります。重度障害者については、従前から移動支援としてタクシー利用助成を実施しております。令和4年度からは要介護認定を受けている高齢者を対象に生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、タクシー利用助成を実施しました。さらに、令和5年度から要支援認定を受けている方も利用いただけるよう対象者を拡充いたしました。

熊取町（道路公園課、産業振興課、生活福祉課）	※下線部追加
<p>本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3コース、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4コース、それぞれ存在しています。</p> <p>しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物弱者」や「ラストワンマイル問題」という課題が顕在化している状況を受け、町全体として公共交通の利便性向上を図る必要があるため、令和5年2月に地域交通法に基づく会議体である「熊取町公共交通協議会」を発足しており、<u>今年度において、住民や本町に関わる人々にとって利用しやすい、持続可能な地域公共交通体系を構築するため、「地域公共交通計画」を策定すべく、同協議会においてしっかりと議論をすすめ取り組んでいるところ</u>です。</p> <p>移動販売や商業施設の開設・運営への支援等については、産業活性化基金を活用した、「町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金」などの支援メニューの提供を通じて、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。</p> <p>今後は、よりきめ細やかな取組に向けて、熊取町スマートシティ構想に基づき、本町社会福祉協議会と連携しながら事業効果を検証してまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>交通弱者に対する支援の取組みについては、「岬町地域交通会議」において、国、大阪府、交通・運輸産業の関係機関代表の方も委員として参加していただいておりますので、委員の意見を反映した、<u>支援強化の手法等を検討してまいります。</u></p>	

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて <継続>

持続可能な上・下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承のため官民連携による相互間研修を導入すること。水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取組みに対する支援や、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者への支援を行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

(回答)

貝塚市（上下水道総務課）	※下線部追加
<p>専門性を有する人材の確保・育成や技術の継承につきましては、現時点で市において人材の確保に向けたさまざまな取組みを行っているほか、市や関係団体などが実施する研修、OJTなどにより、<u>職員の知識やスキルの習得・継承が見込まれることから、官民の相互間研修について実施する予定はありません。</u></p> <p>次に、<u>基盤強化に向けた労働環境改善に向けた取組みや小規模自治体</u>が実施する水道事業への支援につきましては、<u>貝塚市だけではなく広域的な課題であることから、大阪府市長会などを通じて国や大阪府などに必要な支援を要望してまいります。</u></p> <p>また、地域住民への説明につきましては、貝塚市において水道事業の中長期的な視点でめざすべき将来像・具体的取組みを記した「<u>かいつか水道ビジョン2019</u>」の策定にあたり、広くご意見を頂くためパブリックコメントを実施しており、策定後はホームページで公開するなど住民への積極的な情報公開に努めています。</p> <p>なお、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）につきましては導入する予定はありません。</p>	
泉佐野市（経営総務課）	※下線部追加
<p>持続可能な上下水道事業の実現のため、専門性を有する人材の確保・育成等につきましては、重要な課題であると考えておりますので、<u>今後も民間事業者のノウハウを活用してまいりたいと考えております。</u></p>	

また、労働環境につきましては、引き続き改善に向けた取組を行ってまいります。	
さらに、現状におきましては、民間事業者にコンセッションを設定する予定はありませんが、その場合においても料金改定等をはじめとした重要事項は、幅広い議論が必要と考えております。	
泉南市（下水道課）	※従前と変わらず
本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。本要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。	
阪南市（下水道課）	※下線部追加
本市水道事業は、平成31年4月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団 阪南水道センター」として事業を開始しています。	
上・下水道事業の官民連携による相互間研修の導入をはじめ、労働環境・経営基盤等も含めた本市の水道に関する課題等については、必要に応じて、大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。	
田尻町	※下線部追加
水道事業については、大阪広域水道企業団へ統合していますが、 <u>持続可能な下水道事業の実現に向け、専門性を有する人材の確保・育成・技術継承のための方策の導入については検討していきたいと考えています。</u>	
熊取町（下水道河川課）	※下線部追加
水道事業につきましては、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合し、現在は「大阪広域水道企業団熊取センター」として、水道事業を行っており、運営主体が町ではなくなっていることから、本町から今回のご要望に対して、具体的な回答を行うことはできませんので、ご理解をよろしくお願いします。	
<u>下水道事業に係る専門性を有する人材につきましては、下水道事業の中期計画である「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」で定める事業規模・方針に見合った人員確保を行うとともに、外部研修への積極的な参加・活用等しながら職員のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。</u>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
本要請に対応するために大阪広域水道企業団と統合しました。	

7. 大阪南地域協議会統一要請

(1) 震災におけるインフラ整備の対応について <新規>

2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」においては、大規模な地殻変動が発生し、それらの原因により、道路網が寸断され救助隊は元より救援物資の輸送また、自治体派遣も容易でない状態となり、ボランティア活動の開始も大幅な遅れが発生する事態となりました。

このような地殻変動は能登半島という特別な地形から発生したとは考えられますが、南海トラフ地震や上町断層による地震等の災害においても発生しないとも限らず、建物の倒壊等の原因による通行不可能道路となる可能性があります。自治体においては、防災計画が策定され、緊急交通路等が設定されていると考えられますが、そのような状況になった場合の早急な道路復旧等、各自治体としての対応策や予算措置についてお示し頂きたい。

(回答)

貝塚市（危機管理課、道路整備課）
災害発生直後の被害状況の把握、応急復旧及び安全点検を行うための人員確保など、必要な体制の整備に努めるとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、陸上自衛隊などの関係機関との連携のほか、建設・土木関係業者などとの協定締結に基づく災害時の協力関係構築の推進などにより、道路上の倒壊障害物の除去・移動や放置車両の移動などの道路の啓開、復旧などの体制整備に努めてまいります。

<p>泉佐野市（危機管理課）</p>
<p>道路及び付帯施設が被災した場合、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、多量の障害物が発生した場合も含め、緊急交通路を優先して応急復旧を行い、順次その他の道路の応急復旧を行うこととしています。</p> <p>また、道路交通の機能確保について、民間の各事業所と協定や覚書を締結し、被害を受けた各施設の機能応急復旧、交通の妨げとなる土砂や倒木等の障害物及び放置車両の移動について必要な対策を講じることとしています。</p>
<p>泉南市（道路課）</p>
<p>本市防災計画で位置づけられている緊急交通路においては、道路メンテナンスに係る交付金等の活用を継続的に行っていくとともに、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための必要な対策を検討します。</p>
<p>阪南市（危機管理課）</p>
<p>能登半島地震における大規模な地殻変動により、道路網の寸断や救援物資の輸送・ボランティア活動の遅れが生じたことは、防災対策上の重要な課題と認識しています。</p> <p>そのため、本市では、地域防災計画において、南海トラフ地震や上町断層帯地震などを想定し、様々な対応策を講じることとし、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、大阪府は広域緊急交通路を選定し、市は地域緊急交通路を選定しているところです。</p> <p>なお、大規模災害においては、主要幹線道路の優先復旧、緊急交通路の迅速な除去・整備を行うため、国や大阪府、周辺自治体と連携し、救援物資輸送ルート確保と緊急車両の通行確保に努めてまいります。</p>
<p>田尻町</p>
<p>災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通路と一体となって機能すべく地域緊急交通路について、地震発生後に人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開体制等の充実を図るなどの対応を行ってまいります。</p> <p>また、地域緊急交通路約 1.8 km のうち、りんくうタウン内の町道約 0.8 km（44%）においては無電柱化、地下埋設化になっているものであります。その他の区域についても、道路上の倒壊障害物の除去、移動など、早期に道路啓開の対策の検討、予算措置については必要に応じて対応してまいります。住民へは、地震ハザードマップ、津波ハザードマップ、液状化マップにより、危険度、その対策を啓発・周知しております。また、道路網が寸断される可能性もあることから、緊急物資については分散備蓄を行っております。</p>
<p>熊取町（自治・防災課）</p>
<p>震災におけるインフラ（道路網等）整備については、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、熊取町地域防災計画において緊急輸送活動のため確保すべき道路等を選定しています。</p> <p>また、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を構築し、関係機関と連携して、建物の倒壊等の原因により通行不可能となった場合の道路復旧等を早急に行い、緊急交通路の機能を十分発揮させるよう努めます。</p> <p>なお、本町では、平成 30 年に発生した台風 21 号による災害の教訓を活かし、災害の発生時における応急対策及び復旧に要する経費の財源に充てるため、くまとり防災基金を設置しています。</p>
<p>岬町（まちづくり戦略室、都市整備部）</p>
<p>本町では、『岬町耐震改修促進計画（令和 2 年 3 月改訂）』において、緊急交通路を指定し、地震時の建築物の倒壊によって避難や緊急車両の通行を阻害しないよう、沿道建築物の耐震化を促進しております。なお、本町においては、耐震診断義務付け対象路線として、広域緊急交通路である国道 26 号（第二阪和国道）が大阪府の計画において指定されています。また地域緊急交通路（町指定）については、耐震化を促進する路線（耐震化促進路線）として 8 路線を指定しています。</p> <p>本町における緊急交通路（町指定）のうち通行障害建築物（耐震化促進路線）に対しては、重点的に耐震化の啓発を行います。</p>

道路施設の復旧については、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行うこととしております。なお、橋梁など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努めてまいります。また、災害の応急復旧予算に関しては、専決処分により速やかに対応していきます。

(2) 各自治体による少子化対策について <新規>

本年6月に発表された2023年度の「人口動態統計」の概数による合計特殊出生率は、昨年より0.06ポイント低下した1.2となり、少子化が更に進んでいます。また、今後30年間で消滅可能性のある自治体も大阪南地域でも3自治体に増加しました。この2つの問題は少子化問題に大きく係る数値であることから、各自治体での対策として、定住促進や生産人口獲得のための独自施策や共働き支援、更に保育所における配置基準の変更に伴う対応についてもお示し頂きたい。

(回答)

貝塚市（子育て支援課）

定住促進や生産人口獲得のための独自施策として貝塚市若年世帯等定住促進住宅取得補助金のほか、令和6年度から貝塚市結婚新生活支援補助金の交付を開始しました。国の補助金要件に市独自として居住誘導区域内の新婚世帯にはさらに10万円を上乗せすることにより充実した補助制度にしています。また、子育て世代向け情報発信ウェブアプリ「ためまっぷかいづか」を活用した子育て世代に役立つ情報発信のほか子育て世代向け短時間就労の機会の創出と提供を目的とした「キャリアステップかいづか」を通じ、子育てしやすい環境づくりを整備することにより、定住促進につなげています。共働き支援としては、市内の保育所・認定こども園において、国基準による待機児童は発生しておらず、公立認定こども園においては、変更後の配置基準を満たしています。また、全小学校区で留守家庭児童会を実施しています。

泉佐野市（子育て支援課）

本市独自事業は以下のとおりです。

- ・「出会いの機会創出事業」体験型婚活イベントを開催。令和6年8月1日から市独自の婚活マッチングサイト「さの恋」を開設。
- ・「結婚新生活支援事業」新婚世帯に対する住居費用等を補助。夫婦共29歳以下は60万円、30～39歳は30万円。
- ・「妊産婦タクシー利用支援事業」産婦人科などへの通院や出産・産後の健診受診等のためのタクシー乗車券（5,000円分）を配付。
- ・「多胎児家庭育児支援事業」多胎児を養育する家庭に「いずみさの・ファミリー・サポート・センター利用補助券」（50時間相当 40,000円分）を配付。
- ・「こども医療費助成事業」こども医療費助成対象を令和4年10月から18歳年度末までに拡充。
- ・「施設における給食費無償化」就学前施設における給食費無償化を実施。
- ・「就学前施設における紙おむつの持ち帰りの廃止」
- ・「第2子利用者負担額（保育料）無償化」小学校就学前のこどもが同一世帯に2人以上いる場合に市独自施策として2人目以降の利用者負担額（保育料）の無償化を実施。
- ・「市指定ごみ袋の無料配布」2歳未満の乳幼児のいる家庭に紙おむつ用の市指定ごみ袋（200 10枚/月）を配付。
- ・「各中学校区に地域子育て支援拠点を整備」（市内3カ所）

【令和6年度新規事業】

- ・「子育て世帯訪問支援事業」妊娠期から出産後に体調不良等により家事や育児の支援を必要とする世帯に訪問支援員を派遣。
- ・「送迎保育ステーション事業」事業開始予定
- ・「就学前施設における紙おむつのサブスク事業の無償化」就学前施設において使用する紙おむつ等のサブスク事業を全額公費負担（無償化）

保育所等における配置基準の変更に伴う対応については、令和7年度より公立園より国基準へ対応（※3歳児クラスについては、15：1、4・5歳児クラスについては25：1）

<p>泉南市（政策推進課、保育子ども課）</p>
<p>第2期泉南市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度から令和6年度）を策定し、人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、本市として、まち・ひと・しごと創生の取組を推進し、若者が結婚し子どもを産み育てることに希望が持てる環境を整え、まちの魅力を高めることで転入促進・転出抑制に取り組んできたところですが、人口減少に歯止めがかからない状況です。</p> <p>今後は新たな総合戦略の策定を進めるとともにさらなる移住・定住促進にかかる施策を推進します。</p> <p>令和5年度より子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準において半額となっている第2子に係る保育料を無償にしています。</p>
<p>阪南市（健康増進課、シティプロモーション推進課、こども政策課）</p>
<p>不妊症及び不育症のために子どもに恵まれない夫婦に対し、経済的負担を軽減し子どもを産みやすい環境を確保するため、不妊治療等に要する費用の一部助成を実施しています。また、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を実施するため、妊娠届出時の面談後に出産応援ギフト、出産後2か月目頃に実施する「こんにちは赤ちゃん事業」訪問後に子育て応援ギフトとして給付金を交付しています。</p> <p>また、本市では生産人口をターゲットとした移住・定住促進施策を展開しています。具体的には、移住定住ウェブサイトの開設やPR動画、ガイドブックの活用を通じて、市内外で移住相談窓口を設け、アンケート調査を実施しています。</p> <p>さらに、人口減少対策として、移住定住施策を関係部局が連携して進めるための庁内連絡会議を設置し、情報共有を図り取り組みを推進しています。</p> <p>加えて、本市の公立保育所では、国が保育士等の配置基準を見直す以前から、独自に1歳児の配置基準の軽減を行っています。</p> <p>今後も、国において更なる配置基準の見直しが検討されるものと承知していますので、国の動向を注視しながら、適切な保育士等の配置を行ってまいります。</p>
<p>田尻町</p>
<p>本町は0～18歳到達年度末までの子どもの医療費の一部負担金助成や、3歳児から5歳児及び町立小・中学校の給食費の無償化等の、子育て世帯の負担軽減を図るための様々な施策を実施しており、ひいては少子化対策へもつなげていきたいと考えております。</p>
<p>熊取町（子育て支援課、保育課）</p>
<p>本町においても、こどもの人数は年々減少し、核家族化は進む傾向にあります。一方で、本町の合計特殊出生率（H30～R4）は1.41で、前回（H25～H29）の1.33から上昇しており、また、出生時から小学校入学時にかけての子どもの数は増加する傾向にあります。</p> <p>このような中で、少子化対策として独自に実施している事業として、令和4年度から産前産後ヘルパー派遣事業を実施しているほか、令和5年度からは助産師による8カ月児訪問事業を開始し、さらには、産後ケア事業として助産師による訪問型支援の導入を目指すなど、アウトリーチ型の支援の充実を図っています。このほか、共働き世帯を含む子育て世帯に対し、ホームスタート事業、ファミリー・サポート・センター事業を活用し、家事や育児をサポートしていきます。</p> <p>保育所等における保育士の配置基準については、令和6年度より4・5歳児の配置基準が「子ども30人に対し保育士1人」から「25人に対し1人」に、3歳児の配置基準についても「子ども20人に対し保育士1人」から「15人に対し1人」に改定されておりますが、本町では全ての保育施設において最低基準は満たしているものの障がい児等配慮を要する子どもの増加に伴う加配保育士の確保に苦慮しているところです。</p> <p>今後も安全安心な保育サービスを安定的かつ継続的に提供していけるよう、民間園に対する就労支援金の支給などにより、引続き保育士の確保に努めてまいります。</p> <p>このような形で、妊娠・出産期から子育て期にわたり切れ目なく寄り添う支援を心がけ、安心して出産・子育てができる環境づくりに取り組んでいます。</p>
<p>岬町（まちづくり戦略室、しあわせ創造部）</p>
<p>本町の第5次岬町総合計画では、まちづくりの基本方針の一つとして定住・交流施策を推進しており、少子化への的確な対応を図るため、人口減少抑制に向けた定住施策を展開しています。</p>

具体的には、出産祝金制度や新築住宅取得補助制度、中古住宅取得補助制度等補助事業の充実を進めてまいりました。また、未婚化・晩婚化に対する取組を推進するため、結婚を望む独身男女の出会いの場を提供する婚活事業に係る費用の一部を補助する婚活支援事業にも取り組んでいるところであります。今後はさらに効果的な少子化対策、共働き支援を検討するとともに、地域住民の声を反映させた施策を展開してまいります。加えて、こども支援施策としましては、特定教育保育施設保育料を第1子半額、第2子が無償化、給食費を無償化しております。保育所の配置基準については、2024年度に行われた保育士の配置基準の見直し後の配置基準により運営を行っております。

(3) 子ども食堂ネットワークについて <継続・強化>

子ども食堂は、食事を提供する場所のみだけではなく、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しており、現在の社会課題に対する一助となると考えられるため、更なる行政の積極的な関わりが必要であると考えことから、各自治体で担当窓口を明確化し、地域ネットワークへの連携の強化を図って頂きたい。また、実施状況においてや自治体としてのフードドライブへの支援・周知についての考えもお示し頂きたい。

(回答)

貝塚市（子ども相談課）	※下線部追加
<p>年4回程度開催しているフードドライブで受け付けた食材などを子ども食堂のスタッフが受け取りに来る際に、子ども食堂間のネットワークを構築するための情報共有の場の設定を行っております。</p> <p>また、フードドライブにつきましては、人通りの多い市役所のエントランスホールにおいて開催することにより、市民を含むより多くの来庁者に関心を持ってもらえるように努めています。</p> <p>さらに、ホームページや広報紙、フェイスブックなどのSNSを活用した情報発信も行っております。</p>	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
<p>先述のとおり、本市ではこども食堂運営団体のネットワークを設置し、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品等を実施しております。今年度はネットワーク会議を開催し、情報共有を図るなど地域におけるこどもの居場所づくりの推進に寄与しております。</p>	
泉南市（家庭支援課）	※下線部追加
<p>令和4年度に子ども食堂ネットワークを設置し、今年度も2団体が新規加入し、令和6年10月末現在で、9団体が登録しております。</p> <p>開催頻度等は団体により異なりますが、月1回から毎週実施している団体もあり、学習支援の実施等、食の提供以外の取組みや、地域の見守り機能としての役割も発揮もされています。</p> <p>また、年に一度の交流会を実施し、令和5年度は常日頃から子どもたちの見守り等の活動をされている主任児童委員や、様々な課題に取り組まれているCSWも参加して頂きました。困難を抱える子どもたちが子どもの居場所につながるよう、今後も情報収集の場として交流会を開催します。</p>	
阪南市（市民福祉課）	※下線部追加
<p>本市では、主に、阪南市社会福祉協議会が子ども食堂の立ち上げや支援を行っており、<u>子ども食堂運営者や支援者等で構成する「子ども食堂ネットワーク会議」を開催し、情報共有を行っております。</u></p> <p>また、各方面からのフードドライブ等の食料支援の情報等を把握次第、社会福祉協議会や同ネットワーク会議を介し、子ども食堂運営者に情報提供・意向確認を行っております。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町における子ども食堂は民間団体が行っている1箇所のみであるため、ネットワークの構築は行っておりませんが、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っております。</p>	
熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<p>本町の住民提案協働事業として実施している「子ども食堂」については、<u>子育て支援課が担当課として、令和6年度においては南小学校区内の「こどもレストラン」、中央小学校区内の「Vientokitchen（ビエント キッチン）」及び西小学校区内の「ひなた食堂」において、実施団体と本町とが各々の役割のもと互いに連携を図り、こどもの食事及び居場所を提供して見守りを行い、こどもやその親が抱える悩みや、その課題に応じた支援につなぐことが出来るよう取り組んでいるところ</u>です。</p>	

また、本町では環境課が担当課として町内公共施設の窓口で食品回収（フードドライブ）を実施し、家庭で余っている食品を回収することにより子ども食堂でも活用いただくなど、食べ物を必要としている人とつなげる取組を行っています。なお、取組の周知については、町ホームページをはじめ毎年10月の食品ロス削減月間に広報誌に掲載するとともに、町内各小学校4年生を対象に毎年行っている環境教育セミナーにおいてフードドライブの実施状況を説明し、保護者に周知を依頼しています。今後においても、関係部署や各団体同士の連携を高め円滑な取組を推進していきます。

岬町（しあわせ創造部）

※従前と変わらず

本町では、現在子ども食堂が構築されていない状況です。今後は、NPO、市民団体等と連携できるよう検討します。

8. 泉南地区協議会独自要請

《貝塚市》

(1) 公共交通機関への財政支援について <継続・一部修正>

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講じること。

また、貝塚都市計画にもあります、コミュニティバスの山手ルート便数を減らしてもデマンド交通運行を新設する重要度と必要性について説明されたい。また、高齢者運転免許返納者が買物に苦勞する現状が散見されることから、支援措置として無料交通パスの配布を支援されたい。

回答に、「貝塚市社会福祉協議会が移動販売事業を実施していることから当該事業の動向を注視してまいります」とありますが、障害者の移動支援以外の移動販売事業について実績を明らかにされたい。

(回答)

2024（令和6）年度

（都市計画課、障害福祉課、産業戦略課）

鉄道・バスともに、市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も安全輸送及びコミュニティバス運行に対して必要な補助を継続してまいります。

また、貝塚市社会福祉協議会が移動販売事業を実施していることから、当該事業の動向を注視してまいります。



2025（令和7）年度

（産業戦略課、障害福祉課、都市計画課）

安全輸送及びコミュニティバス運行に対しての補助は継続してまいります。

デマンド交通の実証運行につきましては、今後の高齢化・交通弱者の増加に伴う移動ニーズの多様化を見据え、利用者と供給者の双方にとって、より効率的な運行サービスを提供することにより障害者や高齢者などの移動の利便性を高め、外出機会を増やしていくことを目的としています。

また、現状のコミュニティバスにつきましては、市民アンケートなどにおいて、「近くに停留所がないこと・遠回りなルートであること」を不満に思う回答が多く、狭い道にも入っていける車両の使用ときめ細かな乗降ポイントの設定・予約に応じて最適なルートを運行するデマンド交通の利便性が市民のニーズと一致していると考えています。

高齢の運転免許返納者への支援措置につきましては、もともと運転免許証を持っていない高齢者との公平性の観点から、実施する考えはございません。

移動販売事業につきましては、貝塚市社会福祉協議会によって支援を実施しており、現在2事業者と連携し、市内町会・自治会と調整のうえ、希望のある12の町会・自治会に対し、週1回移動販売車が訪問し、どなたにでもご利用いただけることとしています。今後も移動販売支援の動向を注視するとともに、買物に苦勞されている方々への支援について研究してまいります。

(2) ごみ集積場所の適正管理について <継続・一部修正>

風雨又は小動物などの影響により、市内のごみ集積場所からごみ（可燃ゴミ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見される。管理責任者又は利用する住民が、ごみ集積場所の清潔保持及びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることができるよう、効果的な管理方法を明らかにすること。

また、ごみ散乱防止ネット（小動物忌避ネット）の無償貸与又は助成制度の拡充を講ずること。回答に、「無償貸与や助成制度についての考えはございません」とありますが、近隣市町村の状況を説明されたい。

ごみ収集場所までの移動が困難な市民に民間事業と連携したふれあい収集について運用の実績を明らかにされたい。

(回答)

2024（令和6）年度

（廃棄物対策課）

ごみ集積場所の適正な使用については、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めております。効果的な管理方法については、集積場所等の状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況です。無償貸与や助成制度を一部の近隣市で実施されておりますが、現時点で本市において実施する考えはございません。



2025（令和7）年度

（廃棄物対策課）

ごみ集積場所の適正な使用につきましては、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めています。効果的な管理方法につきましては、集積場所などの状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。

ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況です。無償貸与や助成制度を一部の近隣市で実施されておりますが、現時点で貝塚市において実施する考えはございません。

なお、近隣市町のごみ飛散防止ネットの貸与や助成の状況につきましては、堺市：無償譲渡制度あり（道路上のごみステーションを概ね5世帯以上で使用。代表者がネットを管理できる。状況調査に協力する。1か所1回限りなどの要件。）、高石市：なし、和泉市：なし、泉大津市：なし、忠岡町：なし、岸和田市：無償譲渡制度あり（ごみステーションを概ね3世帯以上で使用。代表者がネットを管理できる。1か所1枚限りなどの要件。3年経過しなければ再申請できない。）、泉佐野市：助成・貸与制度あり（おおむね10世帯以上のごみ集積所を管理する自治会または任意団体の代表者への助成（1/2、上限5万円）・折りたたみネットボックスの貸出（4～6週間））、熊取町：なし、田尻町：なし、泉南市：なし、阪南市：なし、岬町：なし、となっております。

また、ふれあい収集の実績につきましては、令和6年4月から市職員により実施しており、12月10日時点で、生活ごみの収集を支援している世帯が35件、粗大ごみの収集がのべ31件となっております。

(3) 病児保育の浜手地区への拡充 <継続・一部修正>

発熱等で看護の必要な子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。現状の周知方法に加えて、パンフレットを市内の企業へ配布する等、制度の認知度がさらに高まる取り組みを検討されたい。また、現状、市内で病児保育を行っている場所は、山手地区に一ヶ所のみである。貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

回答にもありますが、引き続き認知拡大に尽力を尽くしていただきたい。

(回答)

2024（令和6）年度

（子育て支援課）

病児・病後児保育事業については、平成22年10月より、民間の事業者に委託し実施しています。その施設の利用状況は、年間約750名の受入が可能ですが、利用実績が定員に達していないため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知については、現在、市ホームページ等で周知しているほか、令和5年6月発行の「かいづか子育てガイドブック」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しております。かいづか子育てガイドブックは官民協働事業で発行しており配布部数に限りがあるため、冊子の配布拡大はできませんが、デジタル版は市ホームページや、子育て世代向け情報発信ウェブアプリ「ためまっぷかいづか」で閲覧可能です。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めます。



2025（令和7）年度

（子育て支援課）

病児・病後児保育事業につきましては、平成22年10月から市内の民間の事業者に委託し実施しています。その施設の利用状況は、近隣市町の利用者も含め年間1,000人以上の受入れが可能で、浜手地区の利用者も含め希望者の受入れが概ね可能な状況のため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知につきましては、現在、ホームページなどで周知しているほか、令和6年6月発行の「かいづか子育てガイドブック」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しています。かいづか子育てガイドブックは作成部数に限りがあるため、企業への配付はしていませんが、デジタル版はホームページや、子育て世代向け情報発信ウェブアプリ「ためまっぷかいづか」で閲覧可能なことから企業に対しても周知に努めてまいります。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めます。

《泉佐野市》

（1）広域幹線道路の整備について <新規>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組まれます。また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道170号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれます。

(回答)

（道路公園課）

都市計画道路 泉州山手線は、泉州山手線整備推進協議会を構成する岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町にとって、大阪南部における防災、物流、観光など様々な機能を担う重要な路線であります。本市も、大阪府の事業進捗に合わせて、沿道のまちづくりや早期事業効果発現に向けた取り組みを大阪府と連携・協力し、引き続き早期整備に向けて注力します。また、国道170号の渋滞解消につきましては、本市の実情を踏まえて関係機関へ働きかけを行って参ります。

《泉南市》

（1）市内観光資源の活性化と地元企業等への優遇について <継続>

地元企業・従業員の福利厚生に寄与するため、市内の観光施設（泉南ロングパークなど）の利用料優遇

制度等の独自支援策について、構築・検討を行うこと。また、市民全体においても、同様の支援策の構築・検討を行うこと。

(回答)

※従前と変わらず

(産業振興課)

関係機関と連携し、検討していきます。

(2) 少子化対策について <継続>

近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市ではすでに実施されています。コロナ対策として臨時的な無償化はされたものの、幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため恒久的な給食費の無償化を図ること。併せて、義務教育課程における給食費の無償化も図ること。

(回答)

※従前と変わらず

(保育子ども課、教育総務課)

泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しております。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。

学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担と規定されています。

一部の自治体で給食費の無償化を実施しているところもありますが、本市の財政状況においては市単独での無償化は困難であると認識しています。

<<阪南市>>

(1) 尾崎駅周辺の賑わい創出について <新規>

尾崎駅周辺は、行政、経済、文化等に関する機能が集中しているエリアであり、阪南市の中心拠点として、子育て世帯や高齢者の交流など、にぎわいの創出や快適な生活を支える拠点の形成に向けた土地利用が重要です。また、本エリアへの交流人口の増加を図り、地域の発展や活性化に取り組むことが必要です。以上のことから、地域の強みや資源を十分に生かし、観光としての魅力を持つエリアの形成をめざし、尾崎駅周辺のにぎわい創出に向け、企業・創業希望者に対するの情報発信や支援の強化に取り組まれない。

また、災害に対する対応として、市役所駐車場及びサラダホール駐車場の敷地内にロータリーを設置するなど、安全で安心して暮らし続けられる地域の形成・整備に取り組まれない。

あわせて、尾崎駅周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、地元住民及び鉄道事業者と協議を図られたい。

(回答)

(成長戦略室、都市整備課)

中心市街地である尾崎駅周辺は、重要な都市拠点であり、この尾崎駅周辺エリアの都市機能やにぎわい創出を強化していくことが課題であり必要なこととございます。そのため、エリアマネジメントを用いた、公民連携のまちづくりを進めることを総合計画に位置づけています。

また、令和6年度は、尾崎駅周辺地区を対象としたエリアの価値向上に向け、当該エリアの活性化策、アクションプランを検討するなかで、対象エリアのエリアマネジメントを具体的に展開していくため、空き家・空き店舗の状況や、対象エリアに関係する事業者や権利者へのヒアリング、道路空間の活用や歩く文化の形成検討などの業務を行っています。

今後、エリアマネジメントを進めていくことができる具体的な仕組みづくりを考えてまいります。

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しております。こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化と歩道整備を実施しています。

また、尾崎駅周辺に係る取組や災害時の公共交通機関の連携等については、今後も関係機関等と協議調整を行い、できるところから取組みを進めてまいります。

《田尻町》

(1) まちづくりの人材育成対策について <継続>

移住・定住施策等により、8,000人の大家族プロジェクト推進が図られている中、「第5次田尻町総合計画」等に基づき「田尻町たじりっちポイント事業」が2023（令和5）年度から実施され、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図る施策がスタートし、世代間での交流を図るとともに各世代で多彩な人材が育成されることが期待される。

これらの人材を生かし地域コミュニティ活動が活性化できるように取り組まれない。

(回答)

2024（令和6）年度

地区会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続が難しくなっており、「第5次田尻町総合計画」において、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組んでいます。その戦略の1つとして、ボランティア活動に対し、ボランティアポイントを付与する仕組みを新たに設け、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図る「田尻町たじりっちポイント事業」を令和5年度から実施しています。

また、多世代交流や住民主体による居場所（なごみの里）づくりなどを通じて、「8000人の大家族」のコンセプトに相応しい、住民がともに支え合い助け合う、活発な地域コミュニティが形成されるようなまちづくりに引き続き努めてまいります。



2025（令和7）年度

「第5次田尻町総合計画」において、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組んでいます。その戦略の1つとして実施している「田尻町たじりっちポイント事業」により、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図ると共に、多世代交流や住民主体による居場所（なごみの里）づくりなどを通じて、「8000人の大家族」のコンセプトに相応しい、住民がともに支え合い助け合う、活発な地域コミュニティが形成されるようなまちづくりに引き続き努めてまいります。

また、令和7年度から地域コミュニティ活動を活性化するための住民会議の開催を予定しており、新たな地域づくり人材の発掘と育成に取り組んでまいります。

《熊取町》

(1) 広域幹線道路の整備について <継続>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組まれない。

また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道170号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれない。

(回答)

2024 (令和 6) 年度

(まちづくり計画課)

都市計画道路 泉州山手線については、平成 27 年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、これまでも泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、令和 5 年 8 月にも事業主体である大阪府に対して、要望活動を行いました。令和 2 年度には、大阪府都市整備中期計画において、(都) 貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間が位置付けられ、事業着手されていますが、大阪外環状線までの早期事業着手の要望を引き続き行ってまいります。また、国道 170 号 (大阪外環状線) についても、慢性的な渋滞解消を図るべく大阪府に対して 4 車線化の早期事業着手要望を行っており、大阪府からは、現在事業中の (都) 大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するとの考え方が示されているため、引き続き大阪府と 4 車線整備の進め方について検討してまいります。



2025 (令和 7) 年度

(まちづくり計画課)

泉州山手線については、平成 27 年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、これまでも泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきたところです。令和 6 年度には本協議会へ新たに 3 市 1 町の商工会議所ならびに商工会に賛助会員として参画いただき、整備推進、早期完成に向けた連携協力を図っていくこととし、令和 6 年 7 月に事業主体である大阪府に対して、要望活動を行っております。令和 2 年度に策定された大阪府都市整備中期計画では、(都) 貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間が位置付けられ、事業着手されていますが、大阪外環状線までの早期事業着手の要望を引き続き行ってまいります。

また、国道 170 号 (大阪外環状線) についても慢性的な渋滞解消を図るべく、大阪府に対して 4 車線化の早期事業着手要望を行っており、大阪府からは、現在事業中の (都) 大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するとの考え方が示されており、引き続き、大阪府と 4 車線整備の進め方について検討してまいります。

《岬町》

(1) 企業誘致対策のさらなる強化について <継続>

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えます。

岬町企業立地促進条例に基づく企業誘致について、進捗状況を明確に示していただきたい。また、今後も町が求められる業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとられる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向けて取り組まれない。

(回答)

2024 (令和 6) 年度

(総務部)

本町では、平成 17 年に企業誘致の優遇措置を行う岬町企業誘致に関する条例 (現「岬町企業立地促進条例」) を制定以来、多奈川地区多目的公園及び関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致に努め、多目的公園には 6 事業者、発電所跡地には 2 事業者の誘致を行い、5 事業者を条例に基づく、優遇措置事業者として決定し、支援を行っています。本町の条例では、総額 1 億円の優遇措置を受けることが可能であり、他団体と比べても手厚い優遇制度を設けるほか、企業立地促進法や過疎法に基づく課税免除制度の導入など、積極的に支援制度を設けています。また、企業誘致にあたっては、町長が東京出張を利用した国等へのセールス活動や大阪府、関西電力との連携による誘致活動を行っており、企業誘致に一定の成果を見せているところです。今後とも、発電所跡地への企業誘致に積極的に取り組んでまいりますので、貴協議会においても企業用地のアピール等への協力をお願いします。



2025（令和7）年度

（総務部）

本町では、平成17年に企業誘致の優遇措置を行う岬町企業誘致に関する条例（現「岬町企業立地促進条例」）を制定以来、多奈川地区多目的公園及び関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致に努め、多目的公園には6事業者、発電所跡地には2事業者の誘致を行い、5事業者を条例に基づく、優遇措置事業者として決定し、支援を行っています。

また、企業立地促進法や過疎法に基づく課税免除制度の導入など、積極的に支援制度を設けています。企業誘致にあたっては、町長が東京出張を利用した国等へのセールス活動や大阪府、関西電力との連携による誘致活動を行っており、企業誘致に一定の成果を見せているところです。今後とも、発電所跡地への企業誘致に積極的に取り組んでまいりますので、貴協議会においても企業用地のアピール等への協力をお願いします。

（2）新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について <継続>

新たなみさき公園の整備に係る優先交渉権者が決定されましたが、将来継続的に親しまれる公園を作る事が町としての責任であると考えます。つきましては、現状いかなる展望を以て計画を進められているのか、詳細を明確に示していただき、また、駅前再開発についても、みさき公園の整備と同時にすすめる事が有用であると考え、計画を進める中で町民の雇用促進に対する支援を含めた取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴う事により、特急の停車駅から除外される事がないよう、南海電気鉄道株式会社と正式な協議を実施していただき、今後も町民の利便性の確保に万全を期されたい。

（回答）

※従前と変わらず

（都市整備部）

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、PFI事業による公園の再生に向けた取組を進めています。

令和4年9月28日には、PFI事業者と「新たなみさき公園整備運営事業」に係る事業契約を締結し、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して公園を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいります。また、南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。

以 上

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の 8 者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組む（国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている）。

*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

*2024 年問題

「働き方改革」にともない 2019 年に労働基準法が改正され、多くの業種にて時間外労働の上限が規制された。運送業と建設業、医師は準備期間として 5 年間の適用が猶予されていたが、2024 年 4 月から上限規制が適用される。過労死などのリスクに直面してきた多くの労働現場で長時間労働の是正が期待される一方で、物流の停滞や路線バスの減便、地域医療の不足など様々な影響が懸念されている。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内 7 ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001 年 7 月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。

その後、2006 年に一部改訂を経て、2011 年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016 年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

*性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

* 特定妊婦

「貧困」、「DV」、「予期せぬ妊娠」、「若年妊娠」など、複雑な事情を抱え、子どもの養育について出産前に特に支援が必要と認められる妊婦のこと。増加傾向にあり、全国に約 8,000 人いるといわれる。母子の体調のような医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境に大きなリスクを抱えている場合がある。

* LGBTQ

「Lesbian (レズビアン)」、「Gay (ゲイ)」、「Bisexual (バイセクシュアル)」、「Transgender (トランスジェンダー)」、「Queer (クィア) / Questioning (クエスチョニング)」の頭文字をとった言葉で、いわゆるセクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の一部の人々を表す総称。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現が使われることもある。

* SOGI (性的指向と性自認)

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

* 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。2024 年 4 月からは京都府・兵庫県の実施自治体との連携がスタートし、転居に伴う手続きの負担軽減を図っている。

※府内では、大阪市、堺市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、交野市において同様の制度が実施されている。(2024 年 1 月時点)

2. 経済・産業施策・中小企業施策

* 中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

* 技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者(原則 23 才以下)とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

* BCP: Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

* BCP 策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年 7 月から BCP 策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」(以下、「強化計画」という。)を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版 BCP『これだけは!』シート」(以下、「府シート」という。)を令和元年 12 月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP 策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・

推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

*** サプライチェーン**

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

*** パートナーシップ構築宣言**

連合会長、経団連会長、日商會頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

*** 公契約条例**

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

*** 総合評価入札制度**

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*** 中核的労働基準**

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

*** 人権デュー・デリジェンス**

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

*** 関西蓄電池人材育成等コンソーシアム**

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和6年度を目処に、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

3. 福祉・医療・子育て支援

*地域包括ケア

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供すること。

*大阪府高齢者計画 2024（仮称）

「大阪府高齢者計画 2024（仮称）」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生き生きと暮らせる社会を構築するため、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「介護保険事業支援計画」、「老人福祉計画」、「介護給付適正化計画」、「認知症施策推進計画」を一体的に策定するもの。

医療、福祉、介護等の専門家や有識者で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」で、現行計画である「大阪府高齢者計画 2021」の取組み状況を踏まえ、協議を行い、パブリックコメントを経て、令和 6 年 3 月に計画を策定予定である。

*生活困窮者自立支援制度

2013（平成 25）年 12 月、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が成立し、2015（平成 27）年 4 月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

*セーフティネット住宅

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な人は今後も増加する中、住宅セーフティネットの根幹である「公営住宅」は大幅な増加が見込めない。一方で民間の空き家・空き室は増加しており、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度が 2017 年 10 月から開始。大きな柱として、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、を掲げている。

*住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯（妊婦含む）、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV 被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、生活困窮者、更生保護対象者、東日本大震災による被災者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBTをはじめとする性的マイノリティ、U I J ターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者（大阪府居住安定確保計画における範囲）

*AYA 世代

Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、主に、思春期（15 歳～）から 30 歳代までの世代を指す。AYA 世代で発症するがんの特徴としては、「希少がん（新規に診断される症例の数が 10 万人あたり年間 6 例未満のがん）」と呼ばれる珍しいがんが多い。また、学業、就職、結婚など、大きなライフイベントが集中する時期でもある。

*第 4 期大阪府がん対策推進計画

がん対策基本法第 12 条第 1 項に基づく都道府県計画であり、がん対策に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画。第 4 期計画では 2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度までの 6 年間の計画期間としている。

基本理念として「がんになっても適切な医療を受けられ、安心して暮らせる社会の構築」を掲げ、その実

現に向け「がん死亡率の減少」、「がん罹患率の減少」、「がん生存率の向上」、「がん患者や家族の生活の質の維持」を全体目標としている。

*** 健活 10**

大阪府が推進する健康づくりのための取り組みで、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、府民の健康づくりの一層の機運醸成をはかることを目的としている。

*** 大阪版健康マイレージ事業 “おおさか健活マイレージアスマイル”**

大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称。18歳以上の府内在住者が参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードすることで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベント等に参加ができる。健康活動に対してポイントが付与され、さまざまな特典と交換ができる。

*** 二次医療圏**

都道府県が医療政策を立案するために、一次・二次・三次の医療圏を設定している。

一次医療圏は診療所などの外来を中心とした日常的な医療を提供する地域区分で、原則は市区町村が中心。三次医療圏は、重度のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する単位で、北海道を除いて各都府県がひとつの区域となる。

二次医療圏は、救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した区域である。人口や入院患者の流出入の状況に基づき、通常は複数の市区町村で構成する。医師数や病床数などの計画は二次医療圏をベースにしており地域医療の基本的な単位といえる。

医療の高度化や医師の偏在が進んでいることから、政府は「病院完結型」から「地域完結型」の医療に体制を移行しようとしている。医師の確保策や病院再編の検討も、二次医療圏を軸にして進められている。

*** 地域包括支援センター**

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、各市町村が設置主体。

専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援等の相談に応じる。介護保険の申請窓口も担っている。

*** ビジネスケアラー**

仕事をしながら家族等の介護に従事する人。ピークを迎える 2030 年時点では約 318 万人になると推計されており、労働力の低下に拍車がかかる懸念がされている。

*** 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業**

指導員の勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助することで、一般的に他業種に比較して低いといわれている学童保育指導員の賃金を上げると共に、指導員の学びに応じた賃金制度を実施しやすくすることにより保育の質を高めることをねらいとしている。なお、市町村が実施主体となる。

*** 企業主導型保育（事業）**

2016 年に内閣府が開始した助成制度で、企業が主に従業員向けに保育施設を整備するための事業。自治体の認可は必要ないため、認可外保育施設に位置づけられるが、基準を満たせば整備費の 75%相当と運営費の助成が受けられる。

*** 第 2 次大阪府子ども貧困対策計画**

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取り組みにより、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）

第 9 条に基づき、平成 27 年 3 月に第 1 次子どもの貧困対策計画を策定した。さらに、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取り組みを進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取り組みを後押し

し、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第2次子どもの貧困対策計画（令和2年度から6年度）を策定。

*子ども食堂

「子ども食堂」とは、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂であり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、滋味豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざま。

コロナ禍において、こども食堂は居場所としての開催は難しくなったが、それでも日頃からのつながりを生かし、お弁当や食材等の配布などのフードパントリーの活動などに変え、子ども・子育て世帯等とのつながりを守り、活動を続けている。

*子どもの権利条約

世界中すべての子ども達がもつ権利を定めた条約。1989年に国連総会で採択され、196の国・地域で締約し日本は1994年に批准している。

子どもが大人と同じように一人の人間として持つ権利を認めるとともに、成長過程にあって保護・配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

*こども基本法

すべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として、2023年4月施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見反映について定めている。

*児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待の防止を目的として2000年に制定された法律。親権者らによる体罰禁止が明記されており、児童相談所の子どもの一時保護を担当する部署と、保護者の相談を受ける部署を分け、虐待事案への対応力を高めること等が盛り込まれている。

*オレンジリボン運動

「オレンジリボン」は児童虐待防止運動のシンボルであり、児童虐待を根絶することをめざした運動。

*ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもの指す。

4. 教育・人権・行財政改革施策

*スクールカウンセラー（SC）

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

*スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通して、児童・生徒の支援をおこなっている。

*奨学金返済支援制度

都道府県や地方公共団体（市区町村）、企業等が主体で行っており、条件付きで返還の一部を肩代わりし、経済的負担・心理的負担の軽減に繋がる。

***大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例**

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為であることから、大阪府は2019（令和元）年11月1日、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」）を施行した。

***インターネットリテラシー**

インターネットの情報・事象を正しく理解し、適切に判断、運用できる能力。プライバシー保護やセキュリティ対策が行えることや、対面ではしないであろう差別的な発言や誹謗・中傷などを行わないこと、など。

***新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、創設された交付金。

本交付金は、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みになっている。

***情報格差**

一般に、情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。

***マイナンバー制度**

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現 などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

***共通投票所制度**

通学区域など地域ごとの投票所のほかに、駅前や大型商業施設など、だれでも投票可能な共通の投票所を設置できる制度。平成28年（2016）の公職選挙法改正により設置。

ただし、「二重投票の防止」にかかるコストがかかる。

***記号式投票**

地方公共団体の首長・議会選挙においては、条例で定めることで記号式投票を採用可能。但し、点字・期日前・不在者投票は除外され、投票当日の投票のみ可能。

あらかじめ候補者名や政党名が書かれた投票用紙に、投票者が何らかの定められた記号（○やチェック）を記す投票方式。マークシートやパンチカード、電子投票などもこれに当たる。

兵庫県神戸市では、2021年4月に「神戸市長選挙における記号式投票に関する条例」が施行され、同年10月執行分から導入された。2013年・2017年と5割未満だった投票率は53.85%となった。

***主権者教育**

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと（総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」）。子どもたちが政治・社会に関心を持ち、それを自分事として考えたうえで選挙等に主体的に参加する意識を養う教育。

5. 環境・食料・消費者施策

***おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度**

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス

削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

***3010 運動**

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

***食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）**

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

***フードバンク**

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

***カスタマーハラスメント**

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

***「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」**

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとしている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）：CO₂ などの温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡（プラスマイナスゼロ）を達成すること。実現した社会を＝「脱炭素社会」と称する。

***脱炭素先行地域**

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされる。先行的な取り組みを実施し、各地の創意工夫を横展開する。

***2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン政調戦略**

グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

- ・エネルギー関連産業… ①洋上風力・太陽光・地熱 ②水素・アンモニア ③次世代熱エネルギー
④原子力
- ・輸送・製造関連産業… ⑤自動車・蓄電池 ⑥半導体・情報通信 ⑦船舶
⑧物流・人流・土木インフラ ⑨食料・農林水産業 ⑩航空機
⑪カーボンリサイクル・マテリアル
- ・家庭・オフィス関連産業… ⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント ⑬資源循環関連
⑭ライフスタイル関連

***「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」**

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を2021年3月に策定。なお、本計画は気候変動適応法第12条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

***再生可能エネルギー**

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

***スマートグリッド**

IT技術を活用し、発電所の「供給側」と家庭や事業所などの「需要側」の電力需給を自動制御し、需要に応じて供給側・需要側の双方から発電施設からの電力量をコントロールできる技術を持った次世代電力供給システムのこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

***避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

***クロスセクター効果**

「地域公共交通の運行に対して行政が負担している財政支出」と「地域公共交通を廃止したときに追加的に必要となる分野別代替費用（例：路線バスに代わり、スクールバスや病院送迎バスを実施するための費用）」というコスト同士を比較するもの。

***大阪スマートシティパートナーズフォーラム**

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（C i v i c T e c h）：シビック（C i v i c：市民）とテック（T e c h：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

以上

発行
住所

〒59010076
③ 連合大阪大阪南地域協議会

大阪府堺市堺区北瓦町2丁3番8号

堺東北條第2ビル6階 ユニオンセンター堺